

文部科学広報

文部科学省 編集



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY - JAPAN



特集

文教・科学技術施策の動向と展開
2019年度文部科学行政の推進



特集

文教・科学技術施策の動向と展開 2019年度文部科学行政の推進



2019年度文部科学省 機構・定員の概要 [文部科学省 大臣官房総務課] …… 1



2019年度文部科学関係予算の概要 [文部科学省 大臣官房会計課] …… 2

2019年度税制改正の概要 [文部科学省 大臣官房政策課] …… 9

効果的な政策の企画・立案及び推進、評価の取組 [文部科学省 大臣官房政策課] …… 11

国際協力・交流の推進 [文部科学省 大臣官房国際課・国際統括官付] …… 13



安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 [文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部] …… 17

総合教育政策局の発足 [文部科学省 総合教育政策局] …… 25

初等中等教育の充実 [文部科学省 初等中等教育局] …… 36



高等教育の充実 [文部科学省 高等教育局] …… 48

私立学校の振興 [文部科学省 高等教育局私学部] …… 56

科学技術・学術政策の推進 [文部科学省 科学技術・学術政策局／研究振興局／研究開発局] …… 59



総合的・一体的なスポーツ行政の推進 [スポーツ庁] …… 77

「文化芸術立国」の実現を目指して [文化庁] …… 84

文教・科学技術施策の 動向と展開

2019年度文部科学行政の推進

2019年度文部科学省

機構・定員の概要

文部科学省大臣官房総務課

文部科学省は、我が国の成長を支える基盤である教育や科学技術、文化・スポーツ等の重要施策を所掌しています。

2019年度においては、これらの施策を着実に実施するために、後述のような組織体制の強化や必要な定員の措置を行うことを予定しています。

特に2020年度から予定される高等教育の無償化を実施するため、高等教育局学生・留学生課に企画官を新設するとともに、公文書監理に係る実効的なチェック体制を構築するために、大臣官房に公文書監理官を新設します。また、政府全体の取組として、新たに障害者雇用を推進するための定員を措置します。

教育関係

- 高等教育無償化に向けた企画官の新設
- 教育分野のEBPM推進に関する各種データ活用の推進及び提供体制の戦略的整備に伴う増
- 専修学校における社会人向けリカレント教育の充実に対応する体制の強化に伴う増
- 幼児教育無償化に係る体制の強化に伴う増

科学技術関係

- 次世代放射光施設の推進のための体制構築に伴う増
- 科学技術イノベーションを通じた持続可能な開発目標(SDGs)達成に係る体制構築に伴う増
- バイオテクノロジー分野の研究開発の推進体制の整備に伴う増

- 第3回北極科学大臣会合(ASM3)に対応するための体制整備に伴う増

スポーツ関係

- スポーツ界のコンプライアンス強化のための体制整備に伴う増

- 運動部活動改革を推進するための体制強化に伴う増

文化関係

- 「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」制定に係る体制整備に伴う増

復興・防災関係

- 南海トラフ地震対策に関する体制強化に伴う増

その他

- 公文書監理官の新設
- 文部科学省のコンプライアンス体制の強化に伴う増
- 新たな障害者雇用の推進のための増

【参考】

- 過去3年間の文部科学省定員の推移
- 2017年度末 2116人
- 2018年度末 2126人
- 2019年度末 2133人

2019年度文部科学関係予算の概要

文部科学省大臣官房会計課

2019年度文部科学関係予算

2019年度文部科学関係予算については、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化の振興により、「人づくり革命」を断行し、「生産性革命」を実現するための予算として、総額5兆5,287億円の予算を計上しています。2018年度予算と比較すると2,349億円の大幅な増額(4.4%増)となっており、文部科学行政を推進するに当たって必要な予算を確保できたと考えています。

教育関係予算について

我が国が持続的に成長・発展するには、一人一人の能力や可能性を最大限引き出し、多様な個性を伸ばす教育が不可欠です。2019年度文教関係予算(いわゆる教育分野)については、対前年度2,093億円増(5.2%増)の4兆2,348億円の予算を確保しました。

教育政策推進のための基盤の整備

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導運営体制の構築

教職員定数については、学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、小学校専科指導の充実や共同学校事務体制の強化など、1,456人の定数改善を図ります。

また、教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るためのスクールサポートスタッフの拡充(3,600人(対前年度600人増))や、中学校における部活動指導員の配置拡充(9,000人(対前年度4,500人増))を図ります。さらに、学校の業務改善に向けて、業務改善の取組を加速するための実践研究事業を実施します。

国立大学改革の推進

国立大学法人運営費交付金については、教育研究力の基盤である運営費交付金を確保(1兆971億円(前年同))しつつ、新しい評価・資源配分の仕組みの導入を通じて、評価のわかりやすさや透明性の向上、各大学の主体的な取組の推進、教育研究の安定性・継続性への配慮のもとでの改革イニシアティブの向上を図ることにより、挑戦する国立大学を支援します。

また、大学間連携や産学連携の推進等による地域イノベーションの創出や、世界最高水準の教育研究の展開を進める、学長の経営改革構想の実現の加速を支援するため、国立大学経営改革促進事業として45億円(対前年度5億円増)を計上しています。

私立大学等改革の推進等

私学助成関係では、私立大学等経常費補助について、アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金分配により、教育の質の向上を促進するとともに、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援します。また、各大学の役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。

私立高等学校等経常費助成費等補助については、都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援するとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援します。

学校施設整備の推進

学校施設は、我が国の将来を担う児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される極めて重要な施設です。近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(2018年12月14日閣議決定)として取りまとめられました。これを踏まえ、学校施設の強靱化を図るために必要となる耐震化や非構造部材の耐震対策、防災機能強化などを推進します。

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

地域と学校の連携・協働と学校安全等の推進

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、

学校を核とした地域力強化の仕組みづくりを推進するとともに、地域の活性化につながる多様な取組を展開することにより、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、一億総活躍社会や地方創生の実現を図ります。また、学校種・地域特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を目指します。

新しい時代に求められる資質・能力の育成

2020年度から実施される新学習指導要領を踏まえ、「情報活用能力」の育成、特に小学校プログラミング教育の円滑な実施などを推進するとともに、生徒の発信力強化のための英語指導力の向上をはじめとして、小中高等学校を通じた外国語教育の強化のための取組を総合的に実施します。

また、「特別の教科 道徳」として位置づけられた道徳教育について、「道徳教育アークイブ」の充実をはじめとして、抜本的改善・充実を図ります。

いじめ・不登校対応等の推進

いじめ対策や不登校支援については、スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(27,500校(対前年度800校増))、スクールソーシャルワーカー(対前年度10,000人(対前年度2,500人増))など、学校における専門スタッフの配置を充実します。また、いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を図ります。

高大接続改革の推進

変化の激しい時代において、子供たちが新たな価値を創造する力を育成するため、2020年度から始まる「大学入学共通テスト」や「高校生のための学びの基礎診断」の実施等、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入学者選抜改革を一体的に推進します。

価値を創造する力を育成するため、2020年度から始まる「大学入学共通テスト」や「高校生のための学びの基礎診断」の実施等、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入学者選抜改革を一体的に推進します。

社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成

グローバル社会における児童生徒の教育機会の確保・充実

在外教育施設で学ぶ児童生徒が増加する中、国内と同様の教育を行うために派遣教師数を拡充(1,299人(対前年度25人増))するとともに、高度グローバル人材育成拠点としての日本人学校等の教育機能を強化します。また、アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生を日本全国の高校に招へいするとともに、地方公共団体や学校、民間団体等が実施する留学プログラムへの参加に対する支援を実施し、高校生の国際交流の促進を図ります。

卓越大学院プログラム

世界の学術研究やイノベーションなどあらゆるセクターをけん引する卓越した博士人材(「知のプロフェッショナル」)の養成像を明確に設定した上で、その育成に必要な世界最高水準の教育・研究力を結集した学位プログラムを構築するとともに、各大学において大学院教育全体の改革を推進します。

生涯学び、活躍できる環境の整備

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実
リカレント教育等社会人の学び直しの抜本的拡充を図るため、大学や専修学校におけるリカレントプログラムの開発促進、産学連携人材育成システムの構築、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくり、社会人の学びの情報アクセスの改善、放送大学の実務型プログラム等の充実などを実施します。

特別支援教育の生涯学習化プラン

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化芸術等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進します。また、学校における医療的ケアのための看護師配置については拡充(1,800人(対前年度300人増))を図ります。

誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

教育費の負担軽減

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、質の高い教育を提供するため、2019年10月から全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速します。

また、高校生等への修学支援の充実を図るとともに、大学生等への給付型奨学金制度の着実な実施や、無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施など、各教育段階の負担軽減により学びのセーフティネットの構築を図ります。

日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

我が国における深刻な人手不足を踏まえ、出入国管理及び難民認定法等が改正され、新たに就労を目的とした在留資格として「特定技能」が創設されることとなりました。外国人の受入れ拡大に向けて、地域における日本語教育の総合的な体制づくりや、日本語教室空白地域解消の推進、学校における日本語指導体制の整備などを実施するための予算として、総額14億円（対前年度9億円増）を確保しました。これを通じて、外国人が日本社会の一員として円滑に生活できる環境を整備し、外国人との共生社会を実現するため、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実を図ります。

Society 5.0に向けた人材育成

「Society 5.0に向けた人材育成」社会が変わる、学びが変わる」（2018年6月5日）において取りまとめられた方向性に基づく施策を実施します。

具体的には、「公正に個別最適化された学び」の実現に向けて学校教育において効果的に活用できる、教師を支援するツールとしての先端技術の導入に関する実証研究や、国内外の大学、企業、国際機

関等が協働して高校生へより高度な学びを提供する仕組みの構築、地域課題の解決等探究的な学びを実現する取組の推進などを通じて、Society 5.0という新たな時代に向けた施策を推進します。

スポーツ関係予算について

全ての人々がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会の確保や、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えてくれるトップアスリートの育成・強化など、スポーツ立国の実現を目指したスポーツの振興を図るための予算として、対前年度10億円増（3・1%増）の350億円を計上しています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2019年ラグビーW杯等に向けた準備としては、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動等への支援、ナショナルトレーニングセンターの拡充整備、ドーピング防止活動の推進などに取り組みます。

このほか、2019年3月1日に設立した大学スポーツ協会（UNIVAS）の活動への支援、スポーツ・インテグリティの体制整備なども合わせて、スポーツ施策の総合的な推進を図ります。

文化芸術関係予算について

文化芸術立国の実現に向けて、文化資源の磨き上げによる好循環の創出や、文化芸術の創造・発展と人材育成、文化財の確実な継承に向けた保存・

活用の推進などに必要な予算として、対前年度85億円増（7・8%増）の1,167億円を計上しています。

この中には、2019年1月から運用が開始された国際観光旅客税財源を充当する事業も含めて計上されています。日本博を契機とした観光コンテンツの拡充や、文化財に対する多言語解説の整備をはじめとして、文化資源を活用した観光インバウンドのための環境整備を推進します。

科学技術予算について

第5期科学技術基本計画を踏まえ、未来の大きな社会変革や生産性革命に対応し、超スマート社会（Society 5.0）を実現するため、イノベーションの創出に向けた取組を推進します。

また、我が国の研究力向上に向けた研究開発、人材育成を進めるとともに国家戦略上、重要な技術の研究開発を推進します。

このため、2019年度科学技術予算については、対前年度235億円増（2・4%増）の9,861億円を計上しています。

Society 5.0を実現し未来を切り拓く イノベーション創出とそれを支える基盤の強化

未来社会の実現に向けた先端研究の強化

未来社会実現の鍵となるビッグデータ等を活用した革新的な人工知能の研究開発を推進するとともに、新たに開始する材料の社会実装に向けたプロセ

スサイエンス構築事業や革新的材料開発力強化プログラム(Mirubeプログラム)等のナノテク・材料分野、経済・社会的な重要課題に対し量子科学技術を駆使して非連続な解決を目指す光・量子飛躍フラッグシッププログラム(QILEAP)をはじめとした光・量子技術分野等の先端的な研究開発を推進します。

世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用の推進

我が国における世界最高水準の大型研究施設や学術研究基盤等の整備・利活用を推進します。

特に、2021～2022年の運用開始を目標とした世界最高水準の汎用性のあるスーパーコンピュータ(ポスト「京」)の開発として、対前年度比43億円増となる99億円の予算を計上し、本格的な製造に着手します。

また、研究力強化と生産性向上に貢献する次世代放射光施設の整備として、13億円の予算を計上し、官民地域パートナーシップによる役割分担により整備に着手します。

あわせて、大型放射光施設(Spring-8)等の我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を促進します。

オープンイノベーションの推進と、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進

「組織」対「組織」の本格的産学官連携を通じたオープンイノベーションの加速により、企業だけでは実現できない飛躍的なイノベーションの創出を実現し、大学等の研究シーズを基に地域内外の人材・技術を取り込みながら、地域から世界で戦える新産業

の創出に資する取組を推進するほか、民間の事業化ノウハウを活用した大学等発ベンチャー創出の取組等を推進します。

また、経済・社会的にインパクトのある出口を明確に見据え、挑戦的な目標を設定したハイリスク・ハイインパクトな研究開発として、未来社会創造事業の拡充やムーンショット型研究開発制度の創設を行います。

我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成

若手研究者を中心としたリソースの重点投下や、若手研究者が海外で挑戦するための支援等の拡充

我が国の研究力向上に向け、科研費の抜本的拡充を行います。

具体的には対前年度比86億円増となる2,372億円の予算を計上し、若手研究者への支援を重点的に強化するとともに、国際共同研究種目を充実させます。

また、戦略的創造研究推進事業において、「さきがけ」の充実や、より若手の研究者を育成する「ACTIX」の新設等により、若手研究者の挑戦的な研究を支援します。

さらに、海外特別研究員事業の拡充や、国際競争力強化研究員事業の創設等により若手研究者等が海外で研さんを積み挑戦する機会を拡充を行います。

科学技術イノベーション人材の育成・確保等の推進

科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るための取組を重点的に推進しま

す。特に、新たな研究領域に挑戦するような優秀な若手研究者やアントレプレナー(起業家)の育成・確保、初等中等教育段階から児童生徒の才能を伸ばす機会等の提供、科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進等の取組を推進します。

国家的・社会的な重要課題の解決に貢献する研究開発の推進

健康・医療分野の研究開発の推進

日本医療研究開発機構において、iPS細胞等による世界最先端医療の実現や、精神・神経疾患の克服に向けた脳科学研究、がんや感染症等の疾患対策に向けた取組などの健康・医療分野の基礎的な研究開発を推進します。

また、理化学研究所や量子科学技術研究開発機構等において、それぞれのポテンシャルを活用し、健康・医療を支える基礎・基盤研究を実施します。

防災・減災分野の研究開発の推進

南海トラフ地震の想定震源域のうち、観測網が設置されていない海域(高知県沖～日向灘)に新たな海底地震・津波観測網の構築を進める予算として16億円を新規で計上しています。

また、防災ビッグデータの収集・整備・解析、官民一体となった総合防災力向上のための研究、地震、津波、火山、豪雨災害等に関する研究開発を推進すること、自然災害に対して強靱かつ安全・安心な社会の実現に貢献します。

クリーンで経済的なエネルギーシステム実現に向けた

研究開発の推進

エネルギー制約の克服・エネルギー転換・脱炭素化に挑戦し、温室効果ガス的大幅な排出削減と経済成長の両立や気候変動への適応等に貢献するため、空化ガリウム半導体等による省エネルギー社会の実現、気候変動メカニズムの解明、環境・エネルギー問題の根本的解決が期待できる核融合エネルギーの実現に向けたITER（国際熱核融合実験炉）計画等の実施など、クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に向けた研究開発を推進します。

国家戦略上重要な技術の研究開発の推進

宇宙・航空分野の研究開発の推進

宇宙・航空分野の予算は、対前年度比15億円増の1,560億円を計上しています。

具体的には、2020年度の初号機打ち上げに向けて開発を進めているH3ロケットや次世代人工衛星等による防災を含む広義の安全保障（安全・安心）、産業振興等につながる技術開発の積極的な推進に加え、我が国が世界的にリードしている宇宙科学・宇宙探査等の科学技術の振興に貢献するフロンティアの開拓、更に、安全性・環境適合性・経済性といった重要なニーズに対応する次世代航空科学技術の研究開発等を推進します。

海洋・極域分野の研究開発の推進

海洋科学技術は、地球環境問題をはじめ、災害への対応を含めた安全・安心の確保や資源開発といった我が国が直面する課題と密接に関連しています。

このため、地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発等を行う海洋研究開発機構の運営に必要な経費や北極関連の予算等を計上しており、関係省庁や研究機関、産業界と連携を図りながら、調査観測及び研究開発を推進します。

原子力分野の研究開発・安全確保対策等の推進

原子力が抱える問題に正面から向き合い、原子力の再生を図るため、高温ガス炉に係る国際協力を含めた原子力基盤技術開発や共用促進等の取組を着実に進めます。

また、東京電力（株）福島第一原子力発電所の安全な廃止措置等を着実に進めるため、国内外の英知を結集した先端的技術の研究開発及び人材育成に加え、原子力の安全研究、高速炉や加速器を用いた放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための研究開発等を着実に進めるとともに、原子力施設の安全確保対策を行います。

最後に

文部科学省としては、「人生100年時代」や「Society 5.0」の到来を見据えながら、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていくため、引き続き、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化の振興に全力で取り組んでまいります。

2019年度 文部科学関係予算のポイント

「人生100年時代」や「Society 5.0」の到来を見据えながら、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていくため、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化の振興により、「人づくり革命」を断行し、「生産性革命」を実現する。

	前年度 予算額	2019年度 予算額	比較増 △減額	比較増 △減率
文部科学 関係予算	5兆2,938億円 ※1	5兆5,287億円 ※2	2,349億円	4.4%増

※1 幼児教育無償化等に伴う予算組替後の数字 ※2 「臨時・特別の措置」として2,084億円を計上

文教関係予算のポイント 4兆2,348億円(2,093億円増)

※「臨時・特別の措置」として1,974億円を計上

教育政策推進のための基盤の整備

- ◆新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導運営体制を構築し、「チームとしての学校」を実現
 - ・義務教育費国庫負担金(教職員定数の改善増:1,456人) 1兆5,200億円(△27億円)
 - ・専門スタッフ・外部人材の拡充 135億円(15億円増)
- ◆大学等の基盤的経費を充実しつつ、アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある配分により教育研究の質の向上を促進するとともに、高専の高度化・国際化を推進
 - ・国立大学改革の推進 1兆1,016億円(5億円増)
 - ・私立大学等の改革の推進(経常費補助) 4,190億円(15億円増)
 - ・国立高等専門学校の高度化・国際化 626億円(1億円増)
- ◆児童生徒等の安全と健康を守るため、学校施設の耐震化や、非構造部材の耐震対策、教育研究環境の整備等を推進
 - ・公立学校施設整備 1,608億円(926億円増)
 - 【2018年度第1次補正予算額 : 985億円】
 - 【2018年度第2次補正予算額 : 372億円】
 - ・国立大学等施設整備 1,155億円(779億円増)
 - 【2018年度第1次補正予算額 : 36億円】
 - 【2018年度第2次補正予算額 : 108億円】
 - ・私立学校施設整備 195億円(93億円増)
 - 【2018年度第1次補正予算額 : 26億円】
 - 【2018年度第2次補正予算額 : 108億円】
 - ・認定こども園施設整備 34億円(12億円増)
 - 【2018年度第1次補正予算額 : 1億円】
 - 【2018年度第2次補正予算額 : 107億円】

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

- ◆地域と学校の連携・協働を推進し地域力を強化するとともに、地域全体で学校安全等を推進
 - ・地域と学校の連携協働の推進及び学校安全等の推進 72億円(2億円増)
- ◆英語教育やプログラミング教育、道徳教育など、新しい時代に求められる資質・能力を育成するための支援を充実
 - ・情報教育の充実 7億円(0.2億円増)
 - ・道徳教育の抜本的改善・充実 42億円(7億円増)
- ◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充やSNS等を活用した相談への支援など、いじめ・不登校対応等を推進
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 65億円(4億円増)
 - ・SNS等を活用した相談事業 2億円(1.6億円増)
- ◆変化の激しい時代において、子供たちが新たな価値を創造する力を育成するため、高大接続改革を推進
 - ・「大学入学共通テスト」準備事業 21億円(7億円増)

社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成

- ◆グローバル社会における児童生徒の教育機会を確保・充実
 - ・在外教育施設の教育機能の強化 176億円(△3億円)
 - ・アジア高校生架け橋プロジェクト 4億円(2億円増)
- ◆卓越した博士人材を養成するためのプログラムを拡充
 - ・卓越大学院プログラム 74億円(18億円増)

生涯学び、活躍できる環境の整備

◆人生100年時代を見据えて、リカレント教育等社会人が学び直す機会を拡充

- リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実 93億円(5億円増)

◆就学前から卒業後まで、特別支援教育の生涯学習化を推進

- 学校卒業後における障害者の学びの支援 1億円(前年同)
- 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 26億円(2億円増)

誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

◆幼児教育無償化、高校生等への修学支援、大学等奨学金事業の充実など、各教育段階の負担軽減により学びのセーフティネットを構築

- 幼児教育無償化の実施 701億円(418億円増)
- 高校生等への修学支援 3,873億円(32億円増)
- 大学等奨学金事業の充実 1,272億円(111億円増)

◆外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育を充実

- 生活者としての外国人に対する日本語教育の充実 8億円(6億円増)
- 外国人児童生徒等への教育の充実 5億円(3億円増)

Society 5.0に向けた人材育成

◆公正に個別最適化された学びの実現や、文理分断からの脱却など、Society 5.0に向けた人材を育成

- 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業 3億円(新規)
- WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 1億円(新規)
- 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 3億円(新規)
- Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業 13億円(2億円増)
- 大学の数理及びデータサイエンス教育に係る教育強化 9億円(3億円増)



ジャパンパラ陸上競技大会 (出典: エックスワン)



子供の文化芸術体験の様子

スポーツ関係予算のポイント

350億円(10億円増)

◆競技力向上事業の充実や、ナショナルトレーニングセンターの拡充整備など、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2019年ラグビーW杯等に向けた準備の推進

- 競技力向上事業 100億円(4億円増)
- ナショナルトレーニングセンターの拡充整備 25億円(△11億円)

[2018年度第2次補正予算額: 60億円]

- スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム 12億円(前年同)
- アンチ・ドーピング体制の整備・強化 3億円(0.1億円増)

◆大学スポーツの振興や、スポーツの成長産業化、障害者スポーツの振興、スポーツ・インテグリティの体制整備など、スポーツ施策を総合的に推進

- 大学スポーツの振興(UNIVASの支援等) 1.6億円(0.1億円増)
- スポーツ産業の成長促進事業 2億円(0.2億円増)
- 障害者スポーツ推進プロジェクト 0.6億円(0.1億円増)
- スポーツ・インテグリティの体制整備 0.4億円(0.1億円増)

文化芸術関係予算のポイント

1,167億円(85億円増)

※国際観光旅客税財源を充当する事業を含む[2018年度第2次補正予算額: 60億円]

◆魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開や、文化資源を活用した観光インバウンドのための拠点形成など、文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出

- 「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充 35億円(新規)
- Living History(生きた歴史体験プログラム)事業 35億円(新規)
- 文化財多言語解説整備事業 10億円(5億円増)

◆文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術創造活動への効果的な支援や、新たな時代に対応した文化芸術人材の育成等を推進

- 舞台芸術創造活動活性化事業 33億円(前年同)
- 日本映画の創造・振興プラン 12億円(1億円増)
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成 66億円(0.4億円増)

◆適切な周期による修理や防犯・防災対策、文化財を支える技の伝承基盤強化、日本遺産など地域の文化財の総合的な活用に関する取組を推進し、文化財を確実に次世代へ継承

- 適切な修理周期等による文化財の継承の推進 238億円(5億円増)
- 文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン 6億円(1億円増)

科学技術予算のポイント

9,861億円(235億円増)

※エネルギー対策特別会計への繰入額1,087億円(6億円増)を含む
※「臨時・特別の措置」として110億円を計上[2018年度第2次補正予算額: 1,501億円]

Society 5.0を現実に未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化

◆Society 5.0時代の核となる、革新的な人工知能・ビッグデータ・IoT、ナノテク・材料、光・量子技術など、未来社会の実現に向けた先端研究を強化

- AIP:人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト 85億円(△0.3億円)
- 革新的材料開発力強化プログラム(M-cube) 47億円(28億円増)
- 材料の社会実装に向けたプロセスサイエンス構築事業 3億円(新規)
- 光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP) 22億円(前年同)

◆Society 5.0を支える世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用を図る。特に、ポスト「京」、次世代放射光施設を本格的に推進

- ポスト「京」の開発 99億円(43億円増)

[2018年度第2次補正予算額: 209億円]

- 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進 13億円(11億円増)

◆共創の場の構築によるオープンイノベーションの推進と地域イノベーションの促進を図るとともに、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進

- オープンイノベーション促進システムの整備(大学) 25億円(7億円増)
- 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム 36億円(5億円増)
- ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進 81億円(26億円増)
- ・未来社会創造事業 65億円(10億円増)
- ・ムーンショット型研究開発制度の創設 16億円(新規)

[2018年度第2次補正予算額: 800億円]

我が国の抜本的な研究力向上と優秀な人材の育成

◆研究力向上加速プランとして、研究生産性の高い事業等について若手研究者を中心としたリソースの重点投下や、新興・融合領域の開拓、若手研究者が海外で研さんを積み挑戦するための支援等を実施

- 科学研究費助成事業(科研費) 2,372億円(86億円増)

[2018年度第2次補正予算額: 50億円]

- 戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出) 424億円(△10億円)
- 海外特別研究員事業 23億円(2億円増)
- 国際競争力強化研究員事業 1億円(新規)

◆科学技術イノベーション人材の育成・確保等を推進

- 卓越研究員事業 18億円(0.9億円増)
- 世界で活躍できる研究者戦略育成事業 2.4億円(新規)
- 科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進 20億円(0.2億円増)

国家的・社会的重要課題の解決に貢献する研究開発の推進

◆iPS細胞等による世界最先端医療の実現などの健康・医療分野の研究開発を推進

- 再生医療実現拠点ネットワークプログラム 91億円(0.7億円増)
- 脳科学研究戦略推進プログラム等 67億円(7億円増)
- 先端的バイオ創薬等基盤技術開発事業 13億円(新規)

◆防災・減災分野の研究開発を推進。特に、南海トラフにおける新たな地震・津波観測網の構築を推進

- 南海トラフの新たな地震・津波観測網の構築 16億円(新規)

[2018年度第2次補正予算額: 16億円]

- 基礎的・基盤的な防災科学技術の研究開発 92億円(20億円増)

[2018年度第2次補正予算額: 4億円]

◆クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に向けた研究開発を推進

- 省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発 16億円(1億円増)
- ITER(国際熱核融合実験炉)計画等の実施 218億円(△1億円)

[2018年度第2次補正予算額: 4億円]

国家戦略上重要な技術の研究開発の実施

◆H3ロケット・宇宙科学等の宇宙・航空分野の研究開発を推進

- H3ロケットや次世代人工衛星の開発 1,560億円(15億円増)

[2018年度第2次補正予算額: 291億円]

- 宇宙科学等のフロンティアの開拓 473億円(51億円増)
- 次世代航空科学技術の研究開発 37億円(4億円増)

◆海洋・極域分野の研究開発を推進

- 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発 31億円(5億円増)
- 北極域研究の戦略的推進 12億円(0.5億円増)
- 南極地域観測事業 48億円(△3億円)

[2018年度第2次補正予算額: 33億円]

◆原子力分野の研究開発・安全確保対策等を推進

- 原子力の基礎基盤研究とそれを支える人材育成 48億円(前年同)

[2018年度第2次補正予算額: 30億円]

- 「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」の実現 45億円(0.3億円増)
- 高速増殖炉「もんじゅ」の廃止措置に係る取組 179億円(前年同)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えたい17の目標

これら科学技術イノベーションの推進により、国連持続可能な開発目標の達成にも貢献(STI for SDGs)

2019年度税制改正の概要

文部科学省大臣官房政策課

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充

祖父母等から孫等に対して教育資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税措置について、以下の見直しを行った上で、適用期限を2年延長することが認められました(2021年3月31日まで)。

○教育資金管理契約の終了年齢を、従来の30歳から、在学中であることを条件に40歳まで引き上げる

○23歳以上の孫等の教育資金の範囲を、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定(習い事等は対象外)。

○贈与から3年以内に祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば贈与の残額を相続財産に加算する(在学中の場合を除く)。

これにより、世代間の資産移転を通じた教育負担の軽減を引き続き促進してまいります。

2. 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業の借用証書等に係る印紙税の非課税措置について、その適用期限を3年延長することが認められました(2022年3月31日まで)。

これにより、引き続き、奨学金貸与に係る学生の負担軽減を図ってまいります。

3. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充

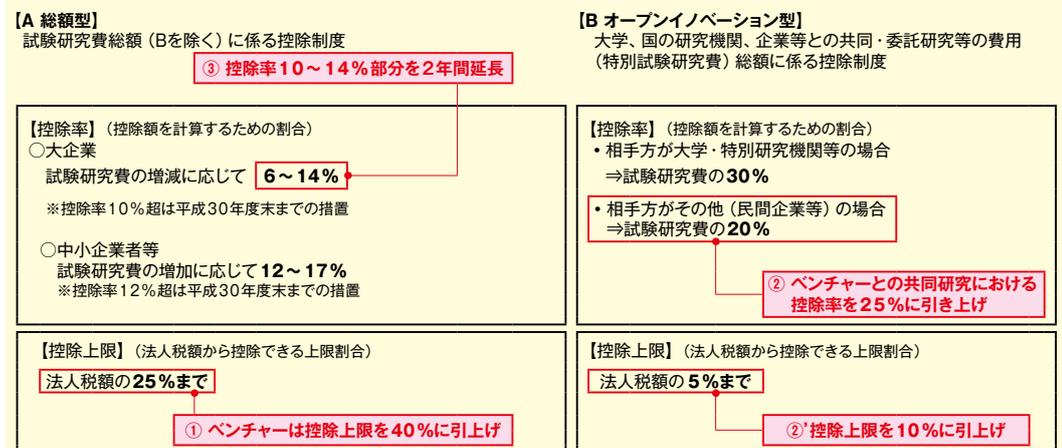
民間企業の研究開発投資の維持・拡大に貢献し、競争力を強化するため、民間企業が試験研究を行った場合に法人税額等の控除を受けられる研究開発税制について、以下の5点が認められました。

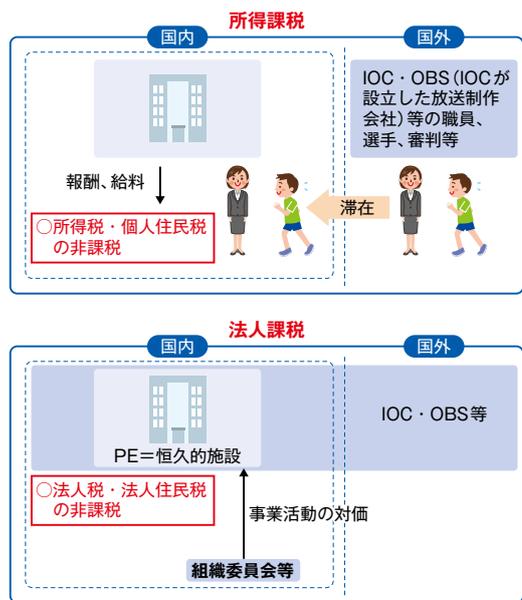
①ベンチャー企業の総額型の控除上限について法

人税額の40%(現行:25%)に引上げ

②オープンイノベーション型における研究開発型ベンチャーとの共同研究における控除率を25%(現行:20%)に引き上げるとともに控除上限を10%(現行:5%)に引上げ

③総額型の控除率の上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限を2年延長





これにより、1年後に迫る東京大会の円滑な実施に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

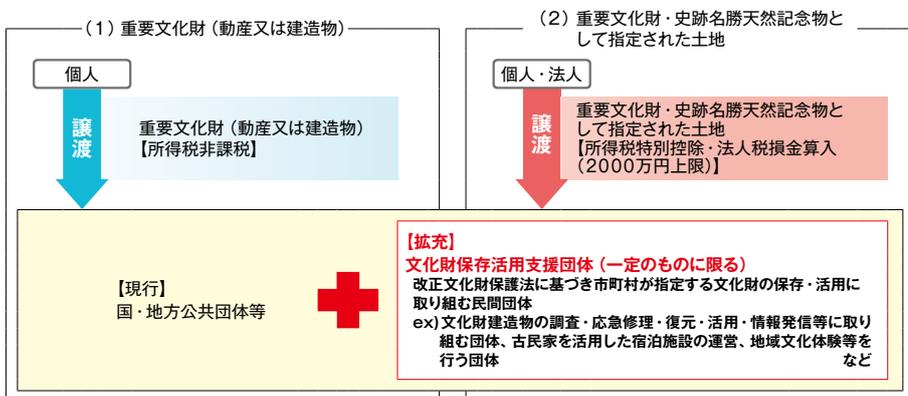
IOC(国際オリンピック委員会)からの要望を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営を支援するため、来日する大会関係者である個人及び外国法人を対象として、大会関連活動に係る所得税・法人税等の非課税措置を講じることが認められました。

4. 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置

④ 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除上限の上乗せ措置の簡素化

⑤ 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担うURA(リサーチ・アドミニストラータ)の人件費の適用を明確化

こうした見直しを十分に活用し、我が国の研究開発力の強化をより一層推進してまいります。



5. 文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充

個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に認められている譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限る。)を追加することが認められました。

これにより、民間団体を活用し、文化財を継承する体制を整備してまいります。

6. 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

公益法人が所有・取得する能楽堂(重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設)に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置(課税標準2分の1)について、その適用期限を2年延長することが認められました(2021年3月31日まで)。

これにより、伝統芸能の公演施設の維持・充実と国民の鑑賞機会の確保を図ってまいります。

7. その他

上記のほか、制度改正に伴い、以下の3点が認められました。

- 幼児教育の無償化など子ども・子育て支援における制度の見直しに伴い、保護者に支給される教育・保育給付等について、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置を講ずる
- 高等教育の無償化において授業料減免措置及び給付型奨学金を拡充することに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置を講ずる
- 国立大学法人等の運営基盤の強化の支援など(独)大学改革支援・学位授与機構の業務を見直すことに伴い、関連の法改正を前提に、これまで適用されていた税制上の優遇措置を継続する

なお、2019年度文部科学省税制改正事項の概要については、

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikai/zeisei/1412046.htm) を掲載いたします。

効果的な政策の企画・立案及び推進、評価の取組

文部科学省 大臣官房政策課

効果的な政策の企画・立案及び推進

■ 証拠に基づく政策立案 (Evidence-based Policymaking (EBPM)) の推進

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、エビデンスの活用等を通じて政策課題を迅速かつ適確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要です。そのため、政府全体で、証拠に基づく政策立案 (EBPM) が推進されています。

文部科学省では、省内の関係部署の連携体制を構築し、EBPMの試行的実践に取り組んでいます。

例えば、平成30年度春の行政事業レビュー公開プロセスを通じて、「研究大学強化促進事業」で「EBPMの試行的実践」を行い、EBPMのノウハウを横展開するための参考資料を作成しました。

(<https://www.ruconsortium.jp/uploaded/attachment/49.pdf>)

今後、省内における実践事例の創出を進めるとともに、職員の能力向上のための研修等を実施し、EBPMの手法を活用することで政策の質の向上に取り組んでいきます。

■ 対話型政策形成の取組の推進

社会課題が複雑化・多様化する中で、政策の企画・立案には、これまで以上に産学官民の課題に関係する者(ステークホルダー)と連携しながら共創・協働

していく姿勢が、求められています。

このような背景を踏まえ、文部科学省の政策立案機能(事業設計含む)の向上のための取組として、「対話型政策形成」を推進しています。「対話型政策形成」とは、政策の企画立案及び実施の各過程において、ステークホルダーとの対話を通じて政策形成を行う取組です。

文部科学広報第227号(平成30年10月号)で取り上げられた、「科学技術改革タスクフォース報告(平成30年8月3日)」においても、様々なステークホルダーとの共創を重視し、その策定過程にも政策対話を取り入れています。

現在、取組の一環として、民間企業等とワークショップや様々な分野の有識者を交えた政策対話を進めており、目指すべき未来の地域社会像をデザインし、その実現に向けて、科学技術イノベーションによる課題解決の方法を共創する政策対話の結果を平成31年度の事業に反映するなど、先行的に開始した所です。

引き続き、ニーズに即した政策の一層の展開を目指し、産学官民の幅広いステークホルダーとの政策対話の拡充を図ってまいります。



■ 政策立案教養研修 (Driving MEXT Project) の実施

「今後の文部科学省の在り方を考えるタスクフォース報告(平成29年7月21日)」において、政策立案機能の強化等を戦略として掲げました。文部科学省職員には、既存の思考にとらわれないことなく、これまでの自分にはない視点や発想を獲得し、様々な立場の方との対話を通じて、社会の理解を得ながら政策の企画立案や実施に取り組む姿勢・能力が求められています。

これらの姿勢・能力を醸成する機会を提供するため、試行的に民間企業とのワークショップ、外部有識者による講演会や勉強会などを行い、未来社会における学校の役割や、子供の貧困問題など様々なテーマについての議論を通じて実践的な取組を開始しました。政策立案機能を強化するため、今後も省内外の方々の協力を得ながら、一層の取組を進めて

まいます。



政策の評価

■政策評価

政策評価制度とは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行った上で、その結果を次の企画・立案や実施に役立てることを基本とする制度です。また、効果的かつ効率的な行政の推進及び国民に対する説明責任を果たすものです。

評価を行う際には、その客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、目標・指標等について助言を受け、適正性を確保するとともに国民に対して分かりやすい評価の実施に努めています。

なお、これまでの政策評価の取組の詳細及び評価結果は、文部科学省のホームページにおいて公表されています。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/)

■独立行政法人評価

独立行政法人（以下「独法」という。）の業務の質の向上や法人運営の透明性の確保のために、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、独法の主務大臣は、評価の結果を施策の計画実行に反映することで質の向上を目指す「PDCAサイクル」を機能させる観点から、中（長）期目標の策定と独法への指示、中（長）期計画の認可、業務の実績についての評価、業務及び組織の全般にわたる見直し等を行っています。文部科学省においても所管の独法に対して、これらの適切な評価等を行うことで業務の向上と国民に対する説明責任を十分に果たすべく取組を行っています。

なお、これまでの独法評価の取組の詳細及び評価結果は、文部科学省のホームページにおいて公表されています。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/)

国際協力・交流の推進

はじめに

社会経済のグローバル化が加速する中、我が国は今後も諸外国との協力や交流を一層充実させていくことが重要です。

本年は、日本においてG20サミット、アフリカ開発会議(TICAD)、ラグビー・ワールドカップ等が開催されるほか、フランスにおいてG7教育大臣会合、ユネスコ総会などが予定されているなど、大規模な国際イベント・国際会議が開催されます。当省として、これらの会合において、国際的な議論の形成に積極的に貢献していくほか、今後の日本そして世界の未来を担う若者がグローバル社会で活躍できるよう関係機関とも連携し、引き続き諸施策の取組を進めます。



2018年9月に開催されたG20教育大臣会合(於：アルゼンチン)にて日本の取組等について発言する林前大臣

文部科学省大臣官房国際課・国際統括官付

本章では、文部科学省が実施する国際協力・交流に関する取組を紹介します。

持続可能な開発目標(SDGs)の推進

平成27年9月に開催された国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs)が全会一致で採択されたことを受け、日本では、我が国としてのSDGs実施に率先して取り組むべく、平成28年5月に安倍総理を本部長とするSDGs推進本部が設置され、とともに、同年12月にSDGs実施指針が決定されました。さらに、平成29年12月に、日本の「SDGsモデル」を世界に発信することを目指し、その方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2018」が決定されました。その後、平成30年6月には『拡大版SDGsアクションプラン2018』、同年12月には『SDGsアクションプラン2019』がそれぞれ決定され、取組の一層の充実が図られています。引き続き、実施指針及び本アクションプランを踏まえ、関係省庁と連携して、教育及び科学技術分野等を中心にSDGsの達成を目指す取組を実施してまいります。

外国人材の受入れ・共生の推進

改正出入国管理法が2019年4月に施行されること、政府では、平成30年12月25日に「外国人材の

受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、政府一体となって日本語教育を含む関連施策の充実に取り組むこととしています。この総合的対応策も踏まえ、引き続き、文部科学省として、外国人の日本語教育環境の整備を着実に実施してまいります。

就労者や配偶者など「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関しては、外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援や日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備を進めてまいります。

また、外国人児童生徒等の教育の充実に関しては、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善の着実な推進や、日本語指導等に係るきめ細かな支援の実施、外国人高校生等に対するキャリア教育等を進めてまいります。

国際教育協力の推進

①日本型教育の海外展開

戦後の復興から経済成長を遂げ、大震災などの困難も乗り越え、成熟した先進国の地位を維持している日本を支える人づくり、日本の教育に対し、新興国をはじめ諸外国からの関心が高まっています。知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実験実習を中心とした5年一貫の実践的な技術者教育を行う高等専門学校制度など、我が国の教育制度を取り入れたいとのニーズが各国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は、日本型教育の海外展開に関し、外務省や経済産業省、国際協力機構(JICA)、日本貿易振興機構



2018年度EDU-Port公認プロジェクト「小学生向けデジタル算数教材の海外展開事業」【スリランカ】(写真提供：すららネット)

(JETRO)、民間教育産業等と協力する場(プラットフォーム)の構築や企業や大学等が行う海外展開事業を支援する「日本型教育の海外展開 官民協働プラットフォーム事業(EDU-Port(JIPON))」を平成28年度から実施しています。

平成30年度には、重点的に海外展開を行う対象地域を中東・中南米・アフリカに拡大したことに伴い、中東とアフリカを対象に地域別分科会を実施し、地域別のニーズの明確化や機関・企業間の連携の機会の提供等を行いました。また、ICT教育や職業教育等の特定のトピックに関するセミナーを実施し、海外展開をしている事業者やJICAによる事例紹介等を行いました。さらに、アラブ首長国連邦で開催された教育見本市「GESSDバイ」に文部科学省ブースを出展し、日本型教育をPRする機会を設けました。本事業を通じて官民が連携して諸外国との教育協力の案件形成を行い、海外展開モデルケースの形成

や、国内の教育環境・基盤の整備、諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで、日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化の推進を目指します。

② 高等教育分野における国際教育協力

実験・研究を重視した少人数制を取る日本式工学教育は、開発途上国で高く評価されており、文部科学省は、JICAが日本の大学等の協力を得て実施する開発途上国における高等教育機関の機能強化に関する様々な事業に協力してきました。

平成22年2月には、「エジプト日本科学技術大学」(EJUST)が開学、平成23年9月には「マレーシア日本国際工科院」(MJIT)が開校、平成28年9月にはベトナムに「日越大学」が開学しました。日本の協力を得て自国に大学を設置したいとの要望は様々な国から寄せられており、今後トルコ等での大学設立構想に協力していきます。

さらに、ASEAN地域の大学と日本の大学のネットワークを強化する「ASEAN工学系高等教育ネットワーク」(AUN/SEED-Net)にも日本の多くの大学が参画しています。

③ 初等中等教育分野における国際教育協力

教員の国際協力への参加促進のため、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。平成20年度には、同制度が「日系社会青年海外協力隊」にも拡大されました。

本制度では、対照教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年歴に合わせた派遣期間の設定、一次選考(技術選考)の免除など教員の参加を促す様々な措置を講じています。その結果、これまでの17年間で1300名を超える教員が開発途上国

に派遣されています。

教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に、本制度を積極的に活用ください。

④ 新時代の教育のための国際協働

平成28年5月に開催したG7教育大臣会合の成果文書である「倉敷宣言」において、G7各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認されたことを踏まえ、平成29年度から「新時代の教育のための国際協働プログラム(教員交流)」を実施しています。2019年度からは、平成30年9月にG20の枠組みで初めて教育大臣会合が開催されたことを受け、対象国をG20に拡大して事業を実施します。本事業を通じて各国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野におけるG7・G20各国間の関係強化を図ります。

国際機関を通じた協力

文部科学省では、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)をはじめとして、OECD(経済協力開発機構)やAPEC(アジア・太平洋経済協力)、国連大学といった国際機関と協力し、様々な取組を行っています。

① ユネスコ

ユネスコは、教育・科学・文化分野での協力・交流の促進を通じて国際平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、現在193か国が加盟しています。我が国では、日本ユネスコ国内委員会を通じ、教育、科学、文化等の各分野の関係者と連携しながら、持続可能な開発のための教育(ESD)・

Education for Sustainable Development)の推進(後述)、ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークをはじめとした科学事業の推進(後述)など様々な活動を行っています。

また、先述のSDGsの17のゴールのうち、教育、科学技術、文化等に関する計九つのゴールにおいてユネスコが重要な役割を果たすことが表明されています。これを受け、日本ユネスコ国内委員会では、平成28年に設置したSDGs推進特別分科会において、SDGsの実現に向け、教育、科学技術、文化等の分野において、ユネスコ活動を通じて国内外で貢献するための方策について審議を行っています。

② OECD

OECDでは、PISA(生徒の学習到達度調査)、PIAAC(国際成人力調査)、TALIS(国際教員指導環境調査)等の各種国際比較分析及び調査・研究などの教育事業が行われており、我が国も事業に参加・協力しています。平成30年度には、PISA2018及びTALIS2018の調査が実施され、2019年度にはその結果が公表される予定です。

平成30年度には、約10年ぶりにOECDによる日本の教育政策に対するレビューが実施されたことを受け、「OECDからみる日本の教育政策」をテーマに、文部科学省、OECDの共催により、第20回OECD/JAPANセミナーを東京で開催しました。

現在、OECDでは、2030年の時代に必要となるキー・コンピテンシー(主要な資質・能力)を策定し新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しています。文部

科学省では、本事業の運営主体であるインフォーマル・ワーキング・グループ(IWG)への出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。

③ APEC

APECへの参加・協力を通じた、教育及び科学分野での交流を行っています。その一環としてタイとの共同事業としてデジタル社会における算数・数学教育のカリキュラムに関する研究を行い、APEC域内への普及を図っています。

また、平成28年の第6回APEC教育大臣会合では「APEC教育戦略」が採択され、その翌年の平成29年に「APEC教育戦略行動計画」が策定されたことを受け、平成30年から本行動計画の進捗状況を報告する事業に協力しています。

④ 国連大学

国連大学は、我が国に本部を置く唯一の国連機関であり、文部科学省は、国連大学本部施設の提供や毎年事業費を拠出し、国連大学の活動に支援・協力を行っています。国内には本部とともに、「サステイナビリティ高等研究所」が設置されています。国連大学では、SDGsをはじめ国連における重要課題の解決に向けて、研究活動を行うほか、大学院プログラムを開設し国内外から学生を受け入れています。国連大学大学院プログラムが授与する学位は、我が国国内法上も学位として認定されています。

国際バカロレアの普及・拡大

国際バカロレア(IB)は、探求型の学習を通じて、生徒に課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力など、これからの時代に必要なスキ

ルを獲得させる上で優れた国際的な教育プログラムです。IBの導入は、我が国におけるグローバル人材の育成に資するだけでなく、その特色的なカリキュラムや手法が我が国の初等中等教育に与える積極的な波及効果や、生徒の海外大学を含めた進路の多様化にも資する等の効果も期待されます。平成29年5月には、「国際バカロレアを中心としたグローバル人材育成を考える有識者会議」の提言が示され、今後の推進方策として、コンソーシアムによる関係者間での情報共有体制の構築や、IB導入を検討する学校等に対する支援、IB教育の効果に関する調査研究等の重要性が指摘されました。これを踏まえ、平成30年度より「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を立ち上げ、関係者間における包括的な連携体制、及び効率的な情報共有等を行うためのプラットフォームを構築しています。この枠組みを活用し、教員養成等の支援や、上述の大学入学者選抜における活用促進をはじめ、国際バカロレアの普及を図ることとしています。

持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

ESDとは、環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の課題について、自分のこととして捉え、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に付けるための教育です。ESDは持続可能な社会づくりの担い手の育成を通じて、SDGsの17のゴール全体の達成に貢献するものであり、ESDの果たすべき役割は、国際社会の中で更に大きくなっています。

① ESDに関する国際的な取組

ユネスコを主導機関として進められてきた「国

連ESDの10年(DESDD: Decade of ESD)」(2005年～2014年)及び「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2015年～2019年)を経て、GAP後継枠組みとして、「2030年のための持続可能な開発のための教育…SDGs達成に向けて(ESD for 2030)」が2019年秋のユネスコ総会及び国連総会で採択される予定です。採択後はその新しい枠組みのもとで、国際的ネットワークの強化とともに、ESDの更なる推進に取り組んでいきます。また、優れたESDの取組を世界に広めるために、日本政府の財政支援により創設された「ユネスコ/日本ESD賞」については、2018年には新たに3団体が受賞しました。

また、文部科学省は、平成23年度からSEAMEO-Japan ESD Awardを実施し、SEAMEO(東南



第10回ユネスコスクール全国大会
(ESD研究大会)

アジア教育大臣機構)加盟国において、ESDに関する顕著な取組を行う小中高等学校を表彰しています。

②ESDに関する国内の取組

文部科学省では、ユネスコスクール(ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校)をESDの推進拠点と位置付け、国内外の学校間交流、カリキュラムなど好事例の共有、教師の知見の向上等を通じて、ESDの普及・深化に取り組んでいます。平成30年12月には第10回ユネスコスクール全国大会(ESD研究大会)を開催し、全国から約800名の教育関係者が一堂に会しました。このほか、ESD推進に向けたユース世代による活動の促進にも取り組んでいます。

また、環境省と文部科学省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」を形成し、その拠点として全国の「ESD活動支援センター」及び「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

2019年度は、「SDGsの担い手育成(ESD)推進事業」において、国内の教育現場におけるSDGs達成の担い手を育むための多様な教育活動(ESD)を実施・支援し、SDGs達成の担い手に必要な資質・能力の向上を図ります。

ユネスコの科学事業を通じたSDGs達成への貢献

ユネスコ科学事業においても、SDGsへの貢献は共通の重要課題となっています。

まず、ユネスコの科学分野の登録認定事業として、ユネスコエコパーク及びユネスコ世界ジオパークがあります。ユネスコエコパークとは、自然と人間社会の共生に重点を置き、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とした事業であり、我が国では9か所認定されています。また、ユネスコ世界ジオパークは、国際的な地質学的重要性を有する地層、岩石、地形、火山、断層などの地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業で、我が国では9か所認定されています。両事業は、人々の生活と自然の調和を通じた、地域レベルでのSDGs達成を体現する取組としても注目されています。

これらの事業のほか、ユネスコの国際科学協力事業である海洋科学及び水科学の分野においても、SDGsの目標として設定されており、その推進は非常に重要なものとなっています。文部科学省では、専門家の派遣や信託基金の拠出等を通じて、政府間海洋学委員会、国際水文学計画等の取組を支援しています。

日本国内のユネスコエコパーク



日本国内のユネスコ世界ジオパーク



安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

文部科学省では、誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、耐震化や防災機能強化を推進するとともに、災害復旧を支援しています。

また、豊かな教育環境を実現するために、老朽化対策・長寿命化改修、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集などの作成を通じて、安全で質の高い学校づくりを進めています。

国立大学等施設についても、安全・安心な教育研究環境の整備や機能強化等への対応のため、耐震化や老朽施設の改善整備を中心とした戦略的なりノーションなど、重点的・計画的な整備を進めています。

このような学校施設の整備を担ってきた「文教施設企画部」について、平成30年10月16日に組織再編を実施しました。具体的には、文教施設の防災に係る対応を強化するため、文教施設の防災を主担当とする課長級職として「参事官（施設防災担当）」を創設し、「文教施設企画・防災部」に再編しました。今後とも、新体制の下、安全・安心で質の高い学校施設等の整備を推進していきます。

災害に強い学校施設整備

● 学校施設の防災対策

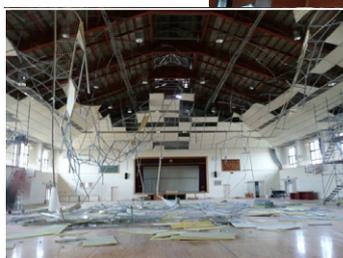
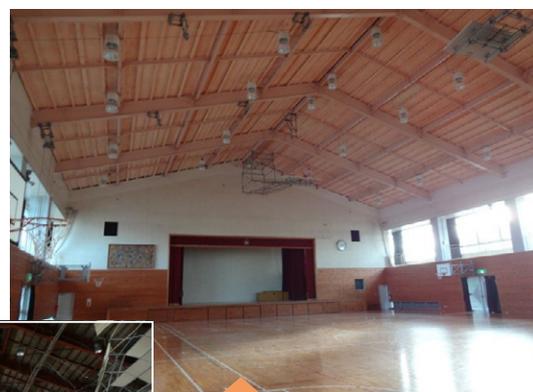
学校施設は、子供たちの学習・生活の場であると

ともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。また、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策についても支援を行ってきました。

その結果、平成30年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99・2%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は98・2%となり、おおむね完了した状況です。文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、速やかに対策を完了するよう要請しています。

平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」では、2度に及ぶ震度7の地震や4,000回を超える余震にもかかわらず、公立学校施設においては、先述のように耐震化や吊り天井の対策が進んでいたため、倒壊・崩壊等に至る大きな被害はありませんでした。一方で、外壁や窓などの吊り天井以外の非構造部材において、落下などの被害が目立ち、避難所としての使用ができない学校も発生し、課題となりました。このような状況を踏まえ、文部科学省では、これまでの学校施設整備の効果を検証するとともに、学校施設の安全性の確保などの課題について検討す



屋内運動場の吊り天井の落下防止対策の例（天井撤去）

るため、有識者会議を設置し緊急提言を取りまとめました。その緊急提言において、吊り天井以外の非構造部材に関し、古い工法のものや経年劣化が進んでいるものの被害が顕著であるとの提言を踏まえ、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うこととしています。

加えて、緊急提言においては、学校施設の防災機能に関して、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能等を明確化すること、優先順位を付けて整備すること等の課題が提示されました。これら熊本地震における課題を踏まえ、平成29年度に、学校施設における防災機能の向上の観点から、避難所に必要な防災機能の保有状況等の調査を実施したところ、断水時のトイレ使用が可能な学校



大雨による土砂の流入により被災した学校施設

が5割弱にとどまるなど、避難所としての防災機能の整備が不十分であることが判明しました。これらを受け、防災担当部局等と教育委員会の連携協力体制の構築を図るとともに、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう教育委員会等に周知しています。

また、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなられるという大変痛ましい事故が発生しました。当該事故を受けて、文部科学省では、6月19日に全国の学校設置者に対して、ブロック塀等の安全点検等の要請を行うとともに、その進捗状況を調査し、8月10日に結果を取りまとめました。この調査により、「安全性に問題があるブロック塀等

を有する学校」が、全国の学校(5万1,082校)

の約4分の1に当たる1万2,652校にのぼることが判明しました。この結果を受け、文部科学省としては、各学校設置者に対して、速やかに安全点検や、注意喚起を行う等の応急対策を実施するとともに、安全性に問題があると判明したブロック塀等については、速やかに改善を図るよう通知しました。さらに、各学校設置者が速やかにブロック塀等の安全対策が行えるよう、調査結果を踏まえ、平成30年度第1次補正予算において必要な予算を措置しました。具体的には、今回のブロック塀倒壊事故や昨夏の猛暑に起因する健康被害の発生状況を踏まえ、子供たちの安全・安心を確保するため、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を創設し、公立学校における倒壊の危険性があるブロック塀等の安全対策や、熱中症対策のための空調設置を支援しています。

さらに、「平成30年7月豪雨」や「平成30年北海道胆振東部地震」など、最近の災害による被害を踏まえ、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、特に緊急に実施すべき対策について、3年間で集中的に実施するものとして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が平成30年12月14日に閣議決定されました。この中で、文部科学省関係の緊急対策として、学校施設等における、災害時に落下の危険性のある外壁や天井等の改善整備及び構造体の耐震化を行うこととされました。文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において、学校施設の機能維持を図るため、財政支援など必要な支援に取り組んでおり、今後も、学校施設の耐震化や非構造部材等の耐震対策、防災機能強化等をより一層推進してまいります。

● 学校施設の災害復旧

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担(補助)しています。特に、激甚災害(国民経済に影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担緩和や被災者への特別の助成を行うことが特に必要な災害)に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

また、国立大学等施設についても、自然災害により被害を受けた施設の復旧に要する経費を国庫補助しています。

さらに、私立学校施設についても、激甚災害に指定された災害により被害を受けた施設の復旧に要する経費の一部を国庫補助しています。

これらの取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、国からの支援を得て復旧する公立学校2,339校のうち2,313校(98.9%)、国立学校25法人全て(100.0%)、私立学校790校のうち782校(99.0%)の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、最大震度7の地震が2回発生した「平成28年熊本地震」、平成30年度においては、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった「平成30年7月豪雨」や「平成30年北海道胆振東部地震」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。これらの災害の被災地でも、国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが現在も進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて、支援してまいります。

豊かな学校施設環境の構築

●学校施設整備指針の策定等

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定するとともに、社会状況の変化等を踏まえ、これまで数次にわたり見直しを行ってきました。平成29年2月からは、学習指導要領の改訂等に対応するため「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催し、今後の学校施設の在り方及び学校施設整備指針の改訂に関する調査研究を開始しています。平成31年3月には、小学校及び中学校施設整備指針の改訂を行い、今年度は、高等学校施設整備指針の改訂を予定しています。

学校施設整備指針や調査研究報告は、文部科学省ホームページにおいて公表しています。

(参考)学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingichousa/shisetu/044/index.htm

●環境を考慮した学校施設づくり

地球環境問題への対応が喫緊の課題となっている中、再生可能エネルギー設備の導入や校舎や体育館等の断熱性の向上、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備が進められています。

エコスクールの整備によって、児童生徒にとって健康的で快適な学習・生活空間を維持しながら施設的环境負荷低減を図ることができます。また、エコス

クールは、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすこともできます。

エコスクールの整備を推進するため、文部科学省では、関係省庁と連携してエコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1,663校認定してきました。平成29年度からは「エコスクール・プラス」に改称し、エコスクールとして整備する学校を143校認定しています。

また、文部科学省ホームページにおいて、エコスクールの効果や積極的な取組事例などについて情報提供をしています。

●学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、学校はエネルギーの使用の合理化(省エネルギー)に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求めることではなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

文部科学省では、学校事務職員と意見交換を行い、学校で活用できる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」を作成するとともに、実地調査や講習会の開催など、学校における省エネルギー対策を推進しています。

さらに、学校施設の高機能化・多機能化等によるエネルギー使用量の増加もあり、学校においては省エネルギーの推進に苦慮している状況が見受けられます。そこで、平成30年1月から「学校等における省エネルギー対策に関する検討会」を開催して、学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめ

た手引きを作成し公表しました。

今後、この手引きを活用して、引き続き学校における省エネルギー対策を推進してまいります。

また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増加する夏季と冬季に省エネルギーの取組への協力を呼び掛けています。

(参考)省エネ法、グリーン購入法等への取組

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/reen/index.htm

●木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材の利用は、木材の柔らかで温かみのある感触や優れた吸湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、地場産業の活性化、地球環境の保全などの観点からも大きな意義があります。

このため、文部科学省では、木材を利用した公立学校施設の整備について、財政支援を行うとともに、木材利用に関する事例集の作成・配布、講習会の実施など、学校施設における木材利用の取組を推進しています。また、平成26年度に日本工業規格である「木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)」について、近年の学校施設に求められる機能の変化などに対応するよう全面改正するとともに、JIS A 3301の解説書となる技術資料を作成しました。

平成27年度には、建築基準法の一部改正により、これまで耐火建築物としなければならなかった木造3階建て学校施設が、一時間準耐火構造で整備できるよう規制緩和されたことを受け、整備する際のポイントや留意事項をまとめた「木の学校づくりー木造3階建て校舎の手引ー」を作成しました。

平成27年度から29年度まで、JIS A 3301を活用した木造校舎、木造3階建て学校施設、CLT（直交集成板）を用いた木造校舎等を整備する地方公共団体の先導的な取組を支援する、「木の学校づくり先導事業」を実施しました。

平成30年度には、木の学校づくりについて、分かりやすくまとめた「木の学校づくり―その構想からメンテナンスまで―（改訂版）」を日本建築学会の協力を得て、作成しました。

●学校施設における維持管理の徹底

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者は、当該施設が常に健全な状態を維持できるように、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

文部科学省では、学校設置者に対して学校施設の維持管理の必要性・重要性を周知するため、平成28年3月に「子供たちの安全を守るために―学校設置者のための維持管理手引―」を作成・公表しています。また、平成29年5月には体育館の床板の剥離による負傷事故の防止を目的として、学校の設置者等に対し、適切な清掃（ワックス掛け・水拭きの禁止）や日常点検を要請する通知を发出しています。今後も安全・安心な教育環境確保のため、維持管理の適切な実施を推進していきます。

●アスベストへの対策

文部科学省では、平成17年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、以降、毎年度フォローアップ調査を実施しています。この吹き付けアスベスト等の対策については、少数の機関を除き、ほぼ完了している状況です。

また、平成26年3月に石綿障害予防規則が改正され、石綿含有保温材等（保温材、耐火被覆材、煙突用断熱材等）が新たに規制対象に加えられたことを受け、児童生徒等の安全性を確保する観点から、教室や廊下等の児童生徒・教職員等が通常立ち入る場所及び煙突を対象とし、その使用状況及び劣化、損傷等の状況について、調査を実施しています。

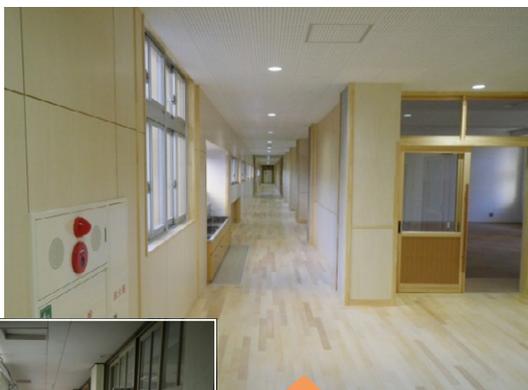
平成28年度の調査結果の公表時には、学校設置者等に対して、調査の早期完了と、劣化、損傷等がある石綿含有保温材等を保有する機関に対しては専門業者等に相談の上、適切な対策を早急に講じるよう要請しました。

また、建物には多種多様なアスベスト含有建材が使用されていることから、各機関においては、引き続き当該部分の適切な維持管理が必要であり、改修や取壊し工事を行う際には、関係法令等に基づいた適切な対応をするよう、お願いしています。

児童生徒等の安全対策に万全を期すため、今後も引き続き、アスベストに係る対策について取り組んでまいります。

●公立学校の老朽化対策、長寿命化改修の推進

公立学校施設については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が増加しており、安全面や機能



廊下の壁を一部撤去して多目的スペースを整備



改築同等の教育環境を確保

面で不具合が生じています。

平成29年度に文部科学省が実施した調査によれば、全国の公立小中学校で、外壁・窓枠の落下など建物の老朽化が主因の安全面における不具合は年間約3万2,000件発生しており、約1万4,000件であった平成24年度調査に比べて2倍以上となっています。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能・性能の向上が求められています。例えば、少人数指導等に対応した学習環境やICT環境の整備、バリアフリー化、空調設備の設置、トイレの洋式化、省エネルギー化など、学習環境の改善が必要です。さらに、公立学校の約9割が避難所に指定されており、防災機能の強化も求められています。

厳しい財政状況の下、これらの課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建て替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。

平成25年11月、政府において「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」）が策定されました。基本計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものです。

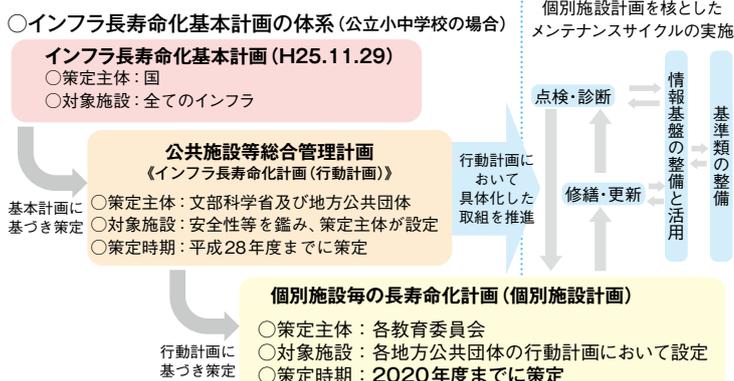
基本計画では、各地方公共団体において、域内の

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められています。

文部科学省では、地方公共団体による中長期的な整備計画の策定や長寿命化改修の導入を推進するため、必要な支援を行っています。個別施設計画策定の推進に当たっては、平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を作成するとともに、平成29年3月には、手引きに基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的な留意点を解説した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を作成し、この解説書に基づく

インフラ長寿命化基本計画について

- インフラ長寿命化基本計画（H25.11.29策定）のポイント
 - ・個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
 - ・メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
 - ・産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成



※公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

説明会等を開催しています。

長寿命化改修の推進に当たっては、平成25年度から「長寿命化改良事業」を創設し、地方公共団体が行う長寿命化改修について経費の3分の1を補助するとともに、地方財政措置により、実質的な地方の負担割合を26.7%に軽減しています。

また、平成29年3月には、長寿命化改修の先導的事例や留意事項を記載した「学校施設の長寿命化改修に関する事例集」を作成しました。

今後もし引き続き、各地方公共団体が、長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援してまいります。

●公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、平成28年10月1日現在、全国で3,430教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数を的確に把握し、教室不足の解消計画を策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

●公立学校の廃校・余裕教室の活用

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少により、廃校や余裕教室が増加しており、その有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では次のような取組を実施しています。

①活用事例等の情報提供

廃校・余裕教室の活用事例や、活用用途を募集している廃校施設の一覧、活用に当たって利用可能な



IT企業のオフィスとして廃校を活用



各省庁の補助制度等について、パンフレットや文部科学省のホームページを通じて情報提供しています。

(参考) 未来につなごう

「みんなの廃校」プロジェクト、ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

②財産処分手続の弾力化

国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分であれば、原則として国庫納付を不要にするなど、財産処分手続を大幅に弾力化しています。

(参考) 廃校施設・余剰教室の有効活用ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoynu.htm

国立大学等の施設整備

●国立大学等施設の現状と課題

国立大学等の施設は、教育研究活動に不可欠な基盤であるとともにイノベーション創出や人材育成の拠

点となる重要な施設です。

現在、国立大学等の施設は、建築後25年以上を経過した施設が約6割を占めるとともに、建築後50年以上を経過した改修を要する施設が今後5年間で大幅に増加(約147万㎡→約241万㎡)するなど、老朽化が深刻な課題となっています。安全面に問題があることはもちろんのこと、大学の機能強化、大学教育の質的転換、グローバル化への対応など機能面でも様々な支障が生じています。また、キャンパス内に敷設されている給排水管や電気設備などのライフラインの老朽化も著しく進行しており、今後、故障や事故が増加することが危惧されているほか、漏水



外壁・建具落下の危険



耐震補強と外壁の改修

改修・機能強化



過密な研究室(機能低下と事故発生の危険)



フレキシブルなオープンラボの整備

等の支出の原因となるなど経営面にも影響する課題となっています。さらには、国立大学等の社会的責任として省資源・省エネルギー、環境負荷の低減に一層貢献していくことが必要となっています。

こうした中、文部科学省では、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)を踏まえ、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画(平成28年度～32年度)(平成28年3月29日文部科学大臣決定)」(以下、「第4次5か年計画」という。)を策定し、計画的・重点的な整備を推進しています。

加えて、最近の災害による被害を踏まえ策定された、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)の中で、国立大学等施設において、災害時に落下の危険性のある外壁や天井等の改善整備や、研究活動継続や安全確保対策等のためのインフラ設備更新等を行うこととしています。

●第4次5か年計画に基づく整備の推進

文部科学省は第4次5か年計画における重点整備として、①安全・安心な教育研究環境の基盤の整備、②国立大学等の機能強化等変化への対応、③サステイナブル・キャンパスの形成を推進することとしています。

「安全・安心な教育研究環境の基盤の整備」では、耐震対策や防災機能強化、老朽化した基盤整備の更新を推進しています。「国立大学等の機能強化等変化への対応」では、機能強化に伴い必要となる新たなスペースの確保や戦略的なりノーションによるアクティブ・ラーニングスペース等の導入とともに、大学附属病院の再開発整備の着実な実施を推進しています。

「サステイナブル・キャンパスの形成」では、省エネルギー対策や社会の先導モデルとなる取組を推進しています。

また、同計画では、国立大学法人等に対して、長期的な視点に立って、大学の基本理念やアカデミックプラン、経営戦略等を踏まえたキャンパス全体の整備計画（キャンパスマスタープラン）を策定・充実するとともに、当該プランに基づいた計画的で、より効果的かつ効率的な施設整備を行うよう求めています。

さらに、施設マネジメントの推進のための仕組みの構築や施設の有効活用、適切な維持管理の実施等戦略的な施設マネジメントや、民間資金等の活用等多様な財源を活用した施設整備をより一層推進するよう求めています。

●戦略的な施設マネジメントの推進

国立大学の基本理念やアカデミックプランの実現のためには、経営的視点から、施設の整備や維持管理、既存施設の有効活用、省エネルギー対策、これらに必要な財源の確保などの施設全般に係る施設マネジメントの取組をより一層推進することが求められます。

このため、文部科学省では、施設マネジメントの基本的な考え方、具体的な実施方策や先進的な取組事例等を示した報告書や事例集等を作成し、国立大学法人等における戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。

報告書や事例集等は、文部科学省のホームページにおいて公表しています。

（参考）施設マネジメントの推進ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ko

kuritu/1318421.htm

また、国立大学法人等の施設の老朽化が深刻な課題となる中、施設の長寿命化により既存施設を有効活用し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが求められています。

このため、文部科学省では、平成29年11月に「国立大学法人等施設の長寿命化に向けたライフサイクルの最適化に関する検討会」を設置し、施設の長寿命化に向けた基本的な考え方や具体的な推進方策等について検討を行うとともに、施設の各部位ごとの改修・更新実績や劣化状況の整理、施設の長寿命化を図るために有効な取組事例の収集を行い、平成31年3月に報告書を取りまとめました。

また、「インフラ長寿命化基本計画」において、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定が求められているところであり、これらを含め、国立大学法人等において施設の長寿命化が適切に行われるよう、普及・啓発を行うなど必要な支援を行ってまいります。

●国立大学附属病院施設整備の推進

今後の国立大学附属病院の整備については、施設の耐震化に加えて、大規模災害時における電気・水の確保など、医療継続のための防災機能強化が重要な課題となっています。

平成26年6月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」においても、「災害拠点病院となる国立大学附属病院における防災・減災機能（水の確保・浸水対策等）の充実を図る」旨、言及されています。

このため、文部科学省では、現状を踏まえた今後の附属病院施設における防災機能強化の在り方につ

いて検討するため、「国立大学附属病院施設の防災機能強化に関する検討会」を設置し、平成28年11月に報告書を取りまとめました。

本報告書では、附属病院施設の防災機能強化に関する実態調査の結果や、平成28年4月に発生した熊本地震における熊本大学医学部附属病院の被災状況等も踏まえ、今後附属病院が災害時の医療拠点として防災機能の充実・強化を図る際に求められる取組をまとめています。

あわせて、国公私立大学附属病院において近年整備された主な防災関連設備の中から先導的と考えられる整備事例や、防災機能強化を図るための組織的な取組事例についても紹介しています。

また、平成30年度より、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）として、災害発生後の医療継続のための浸水対策等を行うこととしています。

多様な文教施設整備

●文教施設への民間活力の導入

効果的かつ効果的であった良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFI（Public Private Partnership / Private Finance Initiative）を推進することが重要であることから、平成30年6月15日、民間資金等活用事業推進会議において「PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」（以下「アクションプラン」という。）が決定されました。

アクションプランでは、施設の所有権は公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に認定すること

が可能となる公共施設等運営権制度を活用した事業（以下「コンセッション事業」という。）等の重点分野が設定され、文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、「平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする」こととなっています。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、平成28年4月に「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」を設置し、文教施設において公共施設等運営権制度を活用するメリット等を整理した報告書を平成29年3月に取りまとめることともに、地方公共団体におけるコンセッション事業導入の検討が円滑に行われるよう、実務的な手引きを平成30年3月に作成し、地方公共団体に周知しました。

また、平成29・30年度には、文教施設におけるコンセッション事業の案件形成を図るため、「文教施設におけるコンセッション事業に関する先導的開発事業」を実施したところです。

今後とも本報告書や実務的な手引きを地方公共団体に周知するとともに、コンセッション事業を検討する地方公共団体の支援に取り組んでいきます。

● 文教施設整備への技術的支援

文部科学省では、教育、学術、スポーツ及び文化の活動等の推進のため、これら文教行政と密接な関わりを持つ施設の整備を行っており、近年ではナショナルトレーニングセンターの建設や第一次大極殿正殿復原などの整備を実施しました。

ナショナルトレーニングセンター拡充整備については、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利

用施設として、2020年東京オリンピックに向け、平成29年度から工事に着手しており、2019年6月末に完成予定です。

また、文教施設の質的水準の確保・向上、施設整備業務の効率化等を図るため、施設整備に必要な技術的基準を策定しています。さらに、国立大学等の機能を活性化する教育研究空間づくりを推進するため「国立大学等施設設計指針」を策定するとともに、事例集の作成等を行っています。今後も引き続き大学等の施設整備を支援してまいります。

（参考）国立大学等の特色ある施設（事例集等）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ko_kuritu/1404577.htm



ナショナルトレーニングセンター(拡充棟)
(イメージ図)

総合教育政策局の発足

1 総合教育政策局の設置について

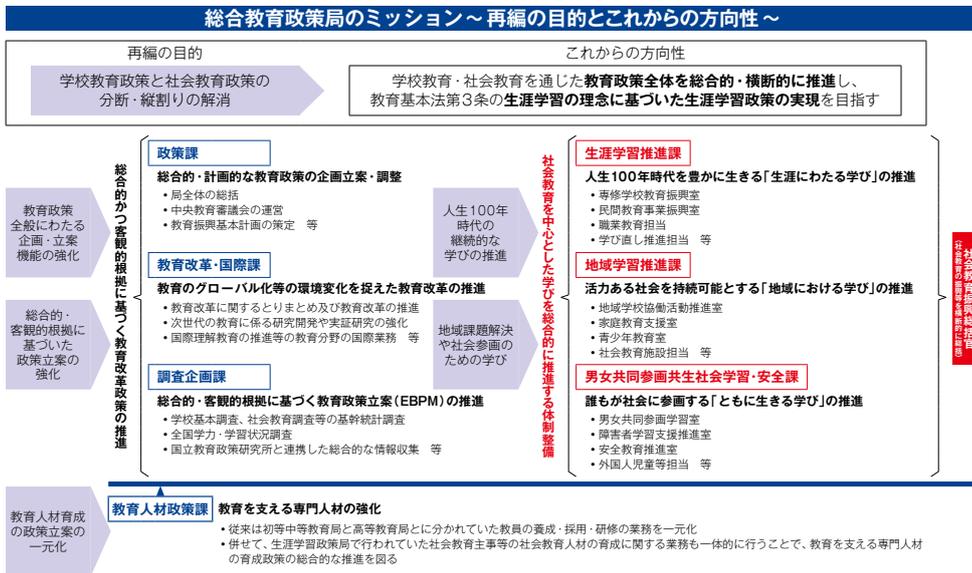
人生100年時代、超スマート社会(Society5.0)、グローバル化や人口減少など社会構造は急速に変化しており、教育を取り巻く環境も大きく変化していくと考えられます。こうした変化に対応し、これをリードし、更に新しい価値を創造することのできる人間を育成していくために、教育分野の筆頭局として平成30年10月に総合教育政策局を設置しました。

総合教育政策局のミッション
 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策を推進

(1) 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

■政策課
 教育政策推進の中核として、総合的・計画的な教育政策の企画立案・調整機能を有し、教育関係施策の総括及び調整を行います。「中央教育審議会」の運営や「教育振興基本計画」の策定等において、社会の変化に対応し、「調査企画課」との緊密な連携の下、総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策ビジョンを形成するとともに、当該ビジョンに基づく政策の立案をより効果的に推進します。

文部科学省総合教育政策局



■教育改革・国際課
 教育のグローバル化や情報化など我が国の教育環境の変化等を迅速に捉え、広く教育改革に関する動向の調整及び取りまとめを行い、時宜にかなった教育改革を推進します。

在外教育施設への支援や国際理解教育の推進を初等中等教育局から移管するなど教育分野の国際関連業務も担当し、国際的な動向を踏まえた教育政策の企画・推進を効果的に行います。

■調査企画課

教育における総合的かつ客観的根拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making: EBPM)を推進するため、「調査統計企画室」を課に昇格させ、学校基本調査や社会教育調査等の基幹統計調査のほか、初等中等教育局から「全国学力・学習状況調査」を移管しました。

また、グローバルな視点から教育政策を検討するため、外国調査を担当するとともに、国立教育政策研究所とも連携を強化しつつ、国際動向を踏まえた、未来に向けての政策立案のため、総合的な情報の蓄積を図ります。

これらを通じ、教育関係の政策調査等から得られる情報や知見を政策立案につなげる機能を強化します。

(2) 教育を支える専門人材育成政策の強化

■教育人材政策課

従来初等中等教育局と高等教育局とに分かれて担当していた教員の養成・免許・研修についての業務を一元化し、より総合的・効果的に実施します。社会教育主事等の社会教育関係人材の養成・研修に関する業務もほかの部局とも連携しつつ行うことで、教育を支える専門人材の育成政策の総合的な推進を目指します。

総合教育政策局のミッション2

生涯にわたる学び、地域における学び、

ともに生きる学びの政策を総合的に推進

(1) 人生100年時代を豊かに生きる「生涯にわたる学び」の推進

■生涯学習推進課

人生100年時代においては、生涯にわたって職業人として活躍するための能力やスキルの育成を含め、学校教育・社会教育を通じた「生涯にわたる学び」を推進することがより重要なものとなります。

このため、専修学校教育の振興に加え、大学等におけるリカレント教育や初等中等教育におけるキャリア教育・職業教育も含めた関係施策を取りまとめ、「だれでも、いつでも、どこでも学べる社会」を実現するための総合的な舵取りをします。

また、各種検定試験や高卒程度認定試験など学びの成果を適切に評価する仕組みの設計や運用を行うとともに、他府省の様々な生涯学習関連施策との協力を進めるなど、誰もが生涯に何度でも質の高い学習活動を行えるようにするための基盤整備に取り組みます。

(2) 活力ある社会を持続可能とする「地域における学び」の推進

■地域学習推進課

人口減少社会において、活力ある社会を持続可能なものとするための鍵は、住民の主體的な社会参画にあります。

住民一人一人の人生を豊かにする学習、少子高齢化や人口減少など地域が直面する課題の解決や地域

活性化のための学習など「地域における学び」を学校教育とも連携しながら強力に推進します。また、学校や家庭との連携が不可欠な青少年教育及び家庭教育支援に関する業務を集約するとともに、社会教育・青少年教育・家庭教育支援等に関する団体との連携の強化や施設の活性化等にも取り組みます。

(3) 互いを認め、支え合い、誰もが社会に参画する「ともに生きる学び」の推進

■男女共同参画共生社会学習・安全課

互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、性別や国籍の違い、障害の有無などに関わらず人々が安全安心に生き生きと暮らしていくためには、人々の社会参画と活躍の基盤となる学びの環境整備が必要です。

そこで、男女共同参画社会形成に関する学習活動、障害者の生涯学習や外国人児童生徒への指導など「ともに生きる学び」を総合的に支援し推進します。また、安全・安心な共生社会を実現するために、地域と密接に結びついた学校安全の推進や青少年の有害環境対策も一元的に担います。

また、児童生徒等が自らの生命や身体を守るとともに、安全・安心な共生社会を実現するため、安全教育を担う室を新設しました。

2 総合的かつ客観的根拠に基づいた教育政策

上記のミッションを踏まえ、総合教育政策局では様々な施策・取組を進めています。

○教育振興基本計画

教育振興基本計画とは、教育基本法の定める教育の目的や目標の実現に向け、同法第17条第1項に基づき、政府が策定する計画であり、平成30年6月15日に第3期目となる計画(計画期間：2018年度(2022年度)が閣議決定されました。

■2030年以降を展望した教育政策の重点事項・基本的な方針・留意すべき視点

第3期計画においては、人生100年時代や超スマート社会(Society 5.0)といった2030年以降の社会像を展望した上で、第2期計画が掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承するとともに、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、「生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』の最大化」を今後の教育政策の中心に据えることとしています。

また、この「生涯にわたる『可能性』と『チャンス』の最大化」に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の五つの基本的な方針を設定しています。

① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

③ 生涯学び、活躍できる環境を整える

④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

その上で、方針ごとに、教育政策の目標、目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、

目標を実現するために必要となる施策群について整理しています。

さらに、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、以下の3点を示しています。

●客観的な根拠を重視した教育政策の推進（教育政策におけるPDCAサイクルの確立、EBPM推進体制の構築など）

●教育投資の在り方（教育費負担軽減、各教育段階における教育の質の向上など）

●新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造（次世代の学校の在り方についての研究開発、地域課題解決に向けた社会教育システムの構築など）

■各地方公共団体における計画の策定と今後の方針

教育基本法第17条第2項に基づき、各地方公共団体においては、国の第3期計画を参酌し、その地域の実情に応じた計画の策定・見直しに努める必要があります。

今後、文部科学省においては、第3期計画期間中の各目標の達成状況を各測定指標、参考指標をもとにフォローアップを行い、施策の改善・充実を図っていく予定です。

なお、第3期計画の本文・パンフレットは、文部科学省のホームページから御覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406059.htm

○Society5.0時代の人材育成

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられるな

ど、社会の在り方そのものが劇的に変わろうとしています。文部科学省では、そのようなSociety5.0という新たな時代を迎えるに当たり、広く国民にはどのような能力が必要か、また、社会を創造し先導するためにどのような人材が必要か、更には、そのために我が国の教育政策として今後講ずべき取組は何かを検討するため、議論を重ねてきました。議論に当たっては、幅広い分野の有識者の参画を得たほか、文部科学省の多くの若手職員も参加し、自由闊達な議論を行いました。

平成30年6月5日、Society5.0における人材像や学びの在り方、今後の教育政策の方向性等をまとめ、「Society5.0に向けた人材育成と社会が変わる、学びが変わる」を公表しました。とりまとめにおいては、まず、Society5.0の社会像を描いた上で、現実世界を理解し意味づけできる等の「人間の強み」を發揮し、AI等を使いこなしていくために、

- 文章や情報を正確に読み解き対話する力
- 科学的に思考・吟味し活用する力
- 価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

が共通して求められることを指摘しました。

そして、このような力を育ていくためにも、

- 学校がこれまでの一斉一律授業のみならず、個人の進捗や能力等に応じた学びの場となること
 - 同一学年集団の学習に加え、異年齢・異学年集団での協働学習が拡大していくこと
- など、「学びの在り方の変革」を打ち出しています。

その上で、取り組むべき政策の方向性として、

- ①公正に個別最適化された学びの実現
- ②基盤的な学力や情報活用能力の習得

③大学等における文理分断からの脱却
といった三つの方向性を掲げました。

これらの方向性に関して、リーディング・プロジェクトも掲げたところ、2019年度予算においても関連事業を計上しており、今後できるものから速やかに具体的施策を進めてまいります。

○EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太の方針）等に基づき、政府全体としてEBPMの推進が求められています。また、平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画において、特に留意すべき視点の柱の一つとして「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」が位置付けられており、行政組織の体制整備や調査等の改善・充実などを通じた基盤形成とPDCAサイクルの推進が必要となっています。

文部科学省においては、昨年10月の組織再編の際に、教育分野のEBPMの推進を担当する課を新設するとともに、今年度新たに「EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究」を実施し、大学生の学修成果の可視化に資する調査の実施をはじめとした客観的な根拠の開発に資する取組や、調査の改善を通じたEBPM推進の基盤整備等を進めることとしています。

今後、国の取組状況や地方自治体における先進事例について情報共有しつつ、文部科学省及び各地方自治体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な根拠に基づいて実施されるよう、取組を推進してまいります。

○全国学力・学習状況調査

客観的な根拠を重視した教育政策を推進し、教育に関する継続的なP D C Aサイクルを確立する観点から、全国学力・学習状況調査を活用していただくことは重要です。

本調査は、

①国においては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の改善・充実に生かすこと

②教育委員会においては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かすこと

③学校では、個々の児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげることを

を目的として、平成19年度から実施しています。

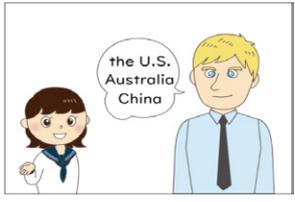
平成31年度は、4月18日(木)に、小学校6年生を対象に国語、算数の2教科、中学校3年生を対象に国語、数学、英語の3教科の悉皆調査を行います。平成30年度からの主な変更点は2点あり、一つは中学校における英語4技能(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」)の調査の実施、もう一つは従来のA問題、B問題の枠組みを見直し、知識と活用を一体的に問う調査問題となることです。

中学校の英語調査は、英語教育の充実のため、平成31年度から3年に1度程度、新たに実施されることとなりました。本調査により、英語についても生徒の学力・学習状況や学校における指導状況を把握することができるとは、英語4技能の育成に向けた重要な一歩となります。特に4技能のうち「話すこと」については、コンピュータに音声吹き込み音

声録音方式という、初めての筆記以外の調査方式となります。

英語についても、他の教科と同様に、「解説資料」「報告書」「授業アイデア例」等を公表予定です。これらにより、本調査の結果の積極的な活用を通じた教育委員会や学校の取組がより一層充実したものとなるよう、支援してまいります。

大問2 あなたは、ナオミと、イギリスから来たリチャード先生の3人で話しています。まず、ナオミとリチャード先生が、2人で話している場面から始まります。その後、あなたが尋ねられたら、2人のやり取りの内容を踏まえて、英語で応じてください。解答時間は20秒です。それでは、始めます。



R: I want to visit three countries: the U.S., Australia, and China.

N: Why do you want to go to the U.S.?

R: Because I want to see a baseball game there. I'm interested in baseball.

N: I see.

R: And I want to go to Australia again.

N: When did you go?

R: Two years ago. It was a lot of fun.

N: Oh, I want to visit Australia.

R: Great!

(2人が画面の先の生徒の方を見る)

N: Well, do you have any other questions for him?

平成30年度英語予備調査問題より

また、知識と活用を一体的に問う調査問題は、2020年度からの新学習指導要領を踏まえ、その趣旨を具体的に示すことを目指しています。この取組を、各学校における授業の一層の改善と児童生徒の学習意欲向上に役立てただけのように努めてまいります。

○教育の無償化・負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず、希望する質の

高い教育を受けられることは大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育の無償化・負担軽減を進めることが不可欠です。

教育の無償化・負担軽減については、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」等において、

①3歳から5歳までの子供たちの幼児教育の無償化(2019年10月～実施)

②授業料減免や給付型奨学金の拡充による、低所得世帯の真に支援が必要な子供たちへの高等教育の無償化(2020年4月～実施)

③年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化(2020年4月～実施)等が盛り込まれたところです。

幼児教育及び高等教育の無償化・負担軽減については、本通常国会に関係法律案を提出したところですが、引き続き、制度の具体化や周知に向けてしっかりと取り組んでまいります。

3 グローバル社会における教育の推進

社会経済のグローバル化や少子高齢化の中で、今後、我が国の社会経済を新たな成長軌道に乗せるためには、世界を舞台に活躍できる創造的で活力のある若い世代の育成が急務となっています。

こうした流れを踏まえ、高校生留学の促進、在外教育施設における教育等に取り組んでいます。

○高校生留学の促進

第3期教育振興基本計画において、伝統と文化を



「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」社行会の様子

尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組み都道府県を支援しています。

具体的には、自治体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しており、今年度は1,500人の高校生を対象とする予定です。

また、都道府県における高校生留学を推進するため、留学フェア等を開催し、留学経験者や海外勤務経験者による講話の機会等を提供するとともに、留学に関する各種相談や関係機関との調整等に対応するコーディネーターの設置を支援し、留学への機運醸

成に取り組んでいます。

さらに、グローバル人材の育成に国を挙げて取り組むため、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」により、官民協働で日本人留学生を支援しています。平成27年度より高校生コースによる支援を開始し、今年度は800人の留学を支援することとしています。

○在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、平成30年4月現在、海外に在留している義務教育段階の子供の数は、84,247人となっています。

文部科学省では、海外子女教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として派遣しています。平成30年度からは、正規に採用される前の若手教師を派遣するプレ派遣制度を創設するなど、派遣教師の一層の確保に努めています。

平成29年度には、派遣教師の魅力を高める「トビタテ！教師プロジェクト」の立ち上げなど教育環境の更なる整備・充実に取り組んでいます。そのプロジェクトの一環として、平成30年度から帰国教師の能力や知識、経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワーク作りに取り組んでおり、平成30年8月には、帰国教師フォーラムを開催しました。

また、平成30年12月、省令改正を行い、これまで学校教育法第一条に定める学校（小学校、中学校、高等学校等）に実施が限られていた教育実習につい

て、平成31年4月から、日本人学校及び私立在外教育施設においても可能となりました。これを踏まえ、日本人学校等で教育実習を行った学生が各都道府県等教育委員会の教員採用試験を受験することがあった際には、積極的に評価いただくようお願いしています。

さらに、教育環境の整備として、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行っています。

4 教師の資質能力向上

子供たちの成長を担う教師に求められるのは、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが子供たちの道しるべとなるべく、その資質の向上を図り続けることです。ここでは、教師の養成・採用・研修を通じた資質能力向上に関する施策の状況等について紹介します。

○教職課程の再認定について

平成30年度、特別支援学校教諭免許状の課程を除く全ての教職課程は、平成28年度及び29年度の法令改正を踏まえ、新たな教育課題に対応する授業科目や専任教員などの体制を整えて、改めて文部科学大臣の認定を受けました。これにより、平成31年4月以降に入学する学生は、改正後の新しいカリキュラムを大学等で学び、教員免許状を取得することとなります。

○教員免許状更新講習について

平成31年度（2019年度）は、制度創設した

平成21年4月以降に教員免許状を取得した方々の受講も本格的に始まるなどしているため、2020年3月31日に教員免許状の期限を迎える方が多く、2019年は、例年と比較して受講者が二倍程度と見込まれています。

各都道府県、指定都市、中核市の教育委員会においては、更新講習の開設を積極的に検討いただくとともに、意図せずに失効する方が生じないように、公立学校の教員はもとより、私立学校を所管する部署や認定こども園を所管する部署とも連携を密にし、教員免許更新制の周知、受講対象者への働きかけ及び指導の徹底を図ることが重要です。

○外部人材の活用促進について

優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることは、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るために重要なことであり、平成30年11月に柴山文部科学大臣が発表した「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて」柴山・学びの革新プラン」においても、教育の質向上のための優れた外部人材の積極的活用を進めることとしています。

教員免許状を持っていない地域の人材や社会人を学校現場に迎え入れるための制度としては、特別非常勤講師や特別免許状があります。

特別非常勤講師は、届出により教員免許状を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担当させることができます。また、特別免許状は、専門的な知識経験や技能を有する者が、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した場合に授与されるものであり、これによって教科の全体を担当す

ることができます。

各教育委員会においても、各地域の特色ある教育課程を実施するに当たり、外部人材の活用について積極的に御検討いただくことが重要です。

○研修の改善について

教職員に対する研修の実施内容については、新しい学習指導要領等を踏まえ、学習指導、生徒指導を中心として様々な教育課題について取り上げられていますが、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、近年、それらも含めて様々な教育課題について教職員研修において取り扱うことが求められているところです。例えば、近年の事案を踏まえた児童虐待への対応、成年年齢の引き下げを踏まえた消費者教育、新しい学習指導要領を踏まえたプログラミング教育などが挙げられます。

各地域においては、そのような要請を踏まえ、教職員研修の充実が図られることが期待されています。

5 生涯にわたる学びの推進

○生涯にわたる多様な学習機会の提供

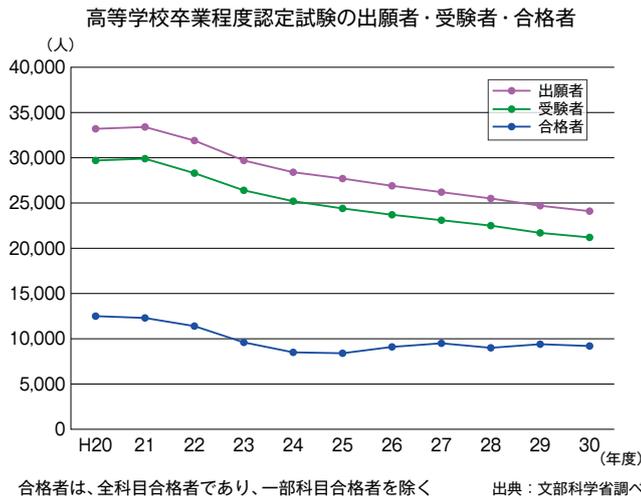
「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育における学習、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することがで

き、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について御紹介します。

例えば放送大学では、テレビ・ラジオの放送やインターネット等を活用して大学教育の機会を幅広く国民に提供しており、いつでも誰でも学ぶことができます。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々が専門性を高めたり、キャリアアップをしたりするために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、教師向けにも教員免許更新講習や小学校の外国語指導力向上のための科目、小学校プログラミング教育指導に対応した講座（平成31年4月開始）を実施しています。また、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、放送大学は我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を担っています。

また文部科学省は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを認定し、その普及・奨励を図っています。平成31年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は26団体110課程であり、平成30年における1年間の延べ受講者数は約7万2,000人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、社会づくりや地域づくりの重要な担い手として、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。文部科学省は、民間団体と行政



の協働による取組の充実にともに、民間教育事業の後援等を行うほか、民間団体の取組を紹介するなど、民間団体の取組の活性化や官民のネットワーク形成を支援しています。

このほかにも、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して、高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されます。平成30年度における出願者数は2万4,151人、受験者数は2万1,220人、合格者数は9,224人となっています。出願者のうち約半数となる50.2%を高等学校中途退学者が占めており、試験合格者のおよ半数は大学等に進学しています。また、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。

○リカレント教育の推進

我が国は、健康寿命が世界上位の超長寿社会を迎えています。人々が、これまでの「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、マルチステージの人生を送るようになる人生100年時代を見据え、平成29年9月に「人生100年時代構想会議」が設置されました。同会議において平成30年6月に取りまとめられた「人づくり革命基本構想」には、リカレント教育の抜本的拡充について述べられています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、社会人向けプログラムの新規開発・拡充や社会人学習者への支援を強化していきます。

具体的には、大学や専修学校におけるリカレントプログラムの開発促進、産学の連携による人材育成システムの構築、放送大学のオンライン授業や実務型プログラム等の充実のほか、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくり、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイトの整備などを実施します。また、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）も推進し、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいきます。

○専修学校教育の振興

専修学校は、昭和50年7月の制度創設以来、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

平成30年5月現在、3,160校の専修学校で約66万人の生徒が学んでいます。中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、個性ある幅広い職業教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

また、平成30年度には、社会人等を対象とした実践的な短期プログラムを文部科学大臣が「キャリア形成促進プログラム」として認定する制度を新たに創設するなど、リカレント教育の充実に向けた取組を拡充しました。引き続き、これらの取組を進めるほか、高等教育をはじめとする教育費負担の軽減に向けた経済的支援についても、より一層推進していくこととされています。

6 地域における学びの推進

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改め

て見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の知的欲求の充足や自己実現に寄与するとともに、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっており、文部科学省としては、以下のように、地域における学びの推進に努めているところです。

○「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(答申)

昨年12月、中央教育審議会において「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」がとりまとめられました。

答申においては、地域における社会教育の意義や果たすべき役割についてのこれまでの検討を踏まえ、今後「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとされ、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示されています。

その上で、今後の社会教育の展開に当たっては、
①住民の主体的な参加のためのきっかけづくりを工夫すること

②ネットワーク行政の実質化として、社会教育行政担当部局と首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体との一層の連携・協働を図ること

③学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押しすることが重要であるとされているところです。

さらに、社会教育施設の在り方として、今後の社会教育施設には、地域の学習拠点としての機能に加え、住民主体の地域づくりや、持続可能な共生社会

の構築に向けた取組の拠点等としての役割も求められていくとし、その上で、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できることとする特例については、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきとされています。これを踏まえ、本特例の制度化のため、関係法の改正案が本通常国会に提出されたところです。

答申は、文部科学省のホームページ上に公開されていますので、是非御一読ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuko/chukyoo/toushin/1412080.htm

文部科学省としては、この答申を踏まえ、社会教育の振興に一層力を入れてまいります。

○学校、家庭、地域の連携・協働

新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現を求めており、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用しながら教育課程を実施することが重要です。

また、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校のみならず、家庭、地域が総掛かりとなる教育の実現が不可欠です。

そのため、文部科学省では、平成29年3月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校づくりを実現するため、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。

また、同年に改正された「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により形成された緩やかなネットワークである「地域学校協働本部」の整備により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指しています。

こうした活動は、地域との信頼関係を醸成することや幅広い地域ボランティアの参画による学校と地域の役割分担の観点から、学校における働き方改革にも資するものです。

さらに、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」を中心に「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」が一体的に機能することで、目標・ビジョンの共有を通じた学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます。

家庭教育支援の推進については、各地域における、
①地域人材の養成、②家庭教育支援体制の構築、③家庭教育を支援する取組に加え、④訪問型家庭教育支援を含めた支援活動の強化を図るための取組の推進など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援してまいります。

○読書・体験活動の推進

①読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対す

る国民の関心と理解を深めるため、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

また、学校図書館については、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成と計画的な図書の更新等に向けて、平成29年度から33年度までの「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

②体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

具体的には、社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成や民間団体・民間企業との連携により体験活動の推進を図る事業、自己肯定感の向上に効果的な事業の普及を行っています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28箇所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらに、

未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。

7 共に生きる学びの推進

○男女共同参画の推進

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。

このため、平成29年度から、「男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業」として、女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催等を実施しています。平成31年度は、子育て等で離職中の女性を対象として、生活における多様なチャンネルを通じ、自身のライフプランニングを促す広報の方法・内容等の検証を新たな取組として拡充を図る予定です。

さらに、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、女性の社会参画への期待が高まっていますが、いまだ我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数においても、経済分野における女性管理職の割合、政治分野における国会議員（閣僚含む）の女性割合が低く、意思決定に関わる女性が

少ない現状にあります。

こうした状況の中、文部科学省では、平成31年度から新規で「次世代のライフプランニング教育推進事業」として、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、高等学校等で活用できるライフプランニング教育プログラムや、教員研修プログラムを2か年で開発することとしています。平成31年度は、高校生・大学生を対象としたライフプランニング教育のモデルカリキュラムの開発・試行をするとともに、教員研修プログラムの開発を行うために必要となる基礎データ及び資料を得ることを目的とする調査研究を実施することとしています。

○障害者の生涯を通じた学習活動の充実

「障害者の権利に関する条約」（障害者の生涯学習の確保を規定）の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。



コンファレンスの実施例イメージ
(文部科学省主催「超福祉の学校」
平成30年11月)

文部科学省では、平成30年度から「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を開始し、全国18団体が学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラム、実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実証的な研究等に取り組みました。

平成31年度は、引き続き実践研究事業を継続しながら、更に障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目指して、「共に学び、生きる共生社会「コンファレンス」を全国5〜6か所程度で開催します。

このコンファレンスでは、都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等をはじめ、障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人などの幅広い参加者が集まり、障害者本人の学びの成果の発表や優れた実践事例の共有・協議、学びの場づくりに向けたワークショップ等を分科会等に分かれて実施することを想定しています。

政策の意義や障害者の学びを取り巻く現状と課題を踏まえた推進方策などについては、「障害者の生涯学習の推進方策について」（平成31年3月「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」）にまとめました。本報告内容を踏まえ、障害者の生涯学習の更なる推進を図っていきます。

○外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒の増加や、保護者の国際結婚などによる日本国籍の児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は4万人を超え、その数は増加傾向にあります。

平成30年12月、政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）を取りまとめました。本対応策において、外国人児童生徒等の教育についても今後一層の充実を図ることとしています。

これらを踏まえ、文部科学省では、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する自治体への補助事業において、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組や、外国人高校生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援を行う取組等の拡充を行います。

また、学校における指導体制の整備充実のため、2026年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して一人の教員が基礎定数として措置されるよう、義務標準法の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、日本語指導補助者や母語指導員の派遣に対する補助も実施していきます。

さらに、平成31年度には、平成30年度に開発した外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムを普及していく予定です。このモデルプログラムは、大学、教育委員会、学校における養成・研修に資するよう、モデルプログラムにバリエーションを持たせており、多様なニーズに応じて研修を構成できるものとなっています。こうした取組を通じ、教員・支援員等の資質能力の向上を支援していきます。

そのほか、文部科学省ではこの度、外国人児童生徒受入れの手引きを8年ぶりに改訂しました。本手引きは、外国人児童生徒を直接指導する日本語指導担当教員、日本語指導協力者、外国人児童生徒の在籍学級担任、学校の管理職、さらには市町村教育委員会会の担当指導主事、都道府県教育委員会の担当指導主事等を対象に、外国人児童生徒等を受け入れるに当たって、具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要を示すものです。今回の改訂により、特別の教育課程による指導などの新たな情報も加わる予定です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねつ」ともリニューアルを行いました。教材や保護者向け翻訳文書のほか、予定表作成ツールや基本情報、関連情報、注目記事なども掲載しておりますので、こちらも是非御活用ください。

<https://casta.net.mext.go.jp/>

○学校安全の確保

東日本大震災以降も西日本豪雨や夏季の異常な高温など自然災害が発生しており、関連して児童生徒等が犠牲になる事案が発生しています。

また、SNSやスマートフォンの普及に伴う犯罪など児童生徒等を取り巻く安全に関する状況の変化とともに、新たな危機事象も発生しています。

このような中で、児童生徒等の安全を確保するためには、「安全管理」として安全で安心な学校環境の整備や、子供たちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させること、及び、「安全教育」とし

て、子供たちにかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが不可欠です。

また、これらの実現のためには、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関と連携・協働した実施体制を確保していくことが重要となります。

しかし、学校安全に関する意識や取組については、地域間・学校間・教職員間に差があるとともに、継続性が確保されていないなど全ての学校において質の高い学校安全の取組が推進されているとは言えない状況にあります。

このような現状を踏まえ、文部科学省では、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を取りまとめました。また、平成29年には学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第2次学校安全の推進に関する計画」を策定したところです。

これらの計画等の考え方や学校を取り巻く新たな状況を踏まえて、学校安全参考資料『「生きる力」をめぐむ学校での安全教育』の改訂を行い、平成31年3月に全ての学校等に配布しています。この資料では、学校における安全教育、安全管理、組織活動の各内容を網羅して解説しています。また、防災教育資料『「生きる力」を育む防災教育の展開』（平成25年）の内容も含むものとなっています。

このほか、文部科学省としては、中核となる教職員を中心とした学校安全に関する組織的な取組の推進、教職員の研修の充実による資質・能力の向上、新学習指導要領を踏まえた教科横断的なカリキュラム・マネジメントによる安全教育の充実に向け、自治

体や学校における学校安全の取組が一層推進されるよう支援していきます。

なお、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト(<https://anzenkyouiku.next.go.jp/>)を開設していますので、是非御活用ください。

初等中等教育の充実

文部科学省初等中等教育局

学校における働き方改革の推進

① 中央教育審議会答申について

これまで高い成果を上げてきた我が国の学校教育を持続可能なものとするには、学校における働き方改革が必要です。平成31年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という）を取りまとめられました。

答申では、
①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

③学校の組織運営体制の在り方

④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備を柱として、これらの施策を総合的に推進することが提言されております。

また、中教審の議論を踏まえて、同日に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、教師の勤務時間を、いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めた「在校等時間」として把握することとした上で、その上限の目安を、原則として

- ・1か月あたりの超過勤務は45時間以内
- ・1年間あたりの超過勤務は360時間以内等としています。

教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり、これを実現するため、文部科学省としては、答申を踏まえ、取組を推進してまいります。

また、学校における働き方改革を進めるためには、

答申でも指摘されているとおり、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、設置者、校長などの管理職、一人一人の教職員が、自らの権限と責任に基づき、それぞれの立場で取り組むことが必要です。3月18日には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」教育委員会等に対して通知をしたところであり、各地域における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組を積極的に進めていただきたいと考えています。

※学校における働き方改革の答申等については、
こちらを御覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hat_arakikata/index.htm

② 学校における働き方改革推進本部について

学校における働き方改革はここからがスタートです。

このため、文部科学省では1月25日に柴山文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、1月29日に第1回本部を開催いたしました。第1回本部では、社会全体に向けた「大臣メッセージ」を发出し、文部科学省として取り組むべき内容をまとめた工程表を作成しました。今後も随時「学校における働き方改革推進本部」を開催し、省を挙げて働き方改革を進めてまいります。

※大臣メッセージや文部科学省工程表については、
こちらを御覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hat_arakikata/1413144.htm



③ 答申を踏まえたこれからの取組について

各教育委員会や学校においては、限られた時間の中で子供たちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという観点から、これまで慣習的に行われていた業務であつても、①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務のいずれかであるかを仕分けたり、思い切つて廃止することなどが求められます。しかし、それは簡単なことではありません。第1回本部における大臣からの冒頭あいさつにもあつたように、学校や教育委員会に「お任せ」ということは、学校における働き方改革は進みません。教師が教師でなければできないことに全力投球できるように、文部科学省は、引き続き社会全体に対し、何が教師本来の役割であるのかというメッセージを発信し、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立つて果たしてまいります。

具体的な取組として、まず、3月8日には学校における働き方改革の趣旨・目的等を分かりやすく御理解いただけるよう、総勢10名の働き方改革に取り組む当事者と有識者の方々のインタビューを収録した公式プロモーション動画を公開しました。

※公式プロモーション動画については、こちらから御覧ください。
<https://youtu.be/yjpehOePxP8>

また、これ以外にも、政府広報で学校における働き方改革について取り上げるなど、学校における働き方改革の必要性等について社会全体へのメッセージを発信してまいります。



一人でも多くの皆様に御覧いただきたいと思っておりますが、こうした動画メッセージの発信に加え、更に関係省庁や地域・保護者、教育委員会・学校向けに、それぞれ大臣メッセージを作成しました。これまでに紹介した動画やメッセージを活用しながら、関係省庁や関係団体、PTAや地域の皆様に対して、学校における働き方改革の趣旨に御理解・御協力を呼びかけてまいります。

文部科学省としては、これまで述べてきたような取組に加え、2019年度予算に教職員定数の改善や中学校における部活動指導員、スクール・サポート・スタッフに係る経費を計上しており、これを足掛かりに、教職員定数の改善などの一層の条件整備を図るとともに、勤務時間管理の徹底、学校の組織運営体制の確立などを総合的に推進してまいります。また、

教育課程や教員免許などの教育制度も必要に応じて、大胆に見直しをする必要があると考えており、こうした中で、教師や子供たち、保護者、地域の方々や学校における働き方改革の成果を実感していただけるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

「次世代の学校」創生のための指導体制の強化

◇2019年度予算(学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築)

① 教職員定数について

2019年度予算においては、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実に図るため、必要な教職員定数の改善を盛り込んでいきます。具体的には、新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化に伴い、一定の英語力を有し、質の高い教育を行う専科指導教員の充実や中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実、共同学校事務体制の強化など学校における働き方改革のための定数改善のほか、平成29年の義務標準法改正による基礎定数化関連の改善や貧困等に起因する学力課題解消、統合校・小規模校への支援など複雑化・困難化する教育課題への対応に必要な定数改善、合計1,456人を計上しています。

このほか、東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のために必要な加配定数を2019年度予算の復興特別会計に引き続き計上しています。

②その他

退職教職員や教員志望の大学生など多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援する「補習等のための指導員等派遣事業」を継続して行っており、①児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するための「学力向上を目的とした学校教育活動支援」をはじめ、②教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教員の負担軽減を図るための「スクール・サポート・スタッフ」の配置や③適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象にした「中学校における部活動指導員」の配置に係る予算を計上し、学校全体として指導体制を充実することとしています。

初等中等教育段階における教育費負担軽減

「人生100年時代」を迎え、教育の無償化・負担軽減を進めることにより、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられることは、教育政策としてはもとより、少子化対策の観点からも極めて重要です。

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」及び平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、幼児教育の無償化や、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化など、将来的な教育の無償化・負担軽減の措置について盛り込まれました。

幼児教育の無償化については、平成30年12月に3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、

認定こども園等の費用を無償化するとされた「幼児教育・高等教育無償化の制度化に向けた方針」が閣僚合意され、同方針を踏まえ、平成31年2月12日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が第198回通常国会に提出されたところだ。

年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化については、本パッケージの方向性に沿って、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、2020年4月から着実に実施ができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

さらに、高校生等への修学支援としては、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」について、2019年度において非課税世帯の給付額を増額し、更なる制度の充実を図っています。

また、義務教育段階においては、経済的理由により小中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行う就学援助を実施し、教育費の負担軽減に取り組んでいます。2019年度には「修学旅行費」や「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の増額に加え「卒業アルバム代等」を新たに補助対象費目とするなど、更なる制度の充実を図っています。

なお、震災により経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒の就学支援等については、「被災児童生徒就学支援等事業」を実施しており、2019年度予算においては、大規模災害対応分に従来の熊本地震のほか、平成30年度豪雨及び北海道胆振東部地震を対象に加え、必要な額を計上しています。（2019年度予算 東日本大震災対応分4,382百万円（復興特別会計）、大規模災害対応

分…594百万円）

柴山・学びの革新プランについて

Society5.0の時代においては、人工知能(AI)、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わると予測されます。

このような急激な社会的変化が進む中で、次代を切りひらく子供たちが、自ら課題を見いだし、その解決に向けて主体的・協働的に学ぶことを通じて、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を、これまでに以上に身につけることが必要と考えます。

公教育や教師の役割の重要性はかわるものではありませんが、ICTを基盤とした遠隔技術などの先端技術を効果的に活用することで、教師の指導や子供の学習の質を更に高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現していく必要があります。

そのため、文部科学省は、平成30年11月に新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けた基本的な方向性を「柴山・学びの革新プラン」として打ち出しました。この「柴山・学びの革新プラン」を踏まえて、文部科学省では先端技術の活用方策の具体化の検討を進め、一定のとりまとめとして平成31年3月29日に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の中間まとめを公表しました。

中間まとめは、目指すべき次世代の学校・教育現場を具体的に提示するとともに、その現状と課題を整理したものであり、今抱えている課題を解決し、

目指すべき次世代の学校・教育現場を実現するための方策として

- ① 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現
- ② 教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用
- ③ 先端技術の活用のための環境整備を柱に据えています。

① 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現

遠隔教育は、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、教師の指導や子供たちの学習の幅を広げることや、特別な支援が必要な児童生徒等の学習機会の確保を図る観点から重要な役割を果たすものです。

文部科学省では、遠隔教育の普及に向けた具体的な施策の検討に先立ち、各自治体における遠隔教育の実施状況や活用の意向について調査を実施しました。その調査結果も踏まえ、

- ① 遠隔教育の連携先の紹介をはじめとした様々な支援・助言が受けられる環境の整備
 - ② 「遠隔教育特例校」の創設を含めた、実証的取組の推進
 - ③ 遠隔教育を実施するための基盤としての、世界最高速級の学術通信ネットワーク「SINET」の初等中等教育への開放
- などの施策を実行していきます。

② 教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用

現在、学校現場においては、遠隔技術をはじめとして、協働学習支援ツールやAIDリルのような様々な民間企業で開発された先端技術を導入している学校も少なくありません。このような先端技術の活用

を通じて、教師や児童生徒を支援し、アクティブ・ラーニングを推進し、学習指導要領の目指す資質・能力の育成につなげる必要があります。

そこで、現在の学校現場で使われている先端技術とその効果の整理を行いました。この整理に基づいて、今後どのような場面でのような先端技術を活用することが効果的かについて基本的な考え方を整理していきます。

③ 先端技術の活用のための環境整備

遠隔技術をはじめとした先端技術を活用するためにはICT環境の整備が急務であり、文部科学省として、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定し、自治体における学校のICT環境整備の促進に努めているところですが、各自治体におけるICT環境整備は十分に進んでおらず、地域間格差も生じています。

- 今後、ICT環境整備を加速させるため、
- ① 世界最高速級の学術通信ネットワーク「SINET」の初等中等教育への開放（※①でも言及）
- ② 管理コストの低減、データ連携の促進に向けたパブリッククラウドの利活用も含めた「教育情報セキュリティ」の在り方の検討
- ③ 安価な環境整備に向けた具体策の検討・提示
- ④ 市町村ごとの整備状況等の更なる「見える化」をはじめとする、関係者の専門性を高める取組の推進などを実施していきます。

今後は、①から③の施策の更なる具体化を図り、6月を目途に最終まとめを示していきます。
※中間まとめは、写真や図等を使いよりわかりや

すく内容を示しておりますので、HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/other/1413322.htm) も御覧ください。

新しい学習指導要領について

激しく変化するこれからの社会において、子供たちがしっかりと未来を切り拓くために必要な力を育むことを目指し、文部科学省では平成29・30年に学習指導要領を改訂しました。

学習指導要領とは、全国どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。時代の変化などに合わせておよそ10年に一度改訂しており、子供たちが学校で学ぶ教科書や時間割は、これを基に作られています。

今回改訂した小・中・高等学校の新しい学習指導要領は、図にあるように、2020年度以降、小学校から順次実施していくこととしており、概ね

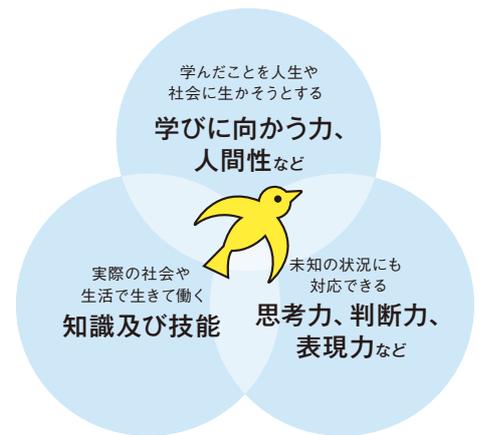


幼稚園は、2018年度に新しい幼稚園教育要領がスタート。
特別支援学校は、小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施。
新しい学習指導要領等の実施スケジュール

2030年頃まで、子供たちの学びを支えることになりま

す。これまでの学習指導要領は、子供たちに変化の激しい社会を生きるために必要な力である「生きる力」

資質・能力の三つの柱



を育むという目標を掲げてきました。新しい学習指導要領は、その目標は引き続き大切にしながら、これからの時代において子供たちに必要となる力を確実に育むことを目指しています。

新しい学習指導要領では、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」も重視して改善を図っています。

「何ができるようになるか」の点では、全ての教科等において、育成を目指す力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理しました。社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、子供たちの力をバランスよく育みます。

そうした力をしっかりと育んでいくため、「どのように学ぶか」の点で、「主体的・対話的で深い学び」（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点から、授業を改善していくことを目指します。一つ一つの知識がつながり、「わかった!」、「面白い!」と思える授業、周りの人たちとともに考え、学び、新しい発見や豊

新たに取り組むこと、これからも重視すること

<p>プログラミング教育</p> <p>コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習します。</p>	<p>外国語教育</p> <p>「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。</p>	<p>道徳教育</p> <p>自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。</p>	<p>言語能力の育成</p> <p>国語を要として全ての教科等で子供たちの言葉の力を育みます。</p>
<p>理数教育</p> <p>観察、実験などによる科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。</p>	<p>伝統や文化に関する教育</p> <p>我が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。</p>	<p>主権者教育</p> <p>社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。</p>	<p>消費者教育</p> <p>自立した消費者を育むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習します。</p>

上記のほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

かな発想が生まれる授業などを目指していくことで、子供たちの力を確実に育みます。また、各学校において「カリキュラム・マネジメント」を確立し、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。「何を学ぶか」の点でも、新しい時代を見据えて、左の図にあるような内容を重視しています。

子供たちの「生きる力」を確実に育むためには、新しい学習指導要領の趣旨・内容を多くの方々と共に共有することが大切です。

保護者や地域の皆様のお力添えをいただきながら、学校教育がこれからも子供たちの「生きる力」を確実に育んでいけるよう、子供たちの学びを社会全体で応援していきたいと考えています。

新しい学習指導要領に関するより詳しい情報は、平成31年2月にリニューアルした「学習指導要領ウェブサイト」(http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/new-es/index.htm)を御覧ください。新しい学習指導要領の趣旨・内容を分かりやすく紹介するリーフレットや動画も掲載しています。

リーフレット

3分でイメージがつかめる動画

ウェブサイトのリニューアル

その他、ポスターなども作成しています

情報教育・外国語教育の推進

① 小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化

社会のグローバル化が進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力はこれまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。そのため、初等中等教育段階から外国語によるコミュニケーション能力を育成していくことが重要になります。

平成28年12月21日に、中央審議会より新学習指導要領の方向性が示され、それを基に、平成29年3月に小・中学校学習指導要領を、平成30年3月に高等学校学習指導要領を改訂しました。

新学習指導要領においては、これまでの成果・課題を踏まえながら、

- 学校段階間の学びを接続するため、国際基準を参考に、小・中・高等学校一貫した五つの領域（聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」「話すこと」「発表」「書くこと」）別の目標を設定すること
- 小学校では、中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を導入し、外国語に慣れ親しんだ上で、高学年から「読むこと」「書くこと」を加え、「教科」として系統的な指導を行う
- 中学校では、対話的な言語活動を重視し、授業は外国語で行うことを基本とする
- 高等学校では、五つの領域を総合的に扱う科目群やディベートやディスカッションを行い発信能力を高める科目群などを設定すること等としています。

文部科学省では、新学習指導要領の全面実施へ向け、小学校外国語教育の早期化・教科化に対応した

新教材や教師用指導書等の配布、小・中・高等学校の授業実践例や学習指導要領改訂のポイントをまとめた有識者・現場教員へのインタビュ動画の作成など、新学習指導要領を踏まえた授業改善に向けて支援を行っています。

また、教師の指導力向上や小学校における専科指導の充実、外国語指導助手（ALT）などの英語が堪能な地域人材の活用促進など、全国の教育委員会等と連携しながら必要な環境の整備に努めてまいります。

② 情報活用能力の育成

今後、「Society5.0」の到達が予想されるなど、将来の予測が難しい社会において、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められることから、新学習指導要領において、情報活用能力を言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、育成することとしています。

また、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これを適切に活用した学習活動の充実を図ることを明記しています。

● 情報活用能力の教科等横断的な育成

新学習指導要領の実施に向け、文部科学省では、情報活用能力を育む教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの在り方に関する実践的な研究等を行っており、2019年度においても情報活用能力の確実な育成に引き続き取り組んでまいります。

● プログラミング教育の充実

また、新学習指導要領において、2020年度から小学校で新たにプログラミング教育を必修とするなど、小・中・高等学校を通じたプログラミング教育の充実を図ったところです。文部科学省では、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図るため、「小学校プログラミング教育の手引」を公表しました。さらに、総務省・経済産業省と連携して民間企業等とともに設立した「未来の学びコンソーシアム」との連携も図りつつ、プログラミング教育に関する優れた指導事例の創出等、2020年度からの円滑な実施に向けた取組を進めてまいります。

● 情報モラル教育について

加えて、昨今、スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情報モラル教育は極めて重要となっており、文部科学省では、インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化や、最新のトラブルや被害の状況等を踏まえて教師用指導資料の改善を行うとともに、児童生徒向け啓発資料の作成・配布、教員等を対象としたセミナーの実施等により、情報モラル教育の一層の充実を図ることとしています。

③ 遠隔教育の推進

遠隔教育は、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現など、教育の質の向上に資することが期待されます。文部科学省では、平成30年9月に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめました。また、11月に公表した「新時代の学びを支える

先端技術のフル活用に向けて「柴山・学びの革新プラン」では、「遠隔教育の推進等による先進的な教育の実現」を政策の柱の一つとして位置づけています。

平成30年度からは、「遠隔教育システム導入実証研究事業」を行い、

- A L T等を活用した外国語教育、専門家による専門性の高い授業を実現する「専門性を育む教育における遠隔教育」

- 特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実のための授業や、外国人の児童生徒に対する支援のための授業を実現する「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」

- 極小規模校と他の学校との遠隔合同授業、国内外の学校との支援授業を実現する「多様性のある学習環境の遠隔教育」

などをテーマとした実証事業に取り組んでおり、遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果及び情報通信技術等に関する検証を行っています。

4 学校のICT環境整備について

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、自治体における学校のICT環境整備を促進するため、①「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づく、単年度1,805億円の地方財政措置の積極的な活用を促進、②市区町村単位ごとのデータ公表による整備状況の見える化（「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）、③自治体の要請に応じた「ICT活用教育アドバイザー」の派遣（平成30年度派遣実績：33自治体）等の取組を実施してまいりました。

しかしながら、学校のICT環境の整備状況については、自治体間で大きな格差があるなどの課題があり、新学習指導要領の全面实施を間近に控え、このままの状況では児童生徒の学習に支障をきたす恐れも懸念され、危機感を持っています。

文部科学省としては、各自治体で整備が進まない要因の調査及び分析を進めており、今後、自治体におけるICT環境整備推進のための具体的な取組を進めてまいります。

各自治体においては、2020年度からの新学習指導要領の全面实施に向け、前述の地方財政措置も活用しつつ、学校のICT環境の整備に万全を期していただきますようお願いいたします。

高校教育改革

高等学校への進学率は、約99%まで上昇するなど、今日では高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての子供たちが進学する教育機関として、極めて重要な役割を果たしています。特に、選挙権年齢や成人年齢が18歳に引き下げられる等の状況を踏まえると、高等学校は、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成していくことが一層求められます。

また、今日の高等学校を取り巻く我が国の状況を見ると、人口減少を伴う少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル化、人工知能・IoT等の技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、大きな社会変化が予測されています。

昨年6月には、文部科学大臣のもとで、Society5.0における人材像や学びの在り方、今後の

教育政策の方向性（「Society5.0に向けた人材育成と社会が変わる、学びが変わる」）を取りまとめました。高等学校においては、

①義務教育を終えた子供たち一人一人がSociety5.0を生き抜くために必要となる「共通して求められる力」の育成

②将来、技術革新や価値創造の源となる飛躍を発生・創造したり、それらの成果と社会課題をつなげ、プラットフォームを元とした新たなビジネスを創造したりする「新たな社会を牽引する人材」として活躍するための基盤となる力の育成

③各地域への課題意識や貢献意識を持ち、Society5.0を地域から分厚く支えていく人材の育成

等を重視して改革を進めていくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省においては昨年10月16日付けで高等学校行政をつかさどる組織である「参事官（高等学校担当）」を新たに設置しました。Society5.0という新しい時代の到来に向け、高校教育改革を引き続き、推進します。

Society5.0に向けたリーディングプロジェクトの実施

今年度は、高等学校教育にとって、極めて重要な年となります。まずは、4月から新学習指導要領の移行措置が始まり、総則、「総合的な探究の時間」、特別活動等、教科書の対応を要しない部分については先行して進められます。

また、Society5.0に向けたリーディングプロジェクトとして、今年度の予算において、

・高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築し、「WWE(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム」における拠点校を整備

・高等学校と自治体、高等教育機関、産業界等が協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組

に必要な経費を計上しています。

これらの取組を通じ、①「共通して求められる力」の育成、②「新たな社会を牽引する人材」として活躍するための基盤となる力の育成、③Society5.0を地域から分厚く支えていく人材の育成を推進してまいります。

②「高校生のための学びの基礎診断」の仕組みの構築について

昨年3月、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設しました。

昨年12月末には、認定基準に基づき、9事業者25ツールを「高校生のための学びの基礎診断」として認定し、各ツールの詳細情報を文部科学省ホームページにて公表しています。

本制度において、多様な民間の試験等の開発・提供、その利活用を促進することにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進します。

③教育再生実行会議における検討

さらに、現在、総理の下で開催される教育再生実

行会議において、高等学校教育について検討が行われているところであり、1月には中間報告がとりまとめられました。中間報告には、高校教育全般についての改革の提言事項が盛り込まれており、約7割の生徒が通う普通科について、学習の方向性に基づき類型化することや、文系・理系をバランス良く学ぶ方策について、最終提言のとりまとめに向け、更に検討を深めることとされています。文部科学省においても、提言を踏まえ、新しい時代に対応した高等学校改革に取り組んでまいります。

公立小・中学校の適正規模・適正配置等

今後、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、公立小・中学校の設置者である市町村においては、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。

その際、参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等に加え、全国の教育委員会や学校現場の優れた取組事例や近年の政策動向等を踏まえつつ、少子化に対応した活力ある学校づくりに関わる具体的な工夫やアイデアの例を盛り込んだ「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成し、文部科学省のウェブサイトで公表するとともに、教育委員会の担当者が集まる会議等で周知しているところです。

地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点からは、①学校統合により魅力ある学校づく

りを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、市町村のいずれの選択も尊重されるべきものです。

文部科学省としては、各市町村が学校の小規模化に伴う諸課題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を精緻に分析して、その結果の共有を行った上で、それぞれの地域の子供たちを健やかに育ていくための「最善の選択」につなげていただきたいと考えています。

また、公立小学校・中学校の設置の在り方を最終的に判断するのは学校の設置者である市町村ですが、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、次に示すような適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるということです。

(適正規模・適正配置に関する支援)

- ① 基準やガイドライン、手引等の策定
 - ② 情報提供機能の強化
 - ③ カリキュラム開発の支援
 - ④ 財政面・人事面での支援
- (統合困難な小規模校への支援の充実)
- ① 教職員配置の充実
 - ② 教職員研修の充実
 - ③ モデル事業の実施

幼児教育の振興

平成30年度から実施されている「幼稚園教育要領」では、幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や小学校教育との接続の推進に関する内容の充実を図っています。

また、「幼児教育実践の質向上総合プラン」として、幼児教育アドバイザーの配置・育成など地方公共団体における幼児教育の推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援などの予算を計上しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、消費税財源を活用して、「量」と「質」の両面から子供の育ち、子育てを支えており、新制度移行後も、幼稚園教諭等の処遇改善を進めております。また、「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における待機児童の受入れについては、従来の預かり保育等の取組に加え、幼稚園のまま、保育を必要とする2歳児を定期的に預かる仕組みを創設しており、引き続き推進を図っております。

特別支援教育の推進

我が国では、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」等を踏まえ、障害のある子供について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導や支援を行うことができるよう、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場の整備や、教師の専門性の向上、障害のある子供に対する

合理的配慮の提供の促進などに精力的に取り組んでいます。

現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別な場で受ける指導形態）においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。

特別支援教育の現状としては、平成29年5月1日現在、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている幼児児童生徒の総数は約49万人となっており、増加傾向にあります。このうち義務教育段階の児童生徒については、約41万7,000人で、これは全体の約4.2%に当たります。

平成30年度からは、高等学校段階における通級による指導が開始され、平成30年度は45都道府県において実施、平成31年度からは全都道府県において実施される予定となっています。

また、文部科学省では、平成29年4月に特別支援学校幼稚部教育要領、小・中学校学習指導要領、平成31年2月に特別支援学校高等部学習指導要領の改訂を行い、①重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、②障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、③キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等を充実させました。

さらに、障害のある子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目

なく支援が受けられるよう、文部科学省と厚生労働省の両省連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにおいて、平成30年3月に報告書を取りまとめ、各自治体の積極的な取組を促しています。文部科学省では、各自治体の福祉サービス等の情報を掲載する保護者向けハンドブックのひな型を作成したり、学校教育法施行規則を改正し、個別の教育支援計画について規定したりするなどの取組を行っています。

こうした取組を通じて、障害のある児童生徒が、障害の状態に応じた十分な教育を受けることができよう、引き続き、切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の充実を進めています。

より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならぬこととされています。

①教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に答えるため実施しているものです。

平成31年度には、主に、平成29年に公示された新学習指導要領に基づく中学校用の教科書検定を行うこととしています。

②教科書採択

教科書採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為です。平成27年度及び平成28年度に、複数の教科書発行者による、採択の公正性・透明性に疑問を生じさせかねない事案が相次いで発覚したことを受けて、文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

平成31年度には、新学習指導要領に基づく小学校用教科書の初めての採択が行われる予定です。

③教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童及び生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害児等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等について、その普及を図っています。具体的には、拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しているほか、全国5ブロックで、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材の普及促進のための会議を開催するとともに、その整備充実を図るため、ボランティア団体の協力等を得ながら、調査研究などを行っています。

④学習者用デジタル教科書の制度化

教育の情報化が進展する中、新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のため、学習者用デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が施行され、平成31年4月から学習者用デジタル教科書を導入することができるようになります。あわせて、文部科学省では、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集を公表するなど、学習者用デジタル教科書の円滑な導入に取り組んでいるところです。

いじめ対策、不登校児童生徒への支援

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子供にも起こり得るものです。いじめの問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。そして、いじめの問題に対しては、全ての関係者が、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要がある、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくことが重要です。

文部科学省では、これまでも、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されるよう、学校や教育委員会等に対する指導や研修会の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実などの取組を進めてきました。また平成29年に、基本方針

の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行いました。

さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル」を整備しています。一方、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっています。こうした状況を受け、文部科学省では、平成29年に有識者会議を立ち上げ、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行い、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめました。また、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しており、平成31年度には新たにSNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究を実施することとしています。

また、不登校は、様々な要因や背景により、結果として不登校状態になっていることであり、その行為を「問題行動」と判断することなく、個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

こうした認識の下、平成28年12月の、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立を受け、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定めるなど、文部科学省として不登校児童生徒への支援体制の充実を図っており、平成29年度には、教育支援センターの設置促進やフリースクールなど民間団体との連携による支援を推進するため、学校以

外の場合における教育機会の確保等に関する調査研究等も実施し、平成31年度においても、同調査研究を実施することとしています。

引き続き、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の推進を図ってまいります。

夜間中学の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を實質的に保障するため様々な役割が期待されています。

しかしながら、本年4月に新たに開校した2校を含めても、夜間中学は全国9都府県27市区に33校の設置にとどまっています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）」第7条に基づき策定した基本指針において、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう促進するとともに、既存の夜間中学における多様な生徒の受入れ拡大を図ること等を目標に掲げて、様々な取組を行っているところです。

平成22年の国勢調査の結果からも全国に未就学者が存在することは明らかであることから、未設置の自治体においては、法の趣旨を踏まえ、2019年度政府予算を活用するなどして、文部科学省が取りまとめたガイドラインなども参考に、夜間中学設置に係るニーズ調査を実施する、法15条に基づく協議会を

設置し、都道府県と市町村は夜間中学設置に係る役割分担等に関する協議を開始することが望まれます。

また、文部科学省においては、昨年度から「夜間中学における日本語指導研修会」を開催するなどして、既存の夜間中学の教育活動の充実にも取り組んでいるところです。

平成30年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」においては、初めて「夜間中学の設置・充実」に関する項立てがなされたほか、同年12月に関係閣僚会議が取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」にも「全ての都道府県における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれるなど、今後とも政府一丸となって、夜間中学の設置推進・充実に係る取組を実施してまいります。

夜間中学未設置の自治体に在住の潜在的入学希望者（当事者）御自身に加えて、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者（応援者）などは、お住まいの教育委員会にお問合せ、御相談ください。

学校健康教育の充実

学校健康教育は、学校保健、学校安全、食育・学校給食に関する取組を充実することにより、子供の心身の健やかな育成を図るものです。朝食欠食の増加等の食生活の乱れや、アレルギー疾患等の現代的な健康課題が顕在化しており、文部科学省では、このような現状も踏まえ、各施策に取り組むこととしています。（学校安全に関する施策についてはP34「○学校安全の確保」参照）

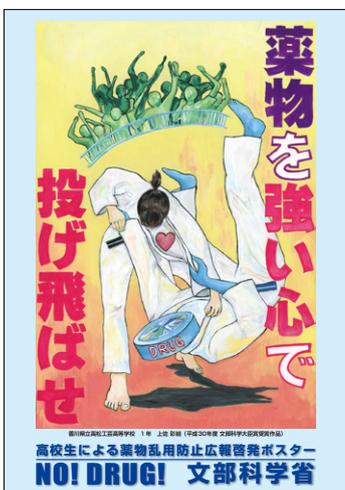
① 学校保健の推進

近年、アレルギー疾患やメンタルヘルスに関する問題等、子供の健康課題が多様化・複雑化していることから、学校保健に関する学校内の体制整備を促進するとともに、地域の医療機関等の専門性を取り入れるなど地域と一体となった学校保健を推進することが重要となっています。

文部科学省では、地域の医療機関等との連携による学校保健の課題解決に向けた取組を支援するとともに、「第3期がん対策推進基本計画」（平成29年10月閣議決定、平成30年3月一部変更）を踏まえ、各地域の実情に応じたがん教育総合支援事業を展開しています。

また、経験の浅い養護教諭の配置校等で指導助言を行うスクールヘルスリーダーを学校へ派遣する取組を行うとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等の現代的な健康課題に関する教職員向け研修会等を開催するなど、教職員の学校保健に関する資質向上を図っています。

さらに、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を受け、薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、薬物乱用防止に関する効果的な指導の方法や内容の検討・実施の支援を行うなど薬物乱用防止教育の充



実強化を図っています。

② 学校における食育・学校給食の推進

子供に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるため、各学校においては、学校給食法や学習指導要領等に沿って、各教科等、学校の教育活動全体を通じて食に関する指導が行われています。

文部科学省では、平成29年度から、「つながる食育推進事業」を実施し、学校を核として地域や生産者等と連携しつつ家庭を巻き込んだ取組を推進することと、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指しています。2019年度においては、栄養教諭を中核とした全校体制による食育の指導・評価方法の開発や、栄養教諭間の連携強化、研修の充実も併せて推進します。

また、学校給食においては、平成28年度から、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的食文化の継承などの社会的課題に対応するため、食品の生産・加工・流通等の関係者と連携しつつ、学校給食をより効果的かつ効率的に運用するための手法を検討する「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」を実施しています。

高等教育の充実

文部科学省高等教育局

グローバル化や第4次産業革命、少子高齢化の進展等、社会が大きく変化しつつある中、高等教育は、幅広い教養と高い専門性を備えた人材の育成、各分野を牽引し世界で活躍できる人材の育成、新たな価値を生み出しイノベーション創出を担う人材の育成、様々な研究を通じた諸問題の解決など、国民生活や社会経済の発展に寄与することに加え、地域活性化の拠点としての役割も担っており、新たな知と価値を創造・発信し、能動的に社会をリードしていくことに多大な期待が寄せられています。

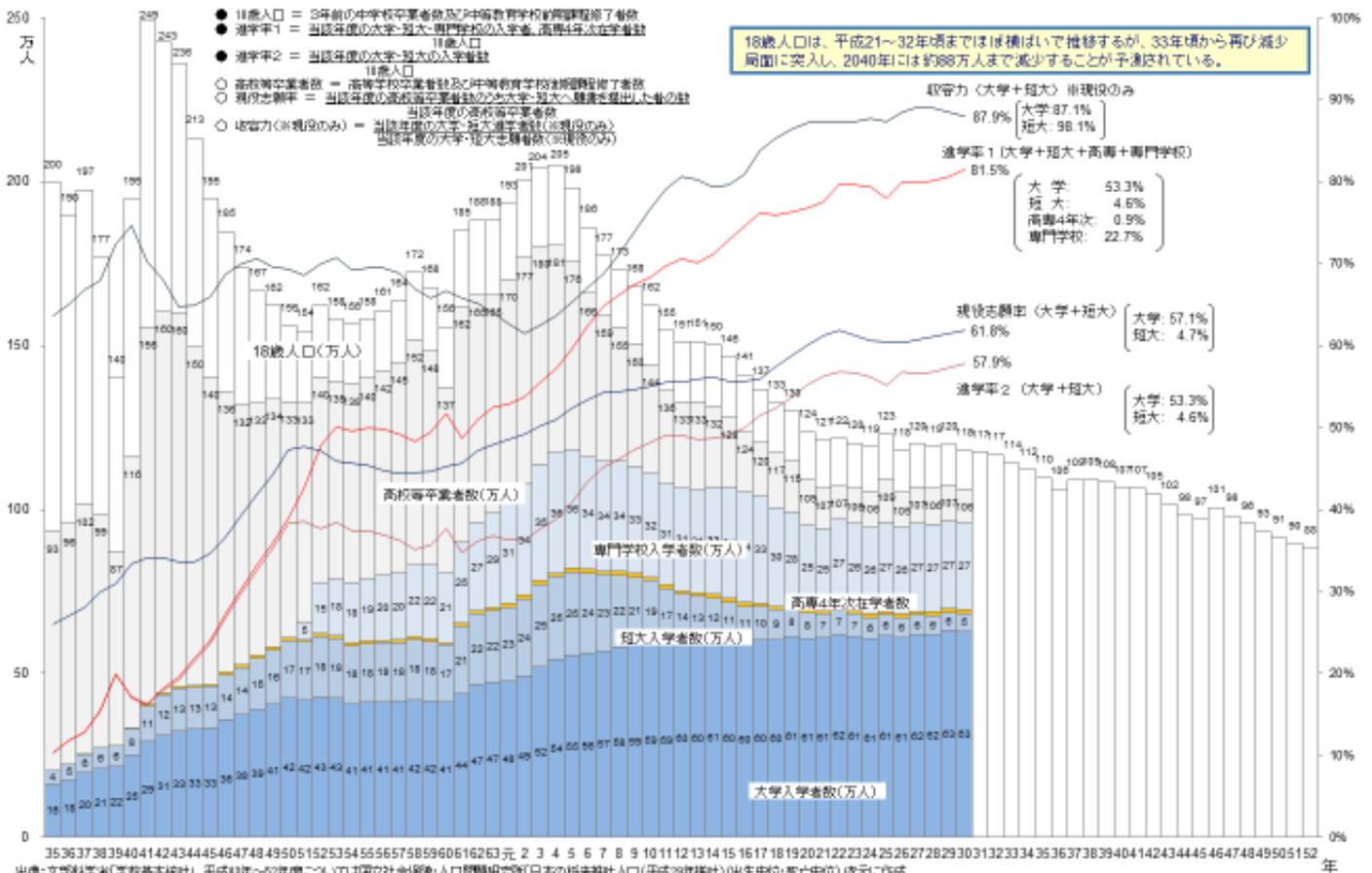
我が国の大学の量的規模を概観すると(図1参照)、大学進学者の多くを占める18歳人口は、平成4年度の205万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約118万人の18歳人口が、2030年には105万人、2040年には88万人に減少すると試算されています。

これまでは大学進学率の上昇により、少子化の中でも大学の学士課程への進学者は増加し続けており、平成30年度では、短期大学を含む大学進学率は57・9%となり、専門学校等を含めた高等教育機関の進学率は81・5%となっています。しかしながら、今後は少子化の一層の進展により、今後、大学進学者数自体が減少していくものと考えられます。

ただし、人生100年時代を迎え、今後は多様な年齢層の学生の入学が求められること、グローバル化の中で多様な国籍の教員や学生が求められることなどを考えると、18歳で入学する日本人以外の学生が増加していくことも期待されています。また、我が国の高等教育の質については、学生の授業以外の学修時間が非常に短いなど、教育の質を保证するための取組が不十分であるといった指摘がなされており、各大学においては自ら責任を持って教育の質を保证し、その成果を社会に対しても積極的に情報公開していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、平成29年3月に「我が国の高等教育に関する将来構想について」文部科学大臣から中央教育審議会に諮問し、おおむね2040年頃の社会を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について、総合的な検討を要請しました。本諮問を受け、中央教育審議会大学分科会将来構想部会を中心に審議が進められ、平成30年11月には、「Society5.0の到来や18歳人口の減少等の社会の変化を踏

図1 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



まえ、①専門に関する知識のみではなく、文理横断型の教育への転換とともに、教育の質の保証を進め、「何を学び、身に付けることができたのか」という学

修の成果の可視化の促進、②地域における質の高い高等教育機会の確保のための各大学間の「強み」を生かした連携・統合の在り方や、18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模などについて提言した「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」が取りまとめられました。

文部科学省においてはこれらを踏まえつつ、これからの時代に活躍できる人材を育成するため、更なる高等教育の充実を図っていきます。

教育費負担の軽減

① 給付型奨学金等の大学等奨学金事業の充実

経済的理由により大学等への進学を断念せざるを得ない方の後押しをするため、平成29年度からは、我が国初の給付型奨学金を創設し、特に経済的に厳しい状況にある方を対象に一部先行実施しました。平成30年度からは、住民税非課税世帯の方で、一定の学力・資質要件を満たす方を対象として制度を本格的に開始しました。給付額は国公私や通学形態の違いにより異なり、月額2〜4万円となります。平成31年度予算案においては、140億円を計上しています。

さらに、平成31年度予算案においては、平成29年度に希望者全員に対する貸与を実現した無利子奨学金について、制度を着実に実施し、引き続き貸与基準を満たす希望者全員への貸与を行っていきます。また、平成29年度に導入した返還負担を大幅に軽減

する所得連動返還型奨学金制度も着実に実施することとしています。

② 大学における授業料減免事業の支援

文部科学省では、意欲と能力ある学生が経済的理由などにより、学業を断念することがないように、国立大学法人運営費交付金や、私立大学等経常費補助を通じて支援しています。公立大学については地方財政措置を講じています。国立大学については、平成31年度予算案において、意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、対前年度15億円増の365億円を計上し、対前年度0・1万人増の約6・6万人を減免対象として見込んでいます。私立大学については、平成31年度予算案において、経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援を充実し、修学の機会の確保に向けた支援の強化を図るため、対前年度47億円増の177億円を計上し、対前年度2・5万人増の約9・6万人を減免等対象として見込んでいます。

③ 低所得世帯の高等教育無償化

高等教育の負担軽減については、これまでも授業料等減免や奨学金制度の充実に取り組んできましたが、なお、低所得世帯の子供たちは全世帯平均に比べて高等教育機関への進学率が低い状況にあります。子供たちが、経済的事情により進学を断念することのないよう、進学を確保することが重要です。

このため、真に支援が必要な低所得世帯の子供たちに対し、質の高い高等教育機関への修学に係る経済的負担を軽減し、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するという目的のもと、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、平成32年度から授業料等減免と給付型奨学金を拡充し、低所得世帯の高等教育無償化を実現することとされました。

閣議決定を踏まえ、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）が決定され、これらに基づく低所得世帯の高等教育無償化を実施するための「大学等における修学の支援に関する法律」案を国会に提出しました。

平成32年度からの新制度は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を対象とします。住民税非課税世帯の学生に対して、授業料等を減免するとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給します。住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生については、住民税非課税世帯への支援措置に準じた支援を段階的に行います。

支援対象となる学生については、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認します。他方、大学等への進学後は、学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

また、社会で自立し活躍できる、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成できる大学等を支援措置の対象とするため、大学等にも一定の要件を求めることとしています。

4 大学院学生の経済的支援の拡充

第5期科学技術基本計画において掲げられた「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」という目標の達成に向

け、多様な財源による博士課程（後期）学生への経済的支援の充実を図ることとしています。特別研究員事業（DC）及びフェローシップ、学部学生等に対する助言や実験・実習・演習等の教育補助業務（TA）に対する給与や、大学等が行う研究プロジェクト等に研究補助者として参画した業務（RA）等としても活用可能な競争的な経費の充実を図っています。

高大接続改革について

我が国は今、グローバル化の進展や技術革新、生産年齢人口の急減等、大きな社会変動の中にあり、この状況下で問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造する力が重要になっています。このため、文部科学省では、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の三者の一体的な改革を通じて、①知識・技能、②思考力、判断力、表現力、③主体性を持つて多様な人々と協働して学ぶ態度、これらの「学力の3要素」を確実に育成・評価するため、高大接続改革の取組を進めています。

平成26年12月の中央教育審議会答申等での提言を受け、各改革を進めており、その内、新テスト等については、平成29年7月に①「『高校生のための学びの基礎診断』実施方針」、②「大学入学共通テスト実施方針」を策定、③「平成33年度大学入学者選抜実施要領の見直しに係る予告」を決定し、これらの方針に沿った準備を進めています。

（1）高等学校教育改革

①学習指導要領等の見直しについては、育成を目指す資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し等を提言した平成28年12月の中央教育審議会答申を

踏まえ、平成30年3月に高等学校学習指導要領を改訂しました。今回の改訂では、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することとしています。

②学習・指導方法の改善、教員の指導力の向上については、生徒の資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を指すとともに、教員の資質・能力向上については、独立行政法人教職員支援機構に設置された次世代教育推進センターにおいて、授業改善に資する情報提供を行うなど、学校現場に対する支援策を講じています。また、多忙な教職員に対する支援策として、オンラインによる「校内研修シリーズ」の発信など、研修機会の提供にも努めています。

③多面的評価の充実については、学校内外での学習活動全般を通して、生徒の資質・能力の多面的な評価を推進しています。具体的取組の一つとして、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、平成29年7月の「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を踏まえ、平成30年3月に文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設しました。本制度において、多様な民間の試験等の開発・提供、その活用を促進することにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進します。平成30年12月には認定基準に基づき、9事業者25ツールを「高校生のための学びの基礎診断」として認定し、各ツールの詳細情報を文部科学省ホームページに掲載・公表しました。これにより、平成31年度から、各学校において本格的な利活用が開始される予定です。

また、平成31年1月に中央教育審議会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」がとりまとめられました。本報告において、高等学校においては、観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高める観点から国が示す参考様式に観点別学習状況の評価の記載欄を設けるよう提言されています。さらに、大学入学者選抜について、指導要録の簡素化の議論を踏まえ、指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、大学入学者選抜で必要となる情報を整理した上で、検討するよう提言されています。

（2）大学教育改革

①三つの方針に基づく大学教育の質的転換については、①卒業認定・学位授与、②教育課程の編成・実施、③入学者受入れの「三つの方針」の策定・公表を各大学に義務付け（平成29年4月施行。）、「三つの方針」の策定・運用に関して参考となるガイドラインが中央教育審議会大学分科会において作成されました。さらに、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月中央教育審議会）を踏まえ、各大学における教学マネジメントの確立の促進を図るため、中央教育審議会大学分科会において、教学マネジメントに関する指針及び学修成果の可視化と情報公表の促進に関する検討を開始しています。

②認証評価については、「三つの方針」等を共通評価項目とすることや、内部質保証を重視するなど、平成30年度より新たな基準に基づく評価が行われています。

（3）大学入学者選抜改革

大学入学者選抜については、大学入学共通テスト

の導入と個別大学入学者選抜改革を通じて、受検生の「学力の3要素」について、多面的・総合的な評価へと転換することとしています。

①大学入学共通テスト

2020年度から開始する「大学入学共通テスト」では、「国語」と「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・A」での記述式問題を導入します。平成30年度は、「大学入学共通テスト」の実施に向けて、大学入試センターが平成30年11月10日（土）及び11日（日）に、主に全国の大学を会場として試行調査（プレテスト）を実施しました。平成29年度の高校を会場とした試行調査での記述式問題及びマークシート問題の検証に加え、試験の実施運営等も含めた総合的な検証を行うことを目的としたものであり、今後、試行調査の分析・検証結果を踏まえ、試験を円滑に行うための取組を進めてまいります。

また、大学入学者選抜において英語の「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、大学入学共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することとしており、2018年3月には、必要な要件を満たした7団体・23試験を大学入試センターが確認・公表しました。平成30年度は、実施時期・回数について高校3年の4月から12月の2回までの活用を原則としつつ、負担を軽減すべき特別な理由がある受検生については一定の条件のもと例外措置を設けること等を定めた、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」を平成30年8月に策定・公表しました。さらに、同年12月に大学入学者選抜における英語の4技能評価に関係する団体及び試験実施団体等によるワーキンググループ

を設置し、準備の進捗状況の共有と必要な事項についての意見交換を行っているところです。なお、経済的な負担への配慮については、政府方針における低所得者層の進学を支援する給付型奨学金の中に「大学等の受験料」が含まれているほか、平成30年5月～9月に全国の高校に依頼して実施した「大学入試英語成績提供システム」参加試験ニーズ調査の結果も踏まえ、会場の追加や検定料の低減について試験実施団体に求めているところです。

②平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告

個別選抜では、「三つの方針」に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するものへ改善するための見直しとして、「学力の3要素」を十分評価するため、AO入試、推薦入試では、各大学が実施する評価方法等、又は共通テストのうち少なくとも一つの活用を必須化すること、一般入試では、調査書等の活用方法を募集要項等へ明記することとし、活用する評価方法や比重について募集要項等で明確化することとしています。また、丁寧な選抜や高校教育への影響を考慮し、AO入試、推薦入試の各実施時期や、多面的評価のための資料となる調査書様式の見直しも行いました。

大学院教育の充実

文部科学省は、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」を育成するための大学院教育改革を推進しています。平成30年度は、引き

続き「第3次大学院教育振興施策要綱」（平成28年3月31日文部科学大臣決定）を踏まえた大学院教育の充実・強化を図るとともに、中央教育審議会大学分科会において「2040年を見据えた大学院教育の体質改善（社会や学修者の需要に応える大学院教育の実現（審議まとめ）」（http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chukyov/chukyov4/houkoku/1412988.htm））が取りまとめられました。

特に、博士課程教育については、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」（http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm）を平成23年度から実施し、平成30年度までに33大学62プログラムを支援しています。

さらに、平成30年度より、卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される卓越した拠点を形成するため、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果をいかし国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程教育プログラムを構築することを支援する「卓越大学院プログラム」（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takunetudaigakuin/index.htm）を実施し、平成30年度に15プログラムを採択しました。

このような取組を通じて大学院と大学院学生に対

する社会の評価を高め、優れた人材を大学院に引き付け、博士号取得者が高度な知識と高い倫理観を備えたリーダー候補として各界各層で活躍する好循環の実現に向け、大学院教育の充実のための施策を推進しています。

国立大学改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を果たしています。

平成16年の国立大学の法人化以降、国立大学においては、それぞれの特色や長所を生かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。昨今の急激な社会経済状況の変化の中で、国立大学に対しては、産業競争力強化・イノベーション創出の拠点としての役割や、地方創生の中核的拠点としての機能の発揮など、我が国の成長と発展への積極的な貢献をしてほしいという社会の大きな期待が寄せられています。

文部科学省では、平成27年6月に、第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性を取りまとめた「国立大学経営力戦略」を策定し、改革に取り組む大学に対し、国立大学法人運営費交付金による重点支援を行うとともに、経営力と財務基盤の強化を通じた自己改革を促しているところです。

これを踏まえ、第3期中期目標期間より、国立大学法人運営費交付金の基盤的経費において「三つの重点支援の枠組み」を創設し、各大学の機能強化の

方向性に応じた取組について、評価に基づき、きめ細かく重点支援することとしています。

平成31年度予算案においては、国立大学法人運営費交付金の基盤的経費について、対前年度同額の1兆971億円を計上しており、文部科学省としては、国立大学法人等が我が国の人材養成・学術研究の中核として、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費の確保に努めてまいります。

また、2040年を見すえ、人材育成・イノベーション創出を担う国立大学の役割を果たすため、人事給与マネジメント改革、評価・資源配分改革、連携・統合を含めたガバナンス改革の主に三つの改革を進めてまいります。

人事給与マネジメント改革については、若手教員の活躍機会を創出し、教員の挑戦意欲を向上できるよう、年俸制の完全導入をはじめ、厳格な業績評価やクロスアポイントメント制度等、様々な取組を総合的に促進してまいります。

評価・資源配分改革については、平成31年度から新しい評価・資源配分の仕組みを導入し、評価のわかりやすさや透明性の向上、各大学の主体的な取組の推進、教育研究の安定性・継続性への配慮のもとで改革インセンティブの向上を図ってまいります。

ガバナンス改革としては、一法人複数大学制や経営と教学の分離等の選択の可能性、学外理事の複数登用の義務化の措置を行う旨を内容とする法改正案を第198回国会に提出しました。また、経営改革の指針となるガバナンスコードの策定等に協力して取り組んでまいります。

文部科学省としては、高等教育へのアクセス機会の

確保や教育改革・研究力強化と一体的に推進しながら、真に「挑戦」する国立大学の教育研究基盤を強化してまいります。

大学の国際化と学生の双方向交流

社会の多様な場面でグローバル化が加速する中、国際的に活躍できる人材の育成の重要性が増しています。そうした高度人材の育成を担う中核として、我が国の大学には、教育・研究環境の国際化や学生の双方向交流の拡大など、国際化の推進が強く求められています。

文部科学省は、我が国の高等教育の国際通用性と国際競争力の向上を目的に、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進める大学を支援する「スーパードグローバル大学創成支援事業」を平成26年度から開始し、37大学を採択・支援しています。また、本事業における優れた取組を広く発信する基幹サイト (<https://tgunext.go.jp>) を立ち上げるなどして、採択校のみならず、日本全国の大学へ、本事業の実施で得た成果の共有を図っています。

次に、留学を通じた国際交流は、優れた国際感覚を有する人材の育成に資するだけでなく、我が国の教育・研究の国際化と活性化を促し、国際理解の推進や知的国際貢献、経済発展をもたらすなど、重要な意義があります。海外の大学などに在籍する日本人は、OECD等の統計によれば平成16年以降減少が続いており、平成28年は約5万6000人でした。一方、我が国の高等教育機関又は日本語教育機関に在籍している外国人留学生は約29万9000人(平

成30年5月1日現在)となっています。

この留学生交流について、平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略JAPAN is BACK」等では、2020年までに日本人の海外留学を12万人へ、外国人留学生の受入れを30万人に倍増することが掲げられています。日本人学生の海外留学促進のための施策としては、意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、グローバルに活躍できる人材を育成するため、国費により海外留学を支援する奨学金により留学経費の負担軽減を図るとともに、民間企業等の協力を得た官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を推進しています。これまでに約6000人の学生・生徒を採用し、順次海外留学を開始しています。一方、外国人留学生の受入れのための支援策としては、グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や我が国の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画」の実現を図るため、海外での日本留学の魅力発信を強化するための日本留学サポート体制の構築、国費外国人留学生制度等の経済的支援の充実、留学生の日本国内での就職促進等を行っています。これらの施策により、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進し、グローバルに活躍する人材の育成に必要な環境の整備・充実に努めています。

国外にも目を向けると、世界的に学生の流動性が高まり人材の獲得競争が激しさを増す中、質の保証に関する国際的な高等教育の連携枠組みの形成が活発化しています。我が国がより多くの優秀な学生を確保するためには、このような取組において主導的な役割を発揮していくことが重要です。

平成23年度に開始した「大学の世界展開力強化

事業」においては、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象とし、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支援しています。平成30年度には、米国の大学とのオンライン国際協働学習(COIL)方式に基づく大学間交流を行うプログラム10件を新たに採択し、支援を拡充しました。また、今後のアジアにおける高等教育圏の形成を見据え、日中韓三国間で質の高い大学間交流を行う「キャンパ



「第6回ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」の様子
(平成30年8月ミャンマー)

ス・アジア」等を推進しています。さらに、平成31年度はEU等との間で、両国の架け橋となる人材の育成を実施する、ジョイント・デイグリーやダブル・デイグリーといった修士課程の共同学位プログラムを構築する取組に対して、文部科学省と欧州委員会が共同で重点的に支援を行います。

ASEAN+3の政府間の枠組みでも、質保証を伴う学生交流の促進に取り組んでいます。具体的には、第1回ASEAN+3教育大臣会合(平成24年7月、インドネシア)にて、我が国は「ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を設置することを提案しました。以降毎年、各国政府の高等教育行政官によるワーキング・グループ会合を開催し、その成果として、平成28年5月には「学生交流と流動性に関するガイドライン」が、平成30年11月には「留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関するガイドライン」がASEAN+3教育大臣会合で承認されています。

さらに、平成29年12月、我が国は、ユネスコの枠組みの下で採択された「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」を締結しました。同規約は平成30年2月に発効し、国境を越えた学生交流の推進、さらには、アジア太平洋地域における高等教育の質の更なる改善に寄与することが期待されます。本規約の円滑な実施の一助とするため、文部科学省は平成30年5月に、国内の高等教育機関向けに「高等教育の資格の承認に関するガイドライン」(高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約)を策定しました。

専門人材育成

① 専門職大学院における高度専門人材養成について

専門職大学院は、科学技術の進展や社会経済の多様化とグローバル化等を受け、社会的・国際的に通用する人材養成を行うため、高度専門職業人養成に特化した課程としての役割を担っています。

特徴としては、「理論と実務の架橋」を図ることにより、産業界・実業界等で求められる高度専門職（プロフェッショナル）を養成するものです。

現在、法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、MBA、MOT（技術経営）、会計、公共政策、公衆衛生等の分野で、119大学・169専攻が開設されており、関係業界等との連携による教育プログラム開発や分野ごとの評価制度等を通じて、質の高い高度専門職業人養成が行われており、今後も専門職大学院制度の充実と質の向上に向けた検討や施策が期待されています。

近年では、中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループにおいて審議し、平成28年8月に「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」を取りまとめました。本報告書を踏まえ、社会（「出口」との連携を強化する観点から、産業界等の意見を教育課程等に反映する教育課程連携協議会の設置に関する制度改正や、専門職大学院と学部等との連携の強化等を推進するために、専門職学位課程の専任教員の一定数が学部の専任教員を兼ねることができるとの制度改正を行いました。

また、経営系専門職大学院を始めとする経営系大学院と産業界等の相互の協力を促進し、我が国の経

営系大学院の高度専門職業人養成の機能強化の在り方を検討するため、「経営系大学院機能強化検討協力者会議」を設置し、検討を行っており、今後、その結果をとりまとめる予定です。

② 第四次産業革命がもたらす技術革新に対応する人材育成について

イノベーションが急速に進展し、技術がめまぐるしく進化する現在、第四次産業革命やSociety5.0の実現に向け、人工知能・ビッグデータ・IoTなどの技術革新を社会実装につなげ、産業構造改革を促す人材を育成する必要があります。

このため、どの学部に進学してもSociety5.0時代に必要となる数理的思考力とデータ分析・活用能力を、全ての学生が体系的に身につけることができる教育体制の構築を目指し、学生が身に付けるべき基本的な素養や、学修成果の評価方法を体系化した標準カリキュラムの策定・活用等による数理・データサイエンス教育の全国の大学への普及・展開を推進しています。平成31年度からは、文系の学生向けなど複数のレベルに対応した実践モデルの構築といった、標準カリキュラム等を活用した全国展開の加速化を図ることとしています。また、産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、Society5.0の実現に向けて人材不足が深刻化している情報技術人材やデータサイエンティストといった産業界のニーズに応じた人材育成を推進と、それらを支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築等に取り組んでいます。

加えて、Society5.0の実現に向けた産業構造改革の中心を担う大学における工学系教育への期待が高まっていることから、平成29年6月の「大学における工学系教育の在り方に関する検討委員会」や、平成

30年3月の「工学系教育改革制度設計等に関する懇談会」のまとめにおいて、工学系教育改革の方向性をまとめました。これらを踏まえ、平成30年6月には、学科ごとの縦割り構造の見直しや、学士・修士の連続性に配慮した教育課程の導入を促進するための大学設置基準等を改正するとともに、教育プログラムの先導的開発等を行う大学を支援する補助事業「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業」を実施しております。今後、これらの取組等を通じて、産学官が連携した理工系人材の育成を戦略的に推進していきます。

③ 高等専門学校教育の充実

高等専門学校は、中学校卒業後の早い年齢から、5年一貫の専門的・実践的な技術者教育を特徴とする高等教育機関として、全国に57校が設置されています。産業界から高い評価を受けており、就職率は毎年100パーセント近く、極めて高い水準を維持しています。

近年は、工業化による経済発展を進める国を中心に、高等専門学校教育における15歳という早期からの専門人材育成が高く評価されています。そのため、国立高等専門学校機構において、各国のニーズを踏まえた技術者教育の充実に向けて、教育カリキュラムの開発や教員研修などの支援を進めています。

④ 専門職大学等における専門職業人の養成

専門職大学、専門職短期大学及び専門職学科は、産業構造の急速な転換等を踏まえ、これからの社会で求められる実践的かつ創造的な専門職業人材を育成するため、学校教育法の一部改正等により平成31年4月に創設された、新しいタイプの大学です。専門職大学2校、専門職短期大学1校が、平成31年度

に開設となりました。

専門職大学等では、特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論と実践的なスキルの両方を身に付ける教育課程を設けることとしています。また、産業界、地域社会と大学が連携して教育課程の編成を行います。これらの特色により、質の高い職業教育を行う大学として、成長分野において活躍する人材や地域産業の担い手となる人材の養成に取り組んでいきます。また、社会人が学びやすい（リカレント教育）ニーズへの取組の推進も目指してまいります。

〈参考〉専門職大学・専門職短期大学・専門職学科
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index_pc.htm

医療系人材の養成

今後ますます進行する高齢化に伴う医療ニーズ等の変化に対応するため、医師や歯科医師、薬剤師、看護師をはじめとする質の高い医療系人材の養成や、臨床研究によって医薬品や医療機器等の開発を進め、我が国の経済成長を牽引できる人材の養成が求められています。

例えば医師や歯科医師の養成については、医学生・歯学生が卒業までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力の学修目標を提示した「モデル・コア・カリキュラム」を策定しており、平成29年3月には、「医療安全やチーム医療の充実など近年の多様な社会的要請に対応できるよう、改訂を行いました。平成30年度から、各大学において改訂モデル・コア・カリキュ

ラムを踏まえた特色ある教育が実施されています。また、看護師の養成についても、大学の学士課程における看護学教育の水準の維持向上に資するため、平成29年10月に、モデル・コア・カリキュラムを策定し、平成31年度から、各大学においてこれを参考とした教育が開始されています。

さらに、一部の地域における深刻な医師不足を踏まえ、地域医療の現場で活躍する医師を養成するため、医学部定員の臨時増員を進めています。平成31年度の医学部入学定員は、地域医療への従事を条件とし、奨学金や選抜枠が設定された「地域枠」の新規増員を含め、計9420人となっています。

また、質の高い医療系人材の養成のためには、卒業・卒後を通じた医療系人材の教育の場であるとともに、臨床研究による医薬品や医療機器等の開発の場であり、各地域の中核的な医療機関という重要な役割を果たす大学附属病院の機能を強化することも重要です。急速な医療ニーズの変化に対応できる次世代の医療系人材の確保に向けて、大学、大学院及び大学附属病院における優れた取組の支援を行っています。

高等教育機関における社会人の学び直し

平成27年7月に、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、社会人や企業等のニーズに応じた大学・大学院・短期大学・高等専門学校における実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP: Brush up Program for Professional)として文部科学大臣が認定する制度を創設し、平成30年度は、12月に32課程を認定

し、過年度認定分と併せて、現在252課程を認定しています。

また、社会人の短期間で修了できるプログラムに対するニーズが高いことを踏まえ、大学等が行う履修証明制度の最低時間数が「120時間以上」から「60時間以上」に見直されたことにより、より短期のプログラムについても認定対象となりました。

さらに、認定されたプログラムであって一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣から指定を受けたものについては、一定の要件を満たした労働者が当該プログラムを受講した際に、訓練経費の一部が支給されます。(教育訓練給付制度)

今後とも、本制度を活用し、大学等における社会人の学び直しを促進していきます。

〈参考〉職業実践力育成プログラム
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm
 〈参考〉教育訓練給付制度
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000058556.html>

私立学校の振興

文部科学省高等教育局私学部

私立学校の現状と課題

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大きく貢献しています。平成29年度の私立学校に在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約8割、専修学校・各種学校の9割以上を占めます。

また、知識基盤社会の中で、多様化する国民ニーズに応じた特色ある教育研究を行う私立学校の果たす役割は、今後も重要と考えられます。

一方、近年における少子化の進行等の社会経済情勢の変化により、個々の学校においては、定員の充足が困難になるなど、私立学校をめぐる経営環境が一層厳しさを増しています。そのような中、各学校法人が経営基盤を安定させ、国民の期待に応える個性豊かな魅力あふれる学校づくりを推進することが求められます。文部科学省としても、各種施策を通じて私立学校の支援を行い、私立学校の振興を図っています。また、今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討を行うため、大学設置・学校法人審議会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置し、平成29年11月から議論を行い、平成31年1月7日、「学校法人制度の改善方策について」をとりまとめました。とりまとめでは、我が国の教育において大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるた

め、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開の推進により、学生が安心して学べる環境が整備されるよう、改善に向けた考え方と方策が提言されています。このとりまとめの内容を受けて、①役員の仕事及び責任の明確化(学校法人や第三者に対する損害賠償責任や、理事の行為の差止め請求をはじめとする監事機能の充実等)②情報公開の充実(財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表(文部科学大臣所轄法人)、寄附行為・役員名簿の一般閲覧等の情報公開の充実等)③中期的な計画の作成④破綻処理手続の円滑化等について定める私立学校法の改正案が学校教育法等の一部を改正する法律案として閣議決定されました(平成31年2月12日閣議決定)。今後、こうした制度改正や私学団体が自ら定める行動規範である私立大学版ガバナンス・コードの策定などにより、ガバナンスの強化や情報公開を推進するとともに、私立大学の連携・統合を推進していきます。

私立学校への助成

学校教育における私立学校の果たす重要な役割に鑑み、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために、私学助成を行っています。

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費に

ついて補助するものです。

2019年度予算案においては、教育研究の質の向上に取り組み私立大学等や地域に貢献する私立大学等に対する支援、修学の機会の確保に向けた支援等を強化することとして、前年度比5億円増の3159億円を計上しています。そのうち、一般補助では、私立大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することとして、2712億円を計上しています。また、特別補助では、2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を生かして改革に取り組む私立大学等を重点的に支援するため、447億円を計上しています。特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」については、147億円を計上しています。そのほか、経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、修学の機会の確保を図るため、177億円を計上しています。

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

2019年度予算案においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人当たり単価を増額しています。特別補助では、外部人材の

活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を充実するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、21億円を計上しています。

また、特別な支援が必要な幼児の受入れ（幼稚園等特別支援教育経費）や預かり保育を実施する園に対する支援を充実させています。このほか、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等支援特別経費に加えて、特別支援学校等に対して国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する、特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度10億円増の1031億円となっています。

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援するものです。

2019年度予算案においては、総額で195億円を計上しており、この中で、最近の災害による被害を踏まえ、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、緊急対策として取り組むこととしている「学校施設等における災害時に落下の危険性のある外壁や天井等の改善整備」及び「学校施設等の構造体の耐震化」のための防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）である86億円を計上しています。平成30年第2次補正予算の108億円と合わせて、耐震改築及び耐震補強等の防災機能強化に対して引き続き重点的に支援し、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図ることにしています。

また、引き続き教育研究の質の向上のための装置・

設備の高機能化等を支援することにより、多様で特色ある私立大学等の教育及び研究の一層の推進を図ることとしています。

なお、次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援する経費として、24億円を計上しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業を活用した耐震改築等事業への利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助）について、耐震化促進等のため、12億円を計上しています。

私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人については、その公益性を考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされています。収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用されます。また、学校法人に対する寄附についても、税制上の優遇措置が設けられています。特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附については、個人の場合には所得控除、企業など法人の場合には一般の寄附金とは別枠の損金算入が認められています。

さらに、寄附実績等一定の要件を満たした学校法人等に対する個人からの寄附については、税額控除制度の適用も認められています。税額控除は、寄附者の所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が一定であるため、学校法人にとっても、より幅広い関係者から小口の寄附金を期待することができます。

また、一定の要件を満たす学校法人に対して相続

財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされています。加えて、土地や建物をはじめとする資産を学校法人に対して贈与等する場合で一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合は、贈与等がなかったものとみなして所得税を非課税とする措置が設けられており、このうち学校法人が当該資産を基本金として管理する等の一定の要件を満たすものについては、申請手続が簡素化される等の特例が設けられています。平成30年度税制改正では、従来、特例の対象資産とされていなかった株式等についても対象資産とされました。また、特例を用いず国税庁長官の承認を受けた寄附財産を基本金に組み入れる場合には、特例を用いなくても、資産を売却し、売却益で別の資産を取得することが認められることとなりました。

さらに、平成31年度税制改正では、祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金に関して、贈与税が非課税となる措置について、制度の適用期限を2年延長するとともに、贈与された資金からの教育費の支払は30歳までとされていた受贈者の年齢制限が、在学中であることを条件に40歳まで引き上げられることになり、博士課程学生等への支援が充実されることとなりました。

こうした税制上の優遇措置を活用し、収入源の多様化を通じて、財政基盤の強化を図り、魅力ある教育研究を一層進展させることが期待されます。

学校法人に対する経営支援の充実

日本私立学校振興・共済事業団の調べによると、平成30年度において入学定員の8割を満たしている私立大学は517校(約88・8%)、私立短期大学は193校(約64・1%)であり、入学者が入学定員の半分以下である私立大学は11校(約1・9%)、私立短期大学は16校(約5・3%)です。また、平成29年度決算において学納金、寄附金などの自己収入から人件費、教育研究経費などの支出を差し引いたものがマイナスの学校法人(大学を持つ学校法人)は39・7%となっています。

各学校法人においては、新しい時代の要請に応じた学部・学科の見直しや特色ある教育研究活動の展開はもとより、経費の削減など経営の効率化を図り経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。文部科学省は、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、学校法人運営調査委員による調査を実施し、必要な指導・助言を行っています。また、経営が悪化傾向にある学校法人に対しては、個別に指導・助言を行っています。平成31年度からは、新たな財務指標を設定し、学校法人の自主的な経営改善を一層推進するとともに、日本私立学校振興・共済事業団とも連携の上、経営改善に向けた指導を強化し、著しく経営困難な学校法人に対しては、撤退を含む早期の経営判断を促す指導を実施することとしています。また、学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できるように、学校法人の監事を対象とした専門性向上のための研修会の実施や、事務局長

等を対象とした高等教育に関する施策の情報提供等を目的とした協議会を行っています。日本私立学校振興・共済事業団においては、各学校法人の理事長・学長等に対し「私学リーダーズセミナー」を、若手職員を対象に「私学スタッフセミナー」を開催したり、専門知識を有する人材を派遣する「専門家人材バンク」を設けたりしています。

また、社会に対する説明責任を果たすため、財務情報の公開は重要であり、近年各学校法人は積極的に取り組んでいます。平成30年度においては、661法人(調査開始以降初めて100・0%)が財務情報をホームページに公開しています。なお、先述のとおり、平成31年2月12日に閣議決定された私立学校法の改正案において、財務書類の一般閲覧及び公表(文部科学大臣所轄法人)について定めており、情報公開を推進してまいります。

私立学校教職員の共済制度

私立学校教職員共済制度は、我が国の学校教育における私立学校の重要性を踏まえ、その教職員に対して、国公立学校教職員と同等の医療及び年金給付をはじめとする福利厚生を保障し、私学振興に資する見地から創設されました。

近年の社会保障に係る動きとしては、医療保険制度において、被扶養者の認定要件について、原則として国内居住要件を追加する等の見直しを行うほか、個人情報保護の観点から、加入者番号の告知要求制限を設ける等を内容とする法律案が国会に提出されています。

年金制度については、社会保障審議会年金部会に

において、短時間労働者への更なる適用拡大、老齢厚生年金の繰下げ受給年齢の上限の緩和及び在職中の年金(在職老齢年金)の支給停止の緩和が議論されています。

そのほか、平成30年7月以降、マイナンバーの活用により、短期給付関係の手続において添付書類の省略が可能となりましたが、年金関係の手続においても、平成31年度以降、同様に添付書類の省略が可能となる見込みです。

私学共済制度においても、これらの動向に則し、引き続き適切な対応を進めているところです。

科学技術・学術政策の推進

文部科学省 科学技術・学術政策局／研究振興局／研究開発局

はじめに

現在、我が国は、急速に進む少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、中国、韓国をはじめとした諸外国の台頭による国際競争力の相対的低下など、様々な課題に直面しています。科学技術イノベーションは、これらの課題を解決し、我が国が将来にわたって成長と繁栄を遂げるための「要」であり、政府一丸となって実現する「生産性革命」の中核となるものです。

こうした現状を踏まえ、平成28年度からスタートした「第5期科学技術基本計画」では、①世界に先駆けた「Society 5.0」の実現に向けた一連の取組に代表される、未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組、②経済・社会的課題への対応、③人材育成や学術研究・基礎研究など、科学技術イノベーションの基盤的な力の強化、④オープンイノベーションの推進等、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築の四つを重要な柱と位置付けています。この計画に基づき、関係各府省庁が連携を図りつつ、成果の最大化に向けて科学技術政策を推進しているところです。

文部科学省では、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指し、科学技術イノベーション創出のための様々な取組を実施しています。平成30年度第2次補正予算案、及び平成31年度政府予算案において

は、特に、若手研究者支援を中心とした科研費の抜本的な拡充や、大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発に取り組みするための、ムーンショット型研究開発制度の創設、また世界最高水準の大型研究施設であるポスト「京」及び次世代放射光施設の推進や、国民の安全・安心の確保に向けた南海トラフ海底地震津波観測網の構築等のために必要な経費を確保しました。本章では、これらを始めとした科学技術イノベーションの創出や、幅広い分野の研究開発に向けた文部科学省における取組の全体像について紹介します。

未来社会の実現に向けた先端研究の抜本的強化

文部科学省では、「Society 5.0」という未来社会実現の鍵となる人工知能、ビッグデータ等の情報科学技術、ナノテクノロジー・材料科学技術、光・量子技術等の先端的な研究開発や戦略的な融合研究において主に次のような取組を実施します。

① 情報科学技術分野における研究開発の推進

情報科学技術は、あらゆる分野の成果創出の鍵であり、近年、人工知能をはじめとして世界中で盛んに研究開発が進められています。そこで、文部科学省では、①理化学研究所「革新知能統合研究センター」において、革新的な人工知能の基盤技術等の研究開発を推進するとともに、②科学技術振興機構（JST）において、人工知能等の分野における若手

研究者の独創的な発想や、挑戦的な研究課題への支援を行い、①②を「AIP…人工知能／ビッグデータ／IoT／サイバーセキュリティ統合プロジェクト」として一体的に推進しています。一方、政府全体としては、統合イノベーション戦略推進会議の下、関係府省が連携して我が国としての人工知能技術の研究開発と社会実装、人材育成等に関する戦略の策定に向けて議論を進めています。

また、平成30年度からは、「Society 5.0 実現化研究拠点支援事業」により、大学等において情報科学技術を核としたSociety 5.0の実証・課題解決の先端中核拠点の形成を支援しています。

② ナノテクノロジー・材料科学技術分野における研究開発の推進

ナノテクノロジー・材料科学技術は、未来社会における新たな価値創出の鍵となり、様々な分野を支える基盤基盤技術です。文部科学省では、平成31年度から新たに、材料やデバイスをつくりあげるプロセスに注目した「材料の社会実装に向けたプロセスサイエンス構築事業」を開始するなど、様々な取組を推進します。

また、ナノテク・材料分野の中核的役割を果たす国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）では、新物質・新材料の創製や、幅広い社会ニーズに広がる材料の高度化に向けた研究開発を行うとともに、技術移転の促進、情報発信、研究者の養成、国際的ネットワークの構築等を推進します。

さらに同機構では「革新的材料開発力強化プログラム（Mcube）」として、産業界と大学等を結ぶオープンプラットフォームの形成、世界中の人・モノ・資金が集まる国際研究拠点の構築、世界最先端機器やデー

タプラットフォームなど世界最高水準の研究基盤の整備を、実験の高速化・効率化などのスマートラボトリ化と併せて推進することにより、我が国全体の材料開発力の強化に取り組みます。

③ 量子科学技術(光・量子技術)分野における研究開発の推進

「量子」のふるまいや影響に関する科学とそれを応用する技術である量子科学技術は、近年の技術進展により、Society5.0実現に向けた社会課題の解決と産業応用を視野に入れた新しい技術体系が発展する兆しがあります。文部科学省では、平成30年度から、経済・社会的な重要課題に対し、量子科学技術を駆使して、非連続的な解決を目指す研究開発プログラムである「光・量子飛躍フラッグシッププログラム(QLEAP)」を開始しました。本プログラムでは、①量子情報処理(主に量子シミュレータ・量子コンピュータ)、②量子計測・センシング、③次世代レーザーを対象とし、プログラムディレクターによるきめ細かな進捗管理によりプロトタイプによる実証を目指すFlagshipプロジェクトや、基礎基盤研究を推進します。

また、平成28年4月に発足した国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST)において、量子科学技術を一体的、総合的に推進します。

④ 先駆的・戦略的な融合研究の推進

未来社会を実現する新たなイノベーションの創出には、異なる研究分野や技術の融合が重要です。イノベーション創出をけん引する中核機関として「特定国立研究開発法人」に指定された理化学研究所では、各研究領域で最先端を行くセンター群の連携(エンジニアリング・ネットワーク)による未来志向の社会課題

解決に向け、脳科学とAI研究の融合による次世代ロボティクス等の先駆的・戦略的な融合研究や、各研究領域に共通の数理科学的アプローチを通じた異分野融合・新領域創出を促進する数理科学研究(数理創造プログラム)を推進します。

科学技術イノベーション・システムの構築

文部科学省では、科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革や出口を明確に見据えた挑戦的な研究開発の推進に係る取組として、主に以下のよう取組を実施します。

① オープンイノベーション促進システムの整備

近年、産業構造は資本集約型から知識集約型に大きく変化しようとしており、産業界において、オープンイノベーションを本格化させようとしています。こうした中で、これまでの産学連携は大学と企業の研究開発部門との協力が主だったところ、産業界では、研究開発部門のみならず製造部門・事業部門も含めた各階層で大学との連携を行うニーズが高まってきています。一方、大学や国立研究開発法人は、そういった企業の事業戦略に深く関わる研究開発を組織的に実施できるような体制が、まだ十分に整っていない状況です。

したがって、文部科学省では、大学内において、競争領域に重点を置いた大型共同研究を集中管理する体制(オープンイノベーション機構)の構築を平成30年度から支援しています。

また、オープンイノベーション機構の整備が、大学の教育研究の高度化につながっていくことが必要

です。このため、オープンイノベーション機構には非競争領域の研究コンソーシアムを併設する必要があると見ます。このため、平成28年度より取り組んでいる「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)」において、オープンイノベーション機構連携型を設けています。

② 地方創生に資するイノベーション・エコシステムの形成

地域の特性を生かした科学技術イノベーションの推進は、地域産業の高付加価値化や新産業・雇用創出につながることから、極めて重要です。

文部科学省では、地域の発展ビジョンと主体性を重視した施策を通じて、地域科学技術イノベーションの創出に取り組んでまいりました。

平成31年度においては、平成28年度から取り組んでいる「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」を拡大し、地域の成長に貢献しようとする地域大学等に、事業プロデュースチームを創設し、地域内外の人材や技術を取り込みながら、地域が持つ強みを生かした科学技術イノベーションを推進し、新産業・新事業の創出を図ることにより、グローバルな展開も視野に入れた日本型イノベーション・エコシステムの形成を目指します。

また、平成31年度より新たに、「科学技術イノベーション」による地域社会課題解決(INSPIRE)を開始します。これにより、地方公共団体、大学、産業界などが連携し、地域が目指すべき将来像を描くとともに、それを実現するために必要な課題解決を、科学技術イノベーションを通じて実現していくことを目指します。

③ 強い大学発ベンチャー創出の加速

大学発ベンチャーは、イノベーションの担い手として期待される一方、販路の開拓、知的財産の取扱い、資金調達等に関して潜在的な問題を抱えており、特に近年その設立数は低調です。

文部科学省では、強い大学発ベンチャーの創出を加速させるため、(1)創業前の段階から、大学の革新的技術の研究開発支援と、事業化ノウハウを持った人材による事業育成を一体的に実施する「大学発新産業創出プログラム(STARRT)」、(2)これまで各大学で実施してきたアントレプレナー育成事業に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組みむことで、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指す「次世代アントレプレナー育成事業(EDGE NEXT)」、(3)特許群化やパッケージ化を進めることで国策上重要な特許等の活用促進を図る「知財活用支援事業」等の取組を一体的に推進しています。

④ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進

新しい知識やアイデアが、組織や国の競争力を大きく左右する現代においては、新しい試みに果敢に挑戦し、非連続なイノベーションを積極的に生み出すハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進していくことが重要です。そこで、平成29年度より取り組んでいる「未来社会創造事業」では、経済・社会的にインパクトのあるターゲットを明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、民間投資を誘発しつつ、多様な研究成果を活用し、実用化が可能かどうかを見極められる段階(概念実証・POC)を目標とした研究開発を実施します。また、平成30年度より「共通基盤領域」を新たに設定し、多様な研究開

発活動を支える計測分析技術・機器等の開発を進めています。

加えて、「革新的研究開発推進プログラム(IMPACT)」の取組が節目を迎えることを受け、総合科学技術・イノベーション会議が定める野心的目標(ムーンショット目標)の下、関係府省が一体となり、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進する「ムーンショット型研究開発制度」を創設します。文部科学省は、共通基盤的な研究開発や萌芽的・探索的な研究開発を実施します。

基礎研究力強化と世界最高水準の研究拠点の形成

学術研究・基礎研究は、イノベーションの源泉たる科学技術のシーズを生み出すとともに、新しい知的・文化的価値を創造し、社会の発展に寄与するものです。このため、研究者の独創的な発想に基づく多様な質の高い学術研究及び世界最先端の基礎研究の推進等を図るとともに、平成31年度からは「研究力向上加速プラン」として、若手研究者を中心に研究力強化の取組を進めてまいります。

①科学研究費助成事業(科研費)

新しい知の創出と雄厚な知的蓄積の形成を図るため、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、あらゆる学術研究を支援します。

学術の現代的要請(挑戦性、総合性、融合性、国際性)やイノベーションをめぐる動向に対し、よりの確に対応するため、平成29年1月に改定した「科研費改革の実施方針」に基づき、審査システムの見直しをはじめとする抜本的な改革を進めています。

平成31年度には、研究者のキャリア形成に応じた支援を図る「科研費若手支援プラン」の施行により、若手研究者への支援を重点的に強化するとともに、「国際共同研究加速基金」の拡充により、国際共同研究を加速し、科研費改革を着実に推進します。

②戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)

トップダウンで定めた戦略目標・研究領域において、大学等の研究者から提案を募り、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築して、イノベーション指向の戦略的な基礎研究を推進するとともに、若手研究者等の挑戦的な研究の創出などを実施し、有望な成果について研究を加速・深化します。

③研究大学強化促進事業

世界水準の優れた研究大学群を増強するため、研究マネジメント人材(リサーチ・アドミニストレーターを含む)群の確保・活用と大学改革・集中的な研究環境改革の一体的な推進を支援・促進し、我が国全体の研究力強化を図ります。

④世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)

我が国の科学技術水準を向上させ、将来の発展の原動力であるイノベーションを連続的に起こしていくためには、その出発点である基礎研究機能を格段に高め、我が国の国際競争力を強化していく必要があります。このため、本プログラムでは、大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界から「目に見える国際頭脳循環拠点」の構築を推進しています。平成31年度には、世界トップレベル研究拠点の充実・強化に向けた取組と、WPI拠点としてこれまでに培ってきた強み・成果を最大限に活かしていくため、国際頭脳循環の深化や拠点間連携

の強化など、WPIの価値の最大化に向けた取組を引き続き着実に推進します。

⑤ 人文学・社会科学等の振興

人文学・社会科学は、人間・文化・社会を研究対象としており、人間の精神生活の基盤を築くとともに、社会的諸問題の解決に寄与するという重要な役割を担っています。このため、平成31年度には、「領域開拓」、「実社会対応」、「グローバル展開」の視点に基づく課題設定型の研究及びデータの共有、利活用を促進する基盤の構築を推進します。また、共同研究拠点の形成支援等を通じ、人文学・社会科学等の振興を図ります。

⑥ 共同利用・共同研究体制の強化・充実

我が国では、大学の研究所や大学共同利用機関において、大型の研究設備や貴重な学術資料等を全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行う共同利用・共同研究の体制が整備されています。こうした体制は我が国独自の仕組みであり、国際的な研究成果を生み出すなど、学術研究の発展に大きく貢献しています。文部科学省では、共同利用・共同研究体制を強化・充実させることで、我が国の強み・特色を活かした研究水準の向上を目指しています。

(1) 共同利用・共同研究拠点

文部科学省では、国公私立大学に附置される研究施設のうち、研究実績、研究水準、研究環境等の面で各研究分野の中核的な施設と認められ、全国の研究者に利用させることを通じて、我が国の学術研究の発展に特に有益である研究施設を共同利用・共同研究拠点として認定しています。平成31年4月現在、全国で56大学の104拠点(国立大学73拠点、公立大学9拠点、私立大学22拠点)が認定を受けて活動

しています。

さらに、平成30年度には、国際的に有用かつ質の高い研究資源等を生かして、国際的な共同利用・共同研究を実施する研究施設を、国際共同利用・共同研究拠点として認定する制度を創設しました。国立大学の6研究施設を認定し、国際的な研究環境を整備するための取組を支援しています。

(2) 大学共同利用機関

大学共同利用機関は、個々の大学では実現困難な高度な研究を推進するとともに、その人的・物的資源を大学等の研究者の利用に供することで、我が国の学術研究の発展に貢献しています。文部科学省では、大学共同利用機関が、我が国の基礎科学力の復権をけん引するとともに、今日の社会的課題の解決に貢献できるよう、その機能強化のための取組を進めています。

(3) 学術研究の大型プロジェクト

大学や大学共同利用機関が推進する我が国発の独創的なアイデアによる学術研究の大型プロジェクトについては、ロードマップに基づき「大規模学術フロンティア促進事業」により戦略的・計画的に推進しています。平成31年度には、「大型低温重力波望遠鏡(KAGRA)計画」や、「新しいステージに向けた学術情報ネットワーク(SINET)整備」などの12のプロジェクトのほか、新たに「高輝度大型ハドロン衝突型加速器(HL-LHC)による素粒子実験」を加え、全13プロジェクトを支援する予定です。

● 大型低温重力波望遠鏡(KAGRA)計画

東京大学宇宙線研究所が推進するKAGRA計画は、一辺3kmのL字型のレーザー干渉計を神岡鉱山(岐阜県飛騨市)地下に建設し、宇宙からの重力波を

観測することで、ブラックホールや未知の天体等の解明を目指す大型プロジェクトです。平成31年度には、本格的に観測を開始するとともに、米欧との国際的観測ネットワークの構築を図ります。



KAGRA完成予想図
提供：東京大学宇宙線研究所

● 新しいステージに向けた学術情報ネットワーク(SINET)整備

国立情報学研究所が整備するSINETは、全国900以上の大学や研究機関、海外の研究ネットワークを相互接続する、学術研究・教育活動に不可欠な学術情報基盤です。

平成31年度には、特にデータ通信量が多い東京ー大阪間に400ギガbps回線を導入し、大容量データを活用する共同研究等を実施しやすくする環境を実現する予定です。

● 高輝度大型ハドロン衝突型加速器(HL-LHC)による素粒子実験

欧州合同原子核研究機関(CERN)の大型ハドロン

す。

① 大型放射光施設 (Spring-8)

Spring-8は、世界最高性能の放射光により、微細な物質構造や状態の解析を行う研究施設です。安定した利用運転と産学官の幅広い利用者への共用を通じて、広範な分野で先端的・革新的な研究開発に貢献し、イノベーションの促進や国際競争力の強化等に貢献します。

② X線自由電子レーザー施設 (SACLA)

SACLAは、放射光とレーザーの特長を併せ持つ高度な光を発生し、原子レベルの超微細構造や、化学反応の動態変化の計測・分析を可能とする世界最先端の研究施設です。幅広い利用者へ最大限の共用を図り、世界を先導する成果の創出等に貢献します。

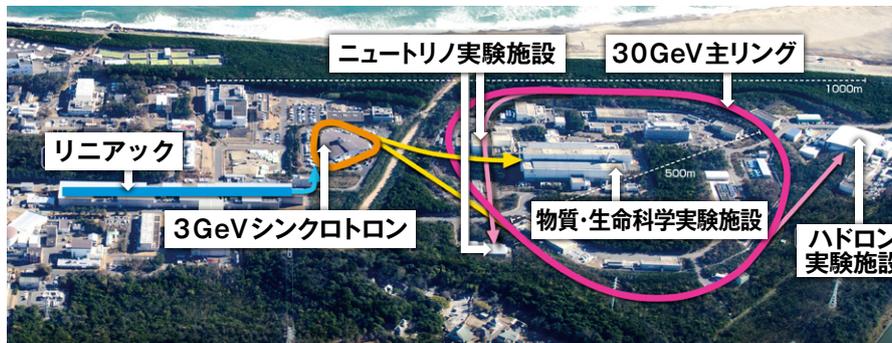


大型放射光施設 (Spring-8) と X線自由電子レーザー施設 (SACLA)
提供：国立研究開発法人 理化学研究所

③ 大強度陽子加速器施設 (J-PARC)

J-PARCは、世界最高レベルのビーム強度を有

し、中性子、ミュオン、ニュートリノ等を用いて物質・生命科学や、原子核・素粒子物理学等の多様な研究を推進する研究施設です。ビーム増強のための調整を行いつつ、国際研究拠点の形成に向けた研究環境の強化を図ります。



大強度陽子加速器施設 (J-PARC)
提供：J-PARCセンター

④ 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ (HPCI)

スーパーコンピュータ「京」を中核とし、多様なユーザーニーズに応える計算環境を実現するHPCIを構築するとともに、この利用を推進します。

⑤ ポスト「京」の開発

我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に貢献するため、2021年から2022年の運用開始を目標に、世界最高水準の汎用性のあるスーパーコンピュータの実現を目指します。ポスト「京」製造への円滑な移行に向け、「京」の計算資源の提供を8月に終了します。

⑥ 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進

最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて物質の「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟X線利用環境の整備が重要となっています。このため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる次世代放射光施設（軟X線向け高輝度3GeV級放射光源）について、2023年度の運転開始を目指して、施設整備を着実に進めます。

⑦ ナノテクノロジープラットフォーム

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、技術領域に応じた全国的な設備の共用体制を構築するとともに、産学官連携や異分野融合を推進します。

⑧ 先端研究基盤共用促進事業

研究設備・機器群を、組織の経営・研究戦略の下で管理・運営する新たな共用システムの導入を支援するとともに、産学官が共用可能な研究施設・設備等のネットワーク構築によるイノベーション創出のためのプラットフォームの形成及び大学、高専、企業、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワーク構築に取り組みます。

科学技術イノベーションの戦略的国際展開

世界の知を取り込み、我が国の国際競争力の維持・強化に資するため、また、世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられるとともに、国際社会における存在感を発揮するためには、科学技術の戦略的な国際展開を図ることが重要です。このため、文部科学省では、国際頭脳循環・国際共同研究の推進、国際協力による持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション(STI for SDGs)の推進、グローバルに活躍する若手研究者の育成等に取り組みます。

① 国際的な共同研究の推進

国際頭脳循環への参画・研究ネットワーク構築をけん引すべく、相手国との協働による国際共同研究の共同公募を強力に推進し、我が国の国際共同研究の強化を着実に図つてまいります。具体的には「戦略的国際共同研究プログラム(SICORP)」では、政府間合意に基づきイコールパートナーシップ(対等な協力関係)の下、欧米先進国との分野の擦り合わせを経た共同公募や新興国・中進国とのマルチな枠組み構築を通じた共同公募など、相手国のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究を推進しています。

また、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」では、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、開発途上国のニーズに基づき、環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野、感染症分野における地球規模課題の解決と将来的な社会実装につながる国際共

同研究を推進しています。加えてSDGs達成に向け研究成果の社会実装を加速させるべく、相手国政府の協力を得て出口ステークホルダーとの連携・協働につなげるなど新たに橋渡しスキームを構築します。

② グローバルに活躍する若手研究者の育成等

国際的な頭脳循環の進展を踏まえ、我が国において優秀な人材を育成・確保するため、以下の取組を進めています。

優れた若手研究者に対し、海外の大学等研究機関において長期間(2年間)研究に専念できるよう支援する「海外特別研究員事業」や、博士後期課程学生等の短期的な海外派遣を支援する「若手研究者海外挑戦プログラム」を実施しています。

また、若手を中心とした外国人研究者を我が国の大学・研究機関等に招へいし、研究者間での研究協力関係を構築することを通じて我が国の学術研究の推進を図る「外国人特別研究員事業」を実施しています。

さらに、海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の獲得に資するため、アジア諸国の青少年との科学技術交流プログラムを行う「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」を実施しています。

社会とともに創り進める科学技術イノベーション政策の展開

科学技術イノベーション政策を「社会及び公共のための政策」と位置付け、その実現に向け、科学技術コミュニケーション活動の更なる促進等、国民の理解と信頼と支持を得るための取組を展開します。また、研究開発システムの改革を強力に推進することで、科

学技術イノベーション政策の実効性を大幅に高めま

① 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進

文部科学省は、経済・社会等の状況を多面的な視点から把握・分析した上で、課題対応等に向けた有効な政策を立案する「客観的根拠(エビデンス)に基づく政策形成」の実現を目指し、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業を実施しています。

(1) 基盤的研究・人材育成拠点の形成

客観的根拠に基づく政策形成を行う高度専門人材等を大学において育成します。平成25年度より5拠点・6大学において、学生を受け入れ、人材育成に取り組んでいます。また、平成26年度から政策研究大学院大学(総合拠点)に設置した「科学技術イノベーション政策研究センター(Science Center)」を中心として、東京大学、一橋大学、大阪大学、京都大学及び九州大学(領域開拓拠点)との連携協力・協働の下に中核的拠点機能を整備し、エビデンスに基づく政策形成の実践のための指標、手法等の開発を行っています。

(2) 公募型研究開発プログラムの推進

科学技術振興機構社会技術研究開発センター(RISTEX)では、政策の形成に中長期的に寄与することを目的に、合理的なプロセスにより政策を形成するための手法や指標などの研究開発を支援しています。平成31年度は、公募型研究開発プログラムで採択した11プロジェクトを推進するとともに、新規プロジェクトを採択するための公募を行う予定です。

(3) データ・情報基盤の構築



サイエンスアゴラ2018の様子
提供：国立研究開発法人 科学技術振興機構

科学技術・学術政策研究所（N I S T E P）では、科学技術イノベーションに関するデータや情報を体系的かつ継続的に整備・蓄積していくためのデータ・情報基盤を構築しています。平成31年度は、引き続きデータ等の整備・高度化とデータの提供・活用を行います。

② 科学技術コミュニケーションと「共創」の推進

人工知能（A I）、再生医療など、科学技術が急速に進展する一方、人々の価値観が多様化している中、科学技術と社会のより良い在り方を、研究者、国民、メディア、産業界、政策決定者といった様々な関係者が共に対話・協働することが一層必要です。

最先端の科学技術及び科学技術コミュニケーション手法に関する情報の国内外への発信と交流のための総合的な拠点である日本科学未来館では、国民と研究者等の対話・協働を促す科学コミュニケーターの養成、展示やイベントを通して先端科学技術と社会の在り方を共に考える活動と、そのための新たな表現

やコミュニケーション手法の開発、研究機関や学校・科学館等との連携活動等を行います。

科学技術振興機構「科学と社会」推進部では、多様なステークホルダーが対話・協働し、それらを政策形成や知識創造、社会実装等へとつなぐ共創を推進するため、本最大級のオープンフォーラム「サイエンスアゴラ」の開催や地方公共団体等が行う対話・協働活動へのファンディング、SDGs達成に向けた「科学技術を用いた地域課題の解決に資する取組」を募集・表彰する制度、最新の科学技術動向や共創活動等の情報発信等を行います。

③ 科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立

科学技術イノベーション政策を効果的、効率的に推進するためには、PDCAサイクルを確立することが必要であり、研究開発評価は、その確立に重要な役割を担っています。

文部科学省では「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（内閣総理大臣決定）及び平成29年4月に改定した「文部科学省における研究及び開発に関する「評価指針」（文部科学大臣決定）に基づき、研究開発の特徴を踏まえ、その目的や政策上の位置付け、規模等に応じた評価を実施することで、科学技術イノベーション政策における研究開発活動の質を高めていきます。

④ 公正な研究活動の推進

研究活動における不正行為は、科学への信頼を揺るがし、その発展を妨げる行為であり、絶対に許されるものではありません。

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日

大臣決定）を踏まえ、研究機関における不正防止等の取組の徹底を図るとともに、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構と連携し、研究機関による研究倫理教育の実施等を支援するなど、公正な研究活動を推進するための取組を引き続き行っています。

健康・医療分野の研究開発の推進

健康長寿社会の実現と医療関連分野における産業競争力の向上に貢献することを目指し、文部科学省では、iPS細胞研究等による世界最先端の医療の実現や、疾患の克服に向けた取組を強力に推進するとともに、臨床研究・治験や産業応用へとつなげる取組を実施しています。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における、基礎から実用化までの一貫した研究開発を、関係府省と連携して進めています。

① オールジャパンでの医薬品創出、医療機器開発

● 先端的バイオ創薬等基盤技術開発事業

先端的医薬品等開発における我が国の国際競争力を確保するため、アカデミアの優れた技術シーズを用いてバイオ創薬や遺伝子治療に係る革新的な基盤技術を開発するとともに、要素技術の組合せ、最適化による技術パッケージを確立し、企業へ導出することを目指しています。

② 革新的医療技術創出拠点の整備

● 橋渡し研究戦略的推進プログラム

橋渡し研究支援拠点を中心に、アカデミアにおけ

る基礎研究の成果を臨床研究・実用化へ効率的に橋渡しし、革新的な医薬品・医療機器等をより多く持続的に創出する体制を構築することを目指しています。特に、産学連携・人材育成機能を充実するとともに、医工連携やICT活用等による異分野融合シーズの創出を推進しています。

③世界最先端の医療の実現

〈再生医療〉

●再生医療実現拠点ネットワークプログラム

京都大学iPS細胞研究所を中核拠点として臨床応用を見据えた安全性・標準化に関する研究や再生医療用iPS細胞ストックの構築を行うとともに、疾患・組織別に再生医療の実現を目指す拠点を整備し、拠点間の連携体制を構築しながらiPS細胞等を用いた再生医療・創薬をいち早く実現するための研究開発を推進しています。

〈ゲノム医療〉

●東北メディカル・メガバンク計画

東日本大震災の被災地域の方々を対象とした健康調査を実施し、住民の健康向上に貢献するとともに、収集した健康情報や生体試料を蓄積したバイオバンクを構築し、個別化予防等の次世代医療の実現を目指しています。

④がん、精神・神経疾患、感染症等の疾患の克服に向けた研究開発

〈がん〉

●次世代がん医療創生研究事業

がんの生物学的な本態解明に迫る研究、がんゲノム情報など患者の臨床データに基づいた研究及びこれらの融合研究を推進することにより、画期的な治療法や診断法の実用化に向けた研究を加速し、早期段階

で製薬企業等へ導出することを目指しています。

〈精神・神経疾患〉

●脳科学研究戦略推進プログラム・革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト
精神・神経疾患の克服等に向け、非ヒト霊長類研究等の我が国の強み・特色を活かしつつ、ヒトの脳の神経回路レベルでの動作原理等の解明を目指しています。脳画像等の大規模データベース構築のための技術基盤を整備し、ライフステージに応じた健康から疾患に至る脳画像等の総合的解析研究などを実施します。

〈感染症〉

●感染症研究革新イニシアティブ

感染症の革新的な医薬品の創出を図るため、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点に対する研究支援、病原性の高い病原体等に関する創薬シーズの標的探索研究等を実施しています。

⑤ライフサイエンス分野における生命倫理・安全対策

ライフサイエンス研究の推進に当たっては、生命倫理及び安全確保上の課題に配慮することが必要です。

クローン技術等を用いる研究については、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」等に基づき、その適正な実施の確保を図っています。平成30年度には、「特定胚の取扱いに関する指針」を改正し、動物の体内でヒトの臓器を作る等の基礎的研究が実施可能となりました。また、近年、遺伝子を狙いどおりに容易に改変することを可能とするゲノム編集技術が世界的に急速に発展していることを受け、平成31年4月に「ヒト受精卵に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」を策定し、生殖補助医療に資する基礎的研究を実施するための枠組みを整備しました。ほかに、ヒトES細胞を用いる研

究については、「ヒトES細胞の樹立に関する指針」、「ヒトES細胞の使用に関する指針」及び「ヒトES細胞の分配機能に関する指針」を平成31年4月に整備し、ES細胞の海外機関への臨床目的での分配を可能とするとともに、細胞の取扱いに関する手続の合理化を図っています。

遺伝子組換え技術を用いる実験については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、適切な実施を引き続き図ります。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物の同法における概念整理が環境省で行われたことを受けて、研究開発段階における当該生物の使用上の留意事項等を作成し、広く周知を図ります。

クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現

昨年、2020年以降の新しい温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みである「パリ協定」の実施指針が決定され、先進国と途上国が一体となって共通の目標達成に取り組みするための議論が着実に進んでいます。その中で、温室効果ガスの削減と経済成長の両立や気候変動への適応等に貢献するための研究開発はますます重要になっています。

さらに、2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)については、政府に設置されているSDGs推進本部の下、SDGsの強い担い手たる日本の姿を国際社会に対して示すため、具体的な取組を推進・強化しています。また、我が国においては、昨年、「エネルギー基本

計画」が閣議決定され、エネルギー転換と脱炭素化への挑戦が示されるとともに、「気候変動適応法」が施行され、適応に向けての取組が加速しています。

文部科学省では、これらの目標達成のため、クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に向けた研究開発を推進しています。

①省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発の推進

次世代半導体の研究開発は、我が国が強みを有する分野の一つであり、大きな省エネ効果が期待される次世代半導体を用いたパワーデバイス等の2030年の実用化に向け、理論・シミュレーションも活用した材料創製からデバイス・システム応用までの研究開発を一体的に推進しています。

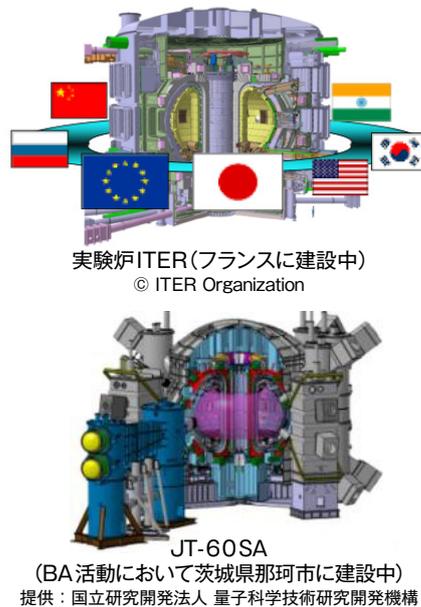
②環境エネルギー分野における革新的な技術の研究開発の推進

右記に加え、リチウムイオン電池に代わる革新的な次世代蓄電池の研究開発を加速するとともに、バイオマスから化成品を製造するホワイトバイオテクノロジーなど、温室効果ガス削減に大きな可能性を有し、従来の技術の延長線上にない革新的な技術の開発を省庁連携により推進しています。

また、理化学研究所において、個々の構成要素の単なる集合としては予測不可能な驚くべき新しい物性や機能を生み出す創発物性科学分野の研究や、環境負荷の少ないモノづくりを理念とし、植物科学やケミカルバイオロジー等の異分野融合研究に加えてAI等の最先端技術を取り入れた新機軸の研究を推進しています。

③ITER（国際熱核融合実験炉）計画等の実施

エネルギー問題と環境問題を根本的に解決するものと期待される核融合エネルギーの実現に向け、国際約束に基づき、核融合実験炉の建設・運転を通じて科学的・技術的実現可能性を実証するITER計画及び発電実証に向けた先進的研究開発を国内で行う幅広いアプローチ（BA）活動を計画的かつ着実に実施するとともに、核融合科学研究所における大型ヘリカル装置（LHD）計画をはじめとする大学等における学術研究も進めています。

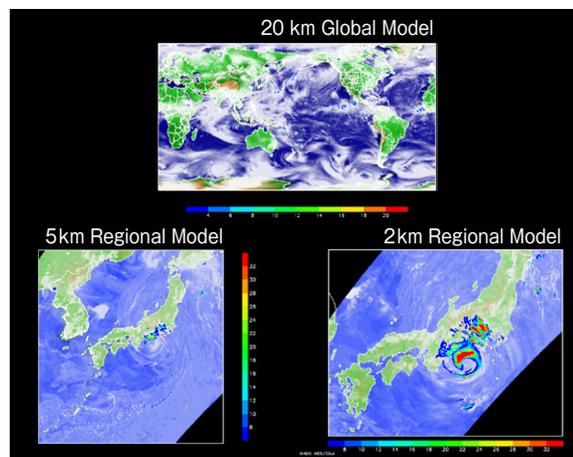


④地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出

気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化し、気候変動によって生じる多様なリスクの管理に必要なとなる基盤的情報を創出するための研究開発を推進しています。

加えて、地球環境ビッグデータ（観測・予測情報等）を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報システムとして、「データ統合・解析システム（DIAS）」を開発しています。また、DIASが産学官の多くのユーザーに長期的、安定的に利用されるための運用体制の構築や共通基盤技術の開発を推進しています。

さらに、地方公共団体が適応策立案・推進し、不確実性を伴う気候変動の影響に適切に対応するため必要な気候変動予測情報を創出するための研究開発を進めています。



高解像度化により実現した
209X年の温暖化時の降水量分布予測

自然災害に対する強靱な社会に向けた研究開発の推進

我が国の国土は、地震・津波・火山、台風等の自然災害が多く発生する自然条件下にあります。

自然災害にはいまだに解明されていない部分が多く、大きな被害をもたらします。自然災害を正確に把握し、予測するための調査研究を進めるとともに、被害軽減を図るための研究開発を進め、防災・減災対策に活かしていくことが重要です。

このため、文部科学省では、地震・津波・火山等の調査観測・研究や、耐震技術開発などの防災に関する取組を実施しています。

①地震及び火山分野の調査研究の推進

(1)地震調査研究推進本部の取組

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究を一元的に推進するため、地震調査研究推進本部（本部長・文部科学大臣（以下「地震本部」という。）が設置されました。

地震本部では、これまでに、関係行政機関、大学等の連携協力の下、陸の活断層及び海域の地震発生の可能性の長期評価や、「全国地震動予測地図」の作成、緊急地震速報の実用化等の成果を得てきたところです。

平成31年度も引き続き、活断層等の長期評価や強震動評価、津波評価等の検討を進めるとともに、地震防災対策等への貢献を目指し、一層の成果普及を図ります。

（参考）地震本部による地震に関する評価

<https://www.jishin.go.jp/evaluation/>

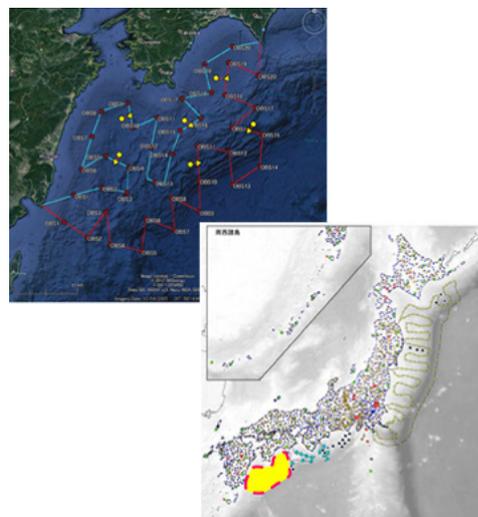
(2)海底地震・津波観測網の構築・運用

①南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)の構築
南海トラフ地震の想定震源のうち、まだ観測網を設置していない高知県沖～日向灘の海域に、南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)の構築を進めます。

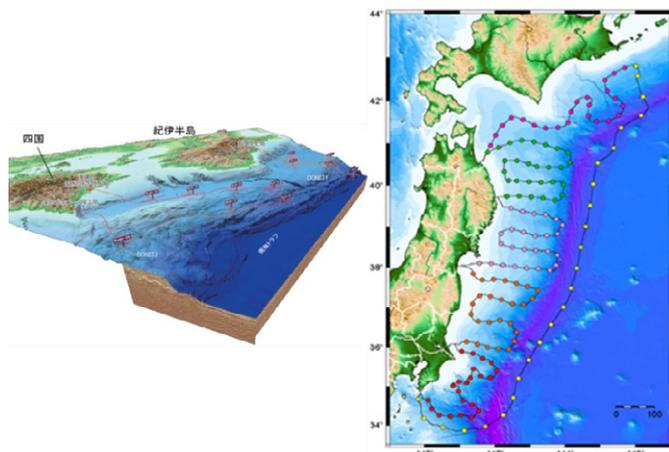
②日本海溝海底地震津波観測網(S-net)及び地震・津波観測監視システム(DONET)の運用

地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波の早期検知による警報の高度化を目的として、防災科学技術研究所において、日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網(S-net)と和歌山県沖から高知県沖に整備した地震・津波観測監視システム(DONET)を運用しています。これ

らは、防災科学技術研究所が運用する陸域の地震観測網と火山観測網を合わせて全国の陸域から海域までを網羅する、「陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)」として統合運用を行っています。



南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)のイメージ図



日本海溝海底地震津波観測網(S-net)及び地震・津波観測監視システム(DONET)

(3)重点的な地震防災研究や防災力向上のための研究
①首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト
首都直下地震等への防災力を向上するため、官民連携超高密度地震観測システムの構築、非構造部材を含む構造物の崩壊余裕度に関するセンサー情報等の収集をし、産学官で共有・解析することで、新たな価値の創出につながる取組を進めています。

②南海トラフ広域地震防災研究プロジェクト
南海トラフで発生する巨大地震・津波による被害軽減を図るため、巨大津波発生メカニズムの解明や、広域の被害予測シミュレーション等を行い、防災・減災対策や復旧復興計画の検討を行います。

③日本海地震・津波調査プロジェクト
調査未了域が多く存在する日本海側において、自治体の地震・津波被害の想定や防災対策の策定等に貢献するため、海底地殻構造の調査観測や地震・津波の発生シミュレーション等を実施します。

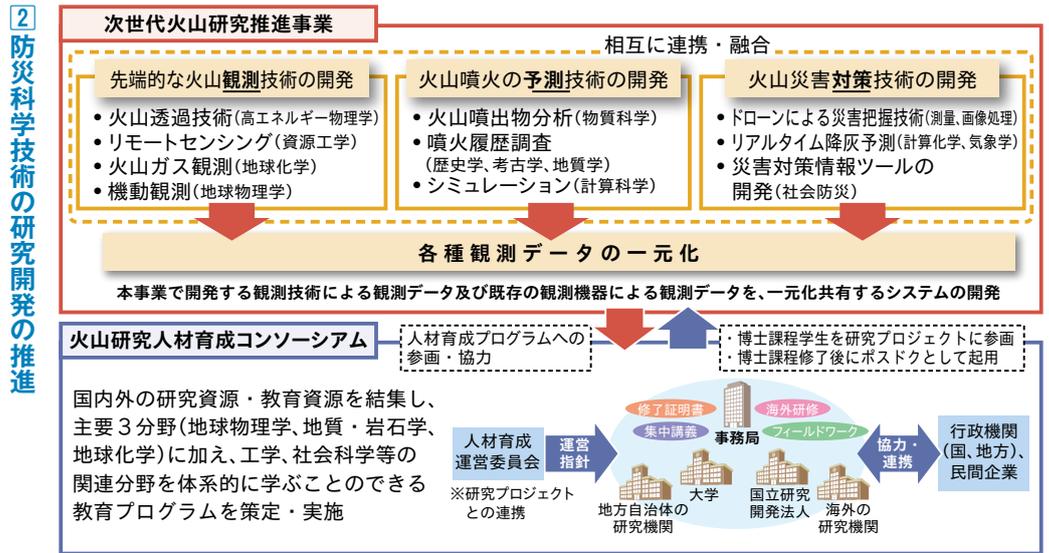
(4)火山観測研究の推進及び人材育成の確保（次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト）
平成26年9月の御嶽山の噴火を踏まえて、我が国の火山研究を飛躍させるため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合のもと、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究の推進及び広範な知識と高度な技能を有する火山研究者の育成・確保を目指します。

発

(1) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

地震・津波・火山災害を観測する技術や予測する手法の研究開発等を推進します。

特に、海と陸の地震・津波・火山の観測網を統合した陸海統合観測網(MOWLAS)により得られたデータを用いた地震動・津波の即時予測技術の開発や、リモートセンシング技術等による多項目の火山観



次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト(イメージ図)

(3) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発

自然災害の軽減のために、個人や自治体、国が、それぞれ自らの「防災」を計画・実行することができよう、地震災害をはじめ各種災害に関する危険性



耐震性能の検証のため、平成30年12月と平成31年1月に実施した10階建て鉄筋コンクリート建造物試験体のE-ディフェンス振動台実験の様子
提供：国立研究開発法人 防災科学技術研究所

測データを活用し、多様な火山現象のメカニズムの解明や火山災害を軽減するための研究開発を進めます。

(2) 社会基盤の強靱性の向上を目指した研究開発

地震発生時の社会基盤の強靱性の向上と事業継続能力の強化を目指し、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)等を活用した耐震技術開発とシミュレーション技術の高度化を行います。

具体的には、将来起こりうる巨大地震に対し、構造物の耐震性能評価、応答制御、機能維持技術等の地震減災に資する耐震技術研究を実施します。さらに、E-ディフェンスで実施した実験を解析するシミュレーション技術の耐震性能評価への活用に向け、シミュレーション技術の高度化・効率化、利便性向上等に関する研究開発を行います。

1 基幹ロケットの運用・開発

我が国の基幹ロケットであるH-IIA、H-II B及びイプシロンロケットは、平成31年1月のイプシロンロケット4号機打ち上げ成功により、連続45機の打

人類のフロンティアの開拓及び
国家安全保障・基幹技術の強化

〈宇宙・航空〉

宇宙・航空分野について、文部科学省では、次の施策を推進しています。



防災科学技術研究所が解析した、平成30年7月豪雨に伴う雨雲の立体画像。気象庁レーダおよび国土交通省XバンドMPレーダのデータを利用。
地図情報は国土地理院地図(色別標高図)による。

の評価と、これらを含めた各種災害リスク情報の活用に関する研究を行います。

特に、津波ハザードマップや、低頻度巨大地震を考慮した地震動ハザードマップの作成手法に関する研究、積乱雲の一生を観測し、ゲリラ豪雨を観測し予測する手法の開発等の防災に資する研究を行います。

ち上げに成功しており、98%以上の打ち上げ成功率（51機中50機）を達成しています。これは、我が国の宇宙技術が世界最高水準の信頼性を確立している証しであり、今後も着実に打ち上げ実績を重ねていきます。

また、我が国が自立的に宇宙活動を行う能力を維持発展させるため、2020年度の初号機打ち上げに向け、平成26年度よりH3ロケット（新型基幹ロケット）の開発に着手し、現在、主エンジンであるLE-9の燃焼試験を行うなど、着実な開発を進めています。



H-II Aロケット40号機打ち上げの様子
提供：国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構/
三菱重工株式会社

②人工衛星等による宇宙利用の推進

平成26年5月に打ち上げられた陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)は、地震や豪雨などの大規模自然災害の発生時に緊急観測を行い、災害状況の迅速な把握に役立てられています。現在、先進光学衛星(ALOS-3)(2020年度打ち上げ予定)及び先進レーダ衛星(ALOS-4)(2020年度打ち上げ予定)等を開発しています。このほかにも、平成24年5月に打ち上げられた水

循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)、平成26年2月に打ち上げられた米国航空宇宙局(NASA)との国際協力プロジェクトである全球降水観測計画(GPM)主衛星、平成29年12月に打ち上げられた気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)及び平成30年10月に打ち上げられた環境省との共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星2号「いぶき2号」(GOSAT-2)による地球観測を実施し、地球環境問題の解明等に貢献しており、今後は、平成31年度打ち上げ予定の光データ中継衛星、「しずく」に搭載されたマイクロ波放射計(AMSR2)の後継となるAMSR3(2022年度打ち上げ予定)等の開発を進めていきます。

また、将来の放送・通信衛星の大容量化や多チャンネル化等に対応する衛星技術を獲得するため、総務省と連携し、技術試験衛星9号機(2021年度打ち上げ予定)の開発に取り組んでいます。

さらに、平成31年1月のイプシロンロケット4号機で打ち上げられた革新的衛星技術実証1号機によって民間事業者や大学等が製作する超小型衛星等の宇宙空間における実証機会の提供をしています。また、我が国の衛星を安定的に運用するため、地上からスペースデブリ(宇宙ゴミ)等を把握する宇宙状況把握(SSA)システムの能力向上や、世界に先駆けたデブリ除去技術の獲得を目指して取組を進めています。

③宇宙科学と天文学の研究の推進

宇宙科学については、ブラックホールや超新星爆発など的高エネルギー現象を観測するX線天文衛星等の人工衛星の開発・運用や、小惑星探査機「はやぶさ」による小惑星「イトカワ」からのサンプル採取、X線・赤外線天文観測や月・惑星探査等の分野で世界

トップレベルの業績を挙げてきました。平成28年12月に打ち上げたジオスペース探査衛星「あらせ」は、地球周辺の宇宙空間ジオスペースにおいて電磁波観測を行い、オーロラの発生プロセスを同定するプラズマの波の変動をとらえることに成功しました。平成26年12月に打ち上げられた「はやぶさ2」は順調に航行を続け、平成30年6月に目的地の小惑星「リュウグウ」に到着し、平成30年9月には世界初となる探査ローバの小惑星探査活動に成功しました。また、平成31年2月22日には、小惑星のサンプルを採取するタッチダウン(着陸)に成功しました。今後、2019年11～12月頃に小惑星を出発し、2020年に地球への帰還を予定しています。また、平成30年10月には、欧州宇宙機関との国際協力による水星探査計画(BepiColombo)において我が国が開発を担当した水星磁気圏探査機「みお」が打ち上げられ、水星への航行を開始しました(2025年水星到着予定)。現在、我が国初となる月への無人着陸を目指す小型月着陸実証機(SLIM)(2021年度打ち上げ予定)ブラックホール等のX線で観測される高エネルギーの天体を観測するX線分光撮像衛星(XRISM)(2021年度打ち上げ予定)等の開発を進めており、国際的な地位の確立や、人類のフロンティア拡大に資する宇宙科学分野の研究開発を推進しています。

天文学については、南米チリのアタカマ高地にて、電波望遠鏡「アルマ」を日米欧の国際協力で運用しており、日本はACA(アタカマコンパクトアレイ)システムやサブミリ波帯を中心とした受信機システム等の製造を担当し、海王星サイズの惑星形成の証拠や、132億光年先に酸素を発見する等の成果を挙げて

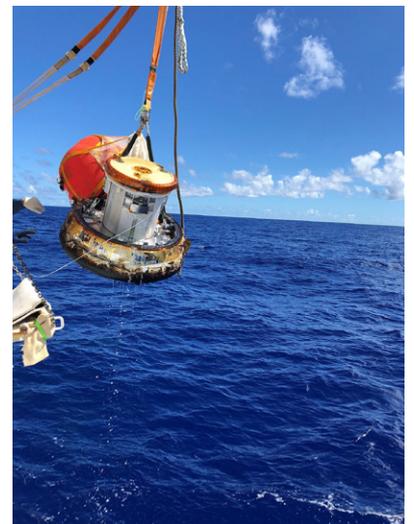
います。また、米国ハワイ州のマウナケア山頂では、大型光学赤外線望遠鏡「すばる」を用いて中性子星合体による重力波発生現象を追跡観測し、金、白金などの重元素合成となる現場を初観測するなど、宇宙の起源と歴史の全体像の解明等を推進しているほか、日米等の5か国共同で口径30mの超大型光学赤外線望遠鏡(TMT:Thirty Meter Telescope)を建設し、太陽系外惑星の探査等の新たな宇宙像を開拓する計画に取り組んでおり、2027年度の完成を目指しています。

④宇宙国際協力の推進

我が国は、米国、欧州、カナダ、ロシアとともに国際宇宙ステーション(ISS)計画に参加しています。平成29年12月から平成30年6月までは、金井宣茂^{かないのりしげ}宇宙飛行士は、ISSに長期滞在し、医師としてのバックグラウンドや、「きぼう」日本実験棟の「ユニークな環境や装置」を利用しながら、タンパク質結晶生成実験や小動物の長期飼育実験、船外活動等、様々な活動を行いました。

平成30年9月には、宇宙ステーション補給機「こうのとり」7号機を打ち上げ、ISSの運用に必要な物資を輸送するとともに、実証実験として、小型回収カプセルを搭載し、「きぼう」での実験サンプルを地上へ持ちかえることに成功しました。「こうのとり」の補給ミッションを通じて、日本の技術力は高く評価されています。

また、ISSへの輸送コストの大幅な削減や、将来の宇宙探査を含む様々なミッションに応用可能な基盤技術の獲得が期待される新たな宇宙機(HTV-X)について、2021年の打ち上げを目指して開発を進めています。



地球帰還後に船舶により引き揚げられた小型回収カプセル
提供：国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

宇宙探査の分野では、様々な国で月や火星の探査ミッションが計画されるなど、関心が高まってきています。米国では、月近傍に有人拠点(Gateway)を構築する構想を発表し、各国に参画を呼びかけています。Gatewayは、通信やサンプル回収等の中継拠点として月面探査をより効率的に進めることが期待されることから、我が国もその参加に向けて、独自性を打ち出しつつ国際調整や具体的な技術検討を進めています。また、2021年度に打ち上げを予定している「SLIM」が月面へのピンポイント着陸を目指すほか、JAXAとインド宇宙機関との間で共同着陸探査ミッションの実現性について検討を進めています。

アジア・太平洋地域においては、宇宙活動、利用に関する情報交換並びに多国間協力推進の場として、平成5年から毎年1回程度、同地域で最大規模の宇宙協力の枠組みであるアジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)を主催しています。平成30年11月には、シンガポールで第25回会合を開催し、29か国・地域、9国際機関、民間企業より約400人が参加しました。今会合では、「進化するニーズに応える革新的な宇宙技術」というテーマの下、意見交換や

宇宙政策に焦点を当てたセッションを実施しました。このほかにも、宇宙新興国を対象としたニーズの確かな把握と、それを踏まえた人材育成支援等による我が国の宇宙技術の海外展開を見据えた国際協力を推進しています。

⑤航空科学技術に関する研究開発

平成26年8月に、文部科学省「次世代航空科学技術タスクフォース」において「戦略的次世代航空機開発ビジョン」を取りまとめました。

今後20年で世界市場が約2倍に成長すると見込まれる中、我が国の航空機産業の規模を自動車産業と比肩し得る成長産業(世界シェア約20%)とするため、積極的に取り組むべき研究開発プログラムと横断的施策を提言しており、特に、「民間航空機国産化研究開発プログラム」及びこれを支える「大型試験設備の整備」を優先的に着手することとしています。

これを踏まえ、燃費と環境負荷性能を大幅に改善するコアエンジン技術(燃焼器、タービン等)及び機体騒音の低減を目的とする「FQRQHプロジェクト」のほか、超音速機技術や電動化航空機技術についても研究開発を行います。また、次世代航空機用エンジン技術の実証のため、技術実証用国産エンジン(F7エンジン)の導入に向けた整備を着実に進めます。

このように、文部科学省では航空機産業の発展のため、関係府省と一丸となって、航空科学技術の研究開発を進めていきます。

〈海洋・極域〉

四方を海に囲まれた我が国にとって、海洋に関する知見を得ることは、国家的重要課題です。そのため、文部科学省では、海洋の調査研究を進め、地球

環境問題、鉱物・生物等の海洋資源の確保や、防災・減災等に資する技術開発を推進し、我が国の経済社会の発展及び国民生活の安全・安心の確保に貢献することを目指しています。また、Society 5.0の実現や将来のイノベーションの創出に向けた、未来の新産業創造へ寄与する研究開発を推進しています。

① 極域及び海洋の総合的理解とガバナンスの強化

近年、北極域の海水の減少、世界的な海水温の上昇や海洋酸性化の進行、プラスチックごみによる海洋の汚染等、海洋環境が急速に変化しています。自然起源と人為起源による海洋環境の変化を理解し、海洋や海洋資源の保全・持続可能な利用、地球環境変動の解明を実現するため、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等により、統合的な海洋の観測網を構築するとともに、得られた海洋観測ビッグデータを基とした革新的な海洋・大気環境予報システムの構築を推進します。

南極地域に関しては、南極地域観測第IX期6か年計画に基づき、南極観測船「しらせ」による輸送支援の下、地球環境変動の解明に向け、地球の諸現象に関する多様な研究・観測を推進します。

地球温暖化の影響が最も顕著に出現している北極を巡る諸課題に対しては、我が国の強みである科学技術を活かして貢献するため、国際共同研究の推進等に取り組みます。さらに、北極海の海水下観測に係る技術開発を推進するとともに、研究のプラットフォームとなる北極域研究船を推進します。

また、2018年（平成30年）10月には、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進等を目的として、ベルリンにおいて開催された第2回北極科学大臣会合に柴山昌彦文部科学大臣が出席



海洋地球研究船「みらい」
提供：国立研究開発法人 海洋研究開発機構



ニールズン観測基地
提供：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構



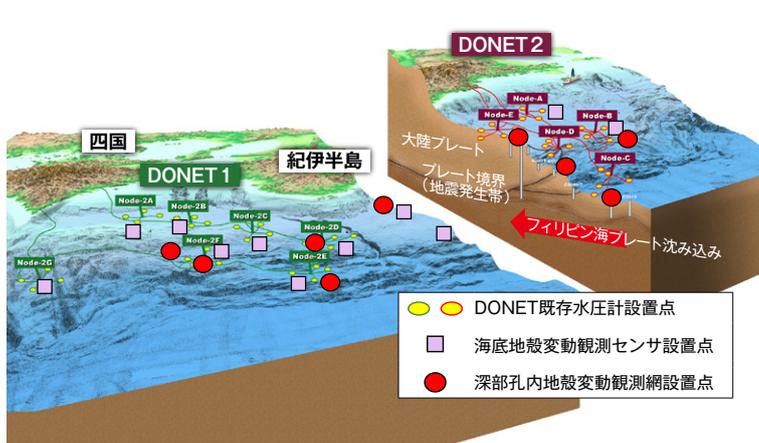
南極観測船「しらせ」
提供：大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

し、「北極域研究推進プロジェクト(ArcS)」の成果等を紹介するとともに、第3回北極科学大臣会合をアイスランドと共催し、2020年にアジアで初となる我が国で開催することを提案し、了承されました。

引き続き、地球規模課題の解決に貢献するため、南極及び北極における研究観測を、世界各国と協働して着実に実施します。

② 海洋資源の開発・利用

四方を海に囲まれている我が国にとって、海洋状況把握(MDA)の基礎となる海洋情報の収集・取得に関する取組を強化することは重要です。そのため、大学等が有する高度な技術や知見を幅広く活用し、海洋生態系や海洋環境等の海洋情報をより効率的かつ高精度に把握する革新的な観測・計測技術の開発を推進します。



海底地殻変動観測システムイメージ
提供：国立研究開発法人 海洋研究開発機構

また、近年、気候変動や乱獲等による海洋生物資源の枯渇が懸念されるなど、我が国の海洋生物資源の確保に関する問題意識が高まっています。これら海洋生物資源の安定した供給を持続するため、海洋生物の生理機能を解明し革新的な生産につながる研究開発や、海洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系の総合的理解に向けた研究開発を実施しています。

③ 海洋由来の自然災害への防災・減災

自然災害に対して強じんな社会の構築に向けて、地球深部探査船「ちきゅう」や海底広域研究船「かimei」等を活用し、海底地殻変動を連続かつリアルタイムに観測するシステムを開発・整備するとともに、海底震源断層の広域かつ高精度な調査や、海底火山

の観測・調査のための技術開発を実施します。また、調査・観測の結果を取り入れ、地殻変動・津波シミュレーションの高精度化に取り組みます。

さらに、東日本大震災の津波・地震により、多量のがれきの流出や藻場・干潟の喪失等が発生し、東北太平洋沿岸域の水産業は壊滅的な被害を受けました。被災地の水産業の復興のためには、長期にわたって変化する漁場・養殖場環境や海洋生態系の調査が課題となっています。このため、大学や研究機関等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を構築し、関係省庁や地元自治体、地元漁協等と連携しつつ、海洋生態系の調査研究を実施しています。

④ 基盤的技術開発・基礎的研究の推進

我が国の経済・社会的な課題への対応や未来の産業創造に向け、海洋科学技術分野においても科学技術イノベーションの創出が強く求められており、産学官の英知を結集して戦略的に研究開発を実施し、得られた成果の社会還元をより一層推進することが必要とされています。このため、海洋に関する科学技術を支える基盤的技術などの開発・整備や、いまだ十分に解明されていない海洋の実態解明に向けた研究開発を推進しています。

また、我が国は、深海底の掘削により地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圏等を解明することを目的とした国際深海科学掘削計画（IODP）に参加しています。IODPは、日米欧主導の下で実施されている多国間国際協力プロジェクトです。引き続き、計画を推進していきます。

〈原子力〉

東京電力福島第一原子力発電所（以下、「東電福島第一原発」という。）事故等を踏まえ、政府は、エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）を策定しました。

これを踏まえ、文部科学省としては、原子力災害からの復興に関する廃炉や除染等に向けた研究開発（※詳細は「東日本大震災からの早期の復興再生」を参照）等について、責任を持って対応していきます。以下、具体的な取組を示します。

① 原子力の安全性の向上に向けた研究

試験研究炉等を活用し、軽水炉を含めた原子力施設の安全性向上に必要なシビアアクシデントへの進展防止・影響緩和に係る知見の取得や、安全評価手法の整備等を実施します。

② 原子力の基礎基盤研究とそれを支える人材育成

原子力特有の科学技術基盤を維持・強化するための基礎的データの取得や、バックエンドの負担軽減等につながる革新的な技術創出を目指した基礎基盤研究を実施するとともに、大学や産業界との連携を通じた次代の原子力を担う人材の育成を着実に実施します。また、発電だけでなく、水素製造など多様な熱の産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉についての研究開発等を推進します。

③ 高速増殖炉サイクル技術

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」については、平成28年12月に開催された原子力関係閣僚会議において原子炉としての運転は再開せず、今後、廃止措置に移行することとされました。平成29年5月に「もんじゅ」の廃止措置を安全かつ着実に進めるため内閣官房副長官をチーム長、文部科学副大臣及び経済産業副

臣を副チーム長とする「『もんじゅ』廃止措置推進チーム」を立ち上げ、同年6月に開催された本チーム会合において、政府の「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針」を決定するとともに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）が策定した「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」を了承しました。これらを踏まえ、原子力機構は、同年12月に原子力規制委員会に対して「高速増殖炉原型炉もんじゅの廃止措置計画認可申請書」を提出し、平成30年3月に認可され、同年8月からは燃料体取り出し作業を開始しました。今後とも「もんじゅ」の廃止措置を、地元の声にしつかりと向き合いながら、安全かつ着実に進めてまいります。



高速増殖炉原型炉「もんじゅ」
提供：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

④ 国際的な核不拡散体制強化に向けた取組

我が国は、原子力平和利用のための世界で最も優れた経験や技術等を有しています。引き続き、その経験や技術を活かして国際原子力機関（IAEA）

等と協力し、国際的な核不拡散・核セキュリティ体制の強化に積極的に貢献していきます。

具体的には、原子力機構核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCCN）を通じ、引き続きアジア諸国等に対し核不拡散・核セキュリティ強化のための人材育成を行うとともに、核物質の高度な測定・検知及び核鑑識の技術開発を行います。

5 放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

研究施設や大学・医療機関等から発生する放射性廃棄物の処理・処分に関する取組等を着実に進めます。また、高速炉や加速器を用いた放射性廃棄物の減容化・有害度低減技術に関する研究開発を実施します。

6 地域との共生・国民の理解のための取組

立地地域をはじめとする国民の理解と共生のための取組を実施します。地域の持続的発展に向けた取組に対し支援するとともに、原子力研究開発施設に関する知識の普及を図る取組等を行います。

東日本大震災からの早期の復興再生

東電福島第一原発の安全な廃止措置を推進し、原子力災害からの復興を加速させるため、文部科学省では、平成26年6月に公表した「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」(以下「加速プラン」という。)に基づき、平成27年4月、原子力機構に「廃炉国際共同研究センター(CLADS・クラッズ)」を設置しました。同センターでは、国内外の大学、研究機関、産業界等の多様な人材がネットワークを形成しつつ、廃炉研究開発と人材育成とを一体的に推進することとしており、さらに、平成29年4月に、国内外の英知を結集する場として、福島県富岡町にCLADSの「国際共同研究棟」を開所しました。また、同研究棟は、「福島イノベーション・コースト構想」の拠点としても位置づけられており、福島県内の関連拠点と連携した研究活動等を通じて、福島への復興に貢献していきます。

あわせて、被災者の迅速な救済に向けた原子力損害賠償の円滑化等に関する取組を実施していきます。

1 廃止措置に向けた研究開発等

関係機関と連携しつつ、「加速プラン」に基づき、東電福島第一原発の廃止措置等を円滑に進めるための基礎的・基盤的研究開発等を着実に実施しています。

具体的には、遠隔で取得した原子炉建屋内の放射性物質の汚染分布を3次元的に可視化する技術の開発、分析したい対象物の化学的な組成をレーザー光を用いて遠隔で分析する技術の開発、事故が起きて

から原子炉の炉心が実際にどのような経過をたどったのかを推測するための研究、プラント内の線量分布を評価する手法の開発等を実施しています。

2 原子力災害を踏まえた大学等における基礎的・基盤的研究及び人材育成

文部科学省では、東電福島第一原発事故により新たに顕在化した課題の解決に向け、大学等の研究機関における基礎基盤研究や人材育成の取組を推進しています。

具体的には、加速プランを踏まえ、中長期にわたる廃止措置等に係る新たな知見の創出、人材の育成・確保に向けた取組を推進するため、平成27年度から「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」を実施しています。平成30年度からは本事業の運用体制を文部科学省からの委託事業から、原子力機構を対象とする補助金事業に移行し、CLADSを中核に大学等との連携を強化した体制を構築することにより、廃炉現場のニーズを一層踏まえた研究開発及び人材育成の取組を推進していきます。

3 環境回復に関する研究開発

東電福島第一原発事故により放射性物質で汚染された環境の回復に向けて、原子力機構が中心となつて、福島県等の地方公共団体、国内外の大学・研究機関、民間企業等と連携・協力しながら、放射線測定に関する技術開発や、放射性物質の環境動態等に関する研究等を実施しています。

具体的には、無人ヘリなどを用いた精度の高い放射線測定に関する技術開発や、河川を含む環境中のセシウムの移行予測モデルの開発等を実施しています。



環境中におけるセシウムの移行挙動
提供：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

④ 放射線安全研究の強化

福島の方々が安全・安心に生活できるよう、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構において、福島の被災地における安全な水利用・処理環境の構築に関する研究を実施しています。

⑤ 原子力損害賠償の円滑化

東京電力福島原子力発電所事故により被害を受けた方々が一日でも早く安心して安全な生活を取り戻せるよう、迅速・公平・適正な救済が必要です。

文部科学省では、原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な

損害項目やその範囲等を示した指針を策定しております。また、「原子力損害賠償紛争解決センター」において東京電力と被害者との和解の仲介を実施しています。

また、今後の原子力損害賠償の在り方については、内閣府原子力委員会の原子力損害賠償制度専門部会（平成27年5月、設置）において検討が重ねられ、平成30年10月に「原子力損害賠償制度の見直しについて」が取りまとめられました。同専門部会における検討を踏まえ、①損害賠償実施方針の作成・公表の義務付け、②仮払資金の貸付制度の創設、③和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例、④原子力損害賠償補償契約の新規締結等に係る適用期限の延長等の改正を行う「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年12月12日法律第90号）が成立しました。文部科学省においては、平成32年1月1日の改正法の本格施行に向けて、必要な政省令の整備を着実に進めているところです。

総合的・一体的なスポーツ行政の推進

スポーツ庁

I ラグビーワールドカップ2019、 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた取組

1 ラグビーワールドカップ2019について

いよいよ本年、2019年9月20日から、アジア地域で初となるラグビーワールドカップが日本で開催されます。ラグビーワールドカップ2019では20チームが参加し、9月20日に東京スタジアムで開催される開幕戦（日本対ロシア戦）から11月2日の横浜国際総合競技場での決勝戦を迎えるまで、予選プール



ラグビーワールドカップ2019™ 開催都市（試合開催会場）

40試合、決勝トーナメント8試合の計48試合の熱戦が日本国内12か所の開催都市で繰り広げられます。大会に向けた準備や気運の醸成に向けては、これまで政府としても、主催者であるラグビーワールドカップ2019組織委員会や開催自治体を支援してきました。

まず、平成28年2月には、「ラグビーワールドカップ2019の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を関係府省庁の申合せにより策定し、同年12月にはスポーツ庁及び総務省において「ラグビーワールドカップ2019における地域交流推進要綱」を策定し、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う地域交流及び施設改修等に対して地方財政措置を講じることを決定しました。平成29年4月には公認チームキャンプ候補地が決定し、平成29年6月から地域交流の取組の支援のための地方財政措置の公募が行われ、平成30年度末時点で50自治体100件を当該措置の対象として決定しました。各地域において大会参加国・地域の人々との交流が実施されています。

決勝戦の2年前に当たる、平成29年11月2日には全試合日程が発表され、日本代表は2019年9月20日に東京スタジアムで開催される開幕戦を皮切りに静岡、愛知、神奈川で予選プール戦を行います。また、平成30年1月より順次チケットが販売されており、一生に一度のチャンスとなる最後の一般販売は本年5月から開始される予定です。

大会開催にむけての機運を高めるために、平成29年9月20日から11月4日まで46日間の期間において2年前イベントが全国各地で開催されました。オリンピックセレモニーでは、東京の渋谷109で、優勝トロフィー「ウェブ・エリス・カップ」が一般公開となりました。平成30年9月20日には、秋篠宮殿下が本大会の名誉総裁に御就任されました。また、明治記念館で大会1年前イベントが開催され、鈴木スポーツ庁長官を始め、ワールドラグビーのボーモント会長、大会PRキャプテンの館ひろし氏やゲストの櫻井翔氏らが出席し、大会機運の醸成が図られました。スポーツ庁では、平成24年度より、ラグビーワールドカップ2019に向け、国民のラグビー競技に関する認知度・関心を高めるため、「タグラグビー（ラグビーからタックルなどの接触プレーを排したボールゲーム）」指導者研修大会の開催、「放課後ラグビー教室」の実施など、幅広い層へのラグビー競技の普及や指導者の養成に加え、ラグビーを通じた国際交流にも取り組んでいます。

本年1月には大会成功に向けて、重要なスタッフであり、各地域の担い手ともなるボランティアが決定されるなど、大会開催に向けた準備が着実に進められています。

今後、開催自治体、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等と更に連携し、大会の成功に向けて取り組んでいきます。

2 2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会等に向けた取組について

平成25年9月の国際オリンピック委員会（IOC）総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することが決定しました。

文部科学省としては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）を、日本社会を元気にする契機とするだけでなく、大会開催の効果を全国に波及させるため、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進や、スポーツを通じた国民の健康増進、スポーツの成長産業化、我が国の文化の魅力を国内外に積極的に発信する文化プログラムの実施など、様々な取組を展開しています。

① オリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年東京大会を契機に、国民一人一人がスポーツの価値やオリンピック・パラリンピックの意義に触れることで、スポーツの価値を再認識し、多くの方がスポーツに親しむようになることは大会のレガシーの一つとして重要です。

また、平成27年11月に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」においても、次世代に誇れる有形・無形のレガシー（遺産）を全国に創出することとされており、スポーツ庁では、オリンピック・パラリンピック教育をこのレガシー創出の重要な取組の一つとして推進しています。

平成27年2月にはオリンピック・パラリンピック教育を推進するための方策等について、有識者会議を

設置し、平成28年7月に「オリンピック・パラリンピック教育の推進にむけて」として最終報告を取りまとめました。

また、平成27年度から、オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法に関する調査研究事業として、大学が研究拠点となり、宮城県・京都府・福岡県の3府・県において初等中等教育機関等と連携した実践的な取組を開始しました。

平成28年度からは、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を実施しており、平成29年度は全国20の府・県・政令市で、平成30年度は全国34の道・府・県・政令市で事業が展開されています。なお、平成29年度からは全国中核拠点である筑波大学、日本体育大学、早稲田大学のほか、東京都や東京2020組織委員会、JOC、JPCなどと意見を共有する場を設け、ここで出た意見を地域拠点に還元することで充実した取組ができるように努めています。

さらに、平成29年11月から平成30年2月にかけて、全国の小学生による2020年東京大会の大会マスコット投票が行われました。大会マスコット投票への参加は、子供たちが直接大会に参加できる貴重な機会であることから、スポーツ庁としても投票を通じて、オリンピック・パラリンピックの理念や大会マスコットの持つ役割について理解を深めていただけるよう指導案を作成し、全国の小学校に配布しました。選ばれたマスコットの名前は平成30年7月に「ミライトワ」と「ソメイティ」に決定しました。

クラスで一つのマスコットを選ぶ活動を通じて、2020年東京大会への参加意識を啓発し、オリンピック・パラリンピックへの関心が一層高まることを期

待しています。

2020年に向け、今後ともこのような全国的な取組を更に拡大していきます。

② ホストタウンの推進

政府では、2020年東京大会の開催という機会を国全体で最大限活かす、全国津々浦々にまで大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげていくことを目指しています。

特に、大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国に広げるための取組を進めています。

2019年2月28日には、ホストタウンの第12次登録団体を公表し、登録数は309件となりました。

2020年東京大会に向けて、今後も取組の推進が期待されています。

③ 新国立競技場の整備

2020年東京大会のメインスタジアムとなる新国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、「アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさ」を基本理念として、大会に確実に間に合うよう着実に整備を進めることとしています。2019年4月現在、全体工期36か月の約8割が進み、2019年11月末の完成に向けて着実に整備を推進しています。

Ⅱ スポーツ庁が重点的に取り組む施策

スポーツ庁では第2期スポーツ基本計画の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や民間企業と一体となってスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

1 スポーツを通じた健康増進について

スポーツ基本法の前文で、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されているとおり、我が国の国民医療費が年々増加傾向にある中、運動・スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。

このため、スポーツ庁では、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進しています。

また、特に20代から50代では、他の世代に比べてスポーツ実施率が低い状況になっていることから、官

民連携により、忙しいビジネスパーソンでも通勤時間や休憩時間等を活用して気軽に運動・スポーツに取り組める環境を整備しています。その取組の一環として、通勤時間などを利用してビジネスパーソンに気軽に歩いてもらい、健康増進につなげていただく『「JUN + WALK PROJECT」を推進しています。好きなこと、楽しいことと「歩く」をつなげることで、歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康なものに変えていくことを促しています。

また、昨年9月には、「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定しました。本行動計画は、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的としており、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」(生活の中にスポーツを)という姿を目指しています。本行動計画に位置付けた施策の着実な推進に向けて取り組んでいきます。

2 学校体育・運動部活動について

平成29年に小学校及び中学校、平成30年に高等学校の学習指導要領が公示され、小学校は2020年度、中学校は2021年度から全面实施され、高等学校は2022年度入学生より年次進行で実施されることとなっています。体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指しています。その中で、小学校から高等学校までを見通して、指導内容の系統化や明確化を図っています。スポーツ庁

では、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、学校において体育科・保健体育科の指導の充実を図るため、

今後、全国都道府県・指定都市教育委員会の学校体育を担当する指導主事向けの研究協議会や実技研修会等の開催を通じて、学習指導要領の趣旨の徹底を図ることとしています。また、これまでに作成した映像による参考資料等や全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の学校等での活用も推進していきます。

学校における体育活動の安全確保については、死亡事故や重大な事故などの事例を分析し、基本的な安全対策についてまとめた「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」の内容を映像によって示した資料を作成して全国の小中高等学校等に配布しています。2019年度も引き続き教育委員会や大学、スポーツ団体、医療機関などの関係者間において事故防止のための最新の知見や事例等に係る情報を共有し、全国各地で協議を行うこととしています。

運動部活動については、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること等を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すため、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象(高等学校段階においても原則適用)とし、

- 1 適切な運営のための体制整備
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 3 適切な休養日等の設定
 - 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
 - 5 学校単位で参加する大会等の見直し
- について、学校や学校の設置者、地方公共団体、スポーツ団体が取り組む内容を示しています。
- 今後、本ガイドラインの周知徹底を図るとともに、先進的な取組事例に関する実践研究の実施等、運動部活動改革を進めてまいります。

3 大学スポーツの振興について

スポーツ庁においては、大学が持つ人材育成機能、スポーツ資源（部活動指導者、学生・教員、スポーツ施設）は大きな潜在力を有している一方で大学スポーツ先進国と比較して、十分にその潜在力を生かし切れているとはいえないという現状認識に基づき、大学スポーツの振興に係る検討を行うため、平成28年4月に文部科学大臣の下に、「大学スポーツの振興に関する検討会議」を設置し、議論を重ねてきました。

平成29年3月に公表した本会議の最終とりまとめにおいては、大学スポーツの振興に向けて、大学トップ層の理解醸成、スポーツマネジメント人材の育成、各大学のスポーツ分野の取組を戦略的、一体的に行う部局の設置や、大学スポーツ振興の資金調達力の向上等が重要であるとの方向性が示されました。また、大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA）については、平成30年度中の創設を目指すことが記されました。

従来からの検討を踏まえ、昨年度は、大学と競技団体が中心となり組織設立に向けて具体的な準備を進める「設立準備委員会」が開催され、10月には、

組織の正式名称が「一般社団法人大学スポーツ協会（Japan Association for University Athletics and Sport（略称：UNIVAS））」に決定されました。そして、2019年3月1日に新組織が設立されました。今後、UNIVASにおいて、大学スポーツの振興に向けた各種取組が展開されることとなります。

また、第2期スポーツ基本計画や未来投資戦略2017においては、今後5年間で、学内のスポーツ活動の企画立案、コーディネート、資金調達等を担う大学スポーツアドミニストレーター(SA)を配する大学を100大学にするという目標が掲げられており、「大学スポーツ振興の推進」事業において、平成30年度は15大学を選定し、スポーツ分野を一体的に統括する部局やSAの設置や、大学スポーツにおける先進的なモデル事業を進めています。

スポーツ庁においても、UNIVASの活動支援やSAの設置の促進等、引き続き、大学スポーツ振興のための事業を進めてまいります。

4 障害者スポーツについて

スポーツ基本計画の主な目標の一つに、スポーツを通じた共生社会の実現があります。このためには、多くの障害者がスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を広げていくことが重要です。

このため、各地域における課題に対応して障害者スポーツの振興体制の強化や身近な場所ですポーツを実施できる環境を整えらるとともに、障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング等により障害者スポーツ

団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業と連携した活動の充実につなげる取組を進めています。さらに、2019年度から、スポーツ車いす、スポーツ義足等の地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデル構築の支援を実施することとしています。

また、2020年東京大会のレガシーとして全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典が実施されるための「Special プロジェクト2020」や、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用する取組を実施しています。

5 スポーツの成長産業化について

スポーツ産業の活性化による収益をスポーツ環境の充実に還元し、スポーツ人口の拡大へとつながるスポーツの自律的好循環を生み出していくことが重要です。

このため、平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」でも、「スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す」こと及び「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する」ことが目標として掲げられました。

スポーツ庁では、①スタジアム・アリーナ改革の推進、②スポーツ団体の経営力強化、③スポーツの場におけるオープンイノベーションの推進、④スポーツ指導者スキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミーの推進等の施策に取り組んでいます。

「観るスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、

地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるには民間活力の活用が必要であることから、平成29年6月に、スタジアム・アリーナ改革全体の方向性や国内外の先進事例などをまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」を公表しました。平成30年12月には、スタジアム・アリーナの持続的な運営・管理に必要な事項等を新たに盛り込んだ「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(第2版)」を公表しました。あわせて、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置(相談窓口URL: <http://www.mext.go.jp/sports/b-menu/sports/mcate/top02/list/detail/1406525.htm>)や専門家派遣等を通じて、先進事例の形成に取り組んでいます。今後に必要な情報提供や各地域で進む先進的な取組を支援することにより、スタジアム・アリーナ改革を推進していきます。

また、スポーツ団体が、ガバナンスの確保やスポーツを通じた社会課題の解決といった社会的な要請に応えていくためには、収益の向上など安定的な経営基盤の確立が必要です。一方で、スポーツ団体では、経営人材の育成や流動の仕組みが十分でないなどが要因で、専門性(財務、IT等)や国際的な視野のある人材、またそれらの人材を総合的にマネジメントする経営人材が不足している状況にあります。このため、スポーツビジネススキルも身につけることができる学科(スポーツMBA)の創設や、外部人材の流入促進に向けた検討を行うとともに、中央競技団体における中期事業計画の策定支援を進めることにより、スポーツ団体の経営力強化を図っていくこととされています。

さらに、スポーツ成長産業化の基盤を形成するた

め、スポーツ界がオープンになり、スポーツの場におけるオープンイノベーションを推進し、スポーツへの投資促進やスポーツの価値高度化を図ることが必要です。その実現に向けて、スポーツ界が有するデータ・権利・施設等の多様なリソースと他の産業や学術機関等が有する技術・ノウハウ等のリソースとの融合を促し、新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の構築を推進しています。2019年1月に企業や研究者、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催し、現場レベルでの人的交流を促しました。平成30年度の取組に加え、関係団体等との連携強化を図るとともに、ピッチイVENTの開催やアワードの付与など、イノベーションが加速するような実証・事業化を支援していきます。

加えて、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを普及していくことは、スポーツ指導者と施設の稼働率・収益性を高め、スポーツ市場を拡大することにもスポーツ実施率向上にも資する可能性があります。そのため、平成30年6月からモデル形成に向けた実証事業を行うとともに、推進に向けたガイドラインを作成するための検討会を開始し、関係者へのヒアリング等を通じて、スポーツ分野特有の課題抽出を行い、ガイドライン骨子をとりまとめました。今後、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを推進していくため、先行するモデル事業を支援するとともに、2次利用を目的とした施設や指導者などのデータのオープン化を進めていきます。

6 スポーツを通じた地域活性化について

スポーツを通じた地域活性化を図る上では、地域の特色を活用したスポーツツーリズムの推進等を図ることが重要と考えられることから、スポーツを資源として地域活性化に取り組む「地域スポーツコミッション」が行う、多数の参加者が見込めるスポーツイベントの開催、多数の観衆が見込める大規模な大会の誘致、スポーツ合宿やキャンプの誘致等による、地域活性化を図る取組に対し、平成27年度より支援を行っています。

また、平成29年度より、スポーツツーリズムを広く国民にレジャーとして定着化させるため、「スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業」を開始しました。平成30年3月にとりまとめた「スポーツツーリズム需要拡大戦略」に基づき、平成30年度は我が国のスポーツツーリズムの魅力を発信する動画を作成し配信しました。配信後2か月で560万回以上視聴されており、国内のみならず海外でも関心が高いことが分かりました。

2019年度も、スポーツツーリズムのムーブメント創出に向けて各種施策を展開していきます。

また、スポーツ庁・文化庁・観光庁の三庁連携施策の一つである「スポーツ文化ツーリズムアワード」について、平成30年度は好事例と今後有望な事例の発掘のため「マイスター部門」、「チャレンジャー部門」に分けて募集し、その中から合わせて五つの取組を1月に開催した「第3回スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」の中で3長官が表彰しました。

さらに、あらゆるスポーツシーンを支えるスポーツ施設が適切に整備・管理・運営されていくことも重要

です。安全で魅力的で、多様な利用が可能となるスポーツ施設が、持続的に地域に存在していくための施策を展開しました。

今年度も引き続き、これらの取組を続けてまいります。

7 スポーツを通じた国際交流・協力について

スポーツの持つ価値を共有し、広めていくためにはスポーツを通じた国際交流や国際協力を推進していくことが重要です。スポーツ庁では、平成30年9月に、スポーツ国際戦略を策定し、効果的かつ効率的に、スポーツを通じた国際交流や国際協力の効果が分野にも拡大するよう、関係機関と連携して取組を進めています。

まず、「スポーツ国際展開基盤形成事業」において、スポーツに関する国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるべく、国際競技連盟（IF）等の役員ポスト獲得や、国際的な実務能力及びネットワークを有する人材の養成に対する支援を実施するとともに、国内外の情報を収集・分析する拠点を形成し、戦略的な情報発信を行い、国際スポーツ界における我が国のプレゼンスの向上を図っています。

また、スポーツが持つ多くの人々を巻き込む力を活用し、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献を目指す取組を「スポーツSDGs」と呼び、本取組を推進しています。平成30年11月には、ビル&メリンダ・ゲイツ財団とともに、「スポーツSDGs」の一環として、アスリートとNGOの協力により、SDGsの達成と2020年東京大会のレガシー創出を目指す取組「Our Global Goals」におけるパートナーシッ

プを発表しました。「スポーツSDGs」のムーブメントを一層広めるため、ハッシュタグ「#SportsSDGs」を使った広報も呼びかけています。

さらに、スポーツ国際展開の効果を他分野に拡大させるため、スポーツ産業分野に関し、スポーツ庁、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの4者で、政府の成長戦略「未来投資戦略2018」を踏まえ、基本合意書を締結しました。我が国のスポーツとスポーツ産業の海外展開の促進のため、連携を強化しながら取組を進めていきます。

加えて、スポーツ分野における各国との連携を強化するために、国際的な対話枠組みの構築も積極的に行っています。平成28年度より日中韓スポーツ大臣会合が、平成29年度より日ASEANスポーツ大臣会合が隔年で開催されており、平成30年には、第2回日中韓スポーツ大臣会合を日本で開催し、三か国間のスポーツ交流を促進するための「東京行動計画」を取りまとめました。そのほかの国際的な議論の場にも積極的に参加しており、平成30年にはボツワナで開催された世界女性スポーツ会議に参加し、鈴木スポーツ庁長官が日本政府初となる基調講演を行いました。

また、各国とのスポーツ協力をより密にするため、2国間のスポーツ分野における覚書を現在（2019年2月末時点）26か国と締結しています。

スポーツを通じた国際交流及び国際協力について、2国間交流の促進、国際的な人材養成の中核拠点の構築、国際的なドーピング防止推進体制の強化支援を柱とする「Sport for Tomorrow」プログラムに取り組んでいます。JCS「Sport for Tomorrow」プロ

グラムは、2014年から2020年までの7年間で、開発途上国をはじめとする100か国以上の国において、1000万人以上を対象に、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく取組です。

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目的にすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えることにつながります。さらに、大会・イベントの開催は、地域の一体感の醸成やスポーツ人口・関心層の拡大等の社会的効果や、観光入込増加等の経済効果の創出につながります。国際競技大会の積極的な招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体等との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。引き続き、スポーツの力を活用しながら、国際交流・協力を戦略的に展開していきます。

8 我が国の国際競技力の向上について

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民に夢と希望を与えるものであり、「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月）や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月）に基づき、国際競技力の向上に向けて以下の施策を実施しています。

一つ目は、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援です。2019年度からは、「ラストスパート期」としてそれまでの各競技団体の成果を踏ま

え、「メダル獲得の最大化」の考えのもと支援を柔軟かつ大胆に重点化していくこととしています。

また、各競技団体が中長期の強化戦略に基づいて競技力強化を行うことを支援するため、日本スポーツ振興センター（JSC）に日本オリンピック委員会（JOC）・日本パラリンピック委員会（JPC）等を含めた協働チームを設置し、競技団体の強化戦略プランにおけるPDC Aサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション・モニタリング等を実施しています。

二つ目は、次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築です。JSC、日本スポーツ協会、JOC、JPC及び地方公共団体等と連携し、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムの構築を進めています。

三つ目は、スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実です。スポーツ医・科学、情報等による支援を行う国立スポーツ科学センター（JISS）と高度なトレーニング環境を提供するナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えたハイパフォーマンスセンターについて機能強化を図るため、情報収集・分析や競技用具の開発等を行う体制の整備など、国際競技力が中長期にわたって向上するよう取り組んでいます。

さらに、メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、各分野の専門スタッフによる支援を実施しています。

四つ目は、トップアスリートのニーズに対応できる拠点の充実です。NTCについては、オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化等を見据え拡充整備に取り組んでおり、本年6月末に完成予定です。

また、NTCで対応できない冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技のトレーニング環境の充実を図るため、既存施設をNTC競技別強化拠点施設として指定しており、2019年度からは強化拠点施設の更なる機能強化に取り組んでいきます。

スポーツ庁では、2020年東京大会に向けて支援するだけでなく、これらの取組を強力で持続可能な支援体制として構築・継承することを目指しています。

9 スポーツにおけるインテグリティの確保について

スポーツは本来、見る人々を感動させ、国民に勇気を与えるものです。しかしながら、昨今、スポーツ選手等による違法賭博や違法薬物、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者による暴力、ファン等による人種差別や暴力行為、他者への不正行為等、スポーツの価値を損なう問題が頻発しています。そのため、平成29年3月に策定された第2期スポーツ基本計画では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指していくこととしています。

スポーツ庁では、昨年12月20日に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を取りまとめ、この中で、春頃を目的に「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定することとし、スポーツ団体に対してその遵守を促すこと等により、適正なガバナンス

の確保を図る仕組みを導入することとしました。

また、アクションプランに基づき、昨年12月末には「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」を立ち上げ、統括スポーツ団体を始めとした関係機関が一致協力してスポーツ団体のガバナンス確保に向けて取り組んでいくことを確認したところです。

ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の大規模国際競技大会を控える我が国に対しては、ドーピングのないクリーンな大会を実現することが世界から求められていること等を踏まえ、スポーツ庁では、関係団体等と連携して、ドーピング防止体制の強化を図っています。

具体的には、日本アンチ・ドーピング機構と協力し、世界各国から参加するアスリートのドーピング検査に対応できるよう、言語能力や豊富な実地経験を備えたドーピング検査員の育成に取り組んでいます。

また、日本スポーツ振興センターと連携し、禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないドーピング防止規則違反に対応するため、ドーピング通報窓口の運用等を通じた情報収集や専門的知見からの分析などのインテリジェンス活動を推進しています。

さらに、我が国からドーピング違反を出さないよう、若い世代への教育を強化するとともに、学校教育課程においてドーピング防止を含むスポーツの価値教育の促進にも取り組んでいます。これに加えて、2019年度からは、アスリートを「意図しないドーピング」から守るため、医療従事者に対する情報提供等にも取り組む予定としています。

「文化芸術立国」の実現を目指して

文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

文化芸術推進基本計画（第一期）と文化予算

①文化芸術推進基本計画（第一期）について

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、改正文化芸術基本法に基づき、文化審議会や文化芸術推進会議等を経て「文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」）を定めています。基本計画では、文化芸術が本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有するものであることを明確化したほか、少子高齢化やグローバル化、高度情報化など変化する社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められていること、また、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として次の四つの目標と、今後の5年間（2018年度から2022年度）の文化芸術政策の

基本的な方向性として六つの戦略を定めています。

- 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 目標2 創造的で活力ある社会
- 目標3 心豊かで多様性のある社会
- 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

- 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- 戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、基本計画に基づき必要な取組を進めます。

②文化庁予算について

2019年度文化庁予算には、文化芸術立国の実現に向けて、文化資源の「磨き上げ」による好循環の創出や、文化芸術の創造・発展と人材育成、文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進など、対前年度85億円増（7・8%増）の1167億円を計上しています。

この中には、2019年1月から徴収が開始された国際観光旅客税を財源充当する事業も含めて計上されています。「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充や、文化財の多言語解説の整備をはじめとする文化資源を活用した観光インバウンドのための環境整備を推進します。

新・文化庁の構築に向けた機能強化と本格移転に向けた取組

平成28年の「文化芸術立国の実現を加速する文化政策―「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言―（答申）」（平成28年11月17日 文化審議会）において、文化政策を総合的に調整し推進していくための体制の整備に努めることが答申され、加えて、平成29年の「文化芸術基本法」の改正において、文化庁の機能の拡充等を検討し、必要な措置を講ずるものとされました。

また、平成28年3月には地方創生等の観点から、「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）において、文化庁の京都への全面的な移転が決定されました。

このような背景を踏まえ、「文部科学省設置法」等を改正して内部組織の再編を行い、平成30年10月に新体制を整えました。具体的には、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文化庁の所掌事務に加えるとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務を文部科学省本省から移管しました。また、文化部・文化

財部の2部制の廃止や文化資源活用課の設置など、時代別・分野別の縦割型から、目的に対応した組織編制とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応できるよう再編しました。

今後、遅くとも2021年度中を目指すことされる京都への本格的な移転に向け、ICTを活用した業務効率化など、業務の試行・改善の検討を行い、我が国全体の文化行政の更なる強化につなげるべく、引き続き関係省庁等と連携しながら、準備を進めま

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム

①文化プログラムの展開について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、文化の祭典でもあり、魅力ある日本文化を世界に発信するとともに、地域の文化資源を掘り起こし、地方創生や観光振興の実現にもつなげる絶好の機会です。

このため、大会組織委員会や関係省庁、地方公共団体、民間団体等と連携しつつ、文化プログラムを積極的に推進しています。

②「日本博」について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの中核的事業として、「日本博」を全国各地で展開します。

「日本博」は、縄文時代から現代まで続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトであり、「日本人と自然」という総合テーマの

下に各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による国家ブランディングの強化、観光インバウンドの飛躍的・持続的拡充を図ります。

舞台芸術活動等の推進

文化庁では、我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、芸術の創造と発展を図ることを目的として、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。



平成30年度(第73回)文化庁芸術祭主催公演
オープニング公演
『平家女護島』二幕目 鬼界ヶ島の場
俊寛僧都：中村芝翫

さらに、多様で優れた文化芸術を継承し、発展させていくためには、文化芸術の担い手の育成が重要で

あることから、若手芸術家に海外で実践的な研修に従事する機会を提供しているほか、文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担っているアートマネジメント人材の育成に取り組んでいます。

メディア芸術の振興

①アニメーション・マンガなどのメディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

このメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、文化庁メディア芸術祭の開催を一つの柱として我が国の優れたメディア芸術作品を国内外に発信しています。また、「メディア芸術連携促進等事業」を推進することによって、優れたメディア芸術作品を生み出すための環境整備を行っています。さらに、優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成に努めます。

②日本映画の振興

日本映画を振興するため、創造活動の促進、国内外における積極的な発信、若手映画作家等の育成及び映画や映画に関わる者・団体等の交流を推進します。

具体的には、国際共同製作を含む優れた劇映画等に対する支援、海外映画祭への出品等支援など、総合的な映画の振興施策を推進します。

子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

①学校における芸術教育の充実

平成30年10月より芸術に関する教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管しました。これにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図ります。

②子供たちの文化芸術活動の推進

①文化芸術による子供育成総合事業

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、「文化芸術による子供育成総合事業」を実施します。

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少数数の芸術家を派遣し、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を行います。

②伝統文化親子教室事業

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供します。また、これまで体験機会のなかった地域の子供たちにも、地方公共団体を中心となり、地域の指導者の活用等により、体験活動機会の充実を図ります。

③文化庁活動改革に向けた取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年12月に策定し、公表しました。

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の文化庁活動を主な対象（高等学校段階においても原則的に適用、小学校段階についても休養日や活動時間を適切に設定すること）とし、「適切な運営のための体制整備」「適切な休養日等の設定」「大会等の見直し」等について、本ガイドラインに基づき持続可能な文化庁活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

④全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から開催している我が国最大規模の高校生の文化の祭典です。

第43回となる2019年度は、「創造の羽を広げ、蒼天へ舞え、バルーンの如く」を大会テーマとして、佐賀県において開催されます。出場者が日頃の活動の成果を競い合い、交流を深めるとともに、大会の企画・運営にも高校生が中心的な役割を担うなど、高校生ならではの柔軟な発想や熱意にあふれた大会となっています。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に



佐賀大会マスコットキャラクター あさぎちゃん

開催しています。また、京都で開催される全国高校生伝統文化フェスティバルでは、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露するとともに交流を図っています。

文化芸術による共生社会の実現

①障害者等による文化芸術活動の推進

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを受け、同法に基づく国の基本計画が平成31年3月に策定されました。2019年度からは、この計画に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、障害のある方々の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や助成採択した劇場・音楽堂等や映画作品のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

さらに、国立美術館、国立博物館で、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館等において、車いす利用者も利用できるトイレやエ



2017 ジャパン×ナントプロジェクト
演劇公演(劇団「じゆう劇場」)(撮影 松永育子)

レベーターの設置を行う等、障害のある方々に対する環境改善も進めています。

②アイヌ文化の振興

政府では、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に「民族共生象徴空間（愛称・ウポポイ）」の整備を進めており、文化庁では、その中核施設のうち、「国立アイヌ民族博物館」の整備を担い、施設整備や開業準備活動を行っています。

「国立アイヌ民族博物館」は、アイヌ民族の歴史や文化を主題とした初めての国立博物館として、東京オリンピック・パラリンピックに先立つ2020年4月の開館を予定しています。

「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々が自分たちの文化を紹介する基本展示をはじめ、テーマ展示、子供展示、映像シアター、特別展示により、その歴史と文化、そして人々の現在の暮らしを多角的にわかりやすく紹介します。

また、展示解説文や音声ガイドには、インバウンドに対応した多言語のほか、アイヌ語を使用し、館内の案内表示にもアイヌ語の表記を行う予定です。（詳細はこちらを御覧ください。
<https://ainu-upopoy.jp/>）



国立アイヌ民族博物館完成予想図

地域における文化の振興

①多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様な豊かな文化が息づいています。こうした地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援します。

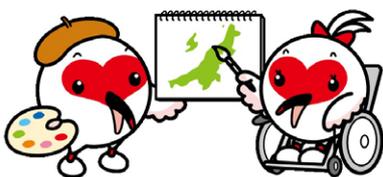
①国民文化祭

国民文化祭は、アマチュア活動を中心とした国民一般の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展に寄与することを目的として、開催される文化の祭典です。第34回となる2019年度は、「文化の丁字路〜西と東が出会う新潟〜」をテーマとして新潟県で開催されます。

②文化芸術創造都市推進事業
 文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組み地方自治体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めます。

③文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸術学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企



にいがた大会マスコットキャラクター トッキッキ

画・実施体制を構築・強化する取組を支援します。

④国際文化芸術発信拠点形成事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、インバウンドの増加、活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成を支援します。

②生活文化等の振興・普及

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図ります。

文化財の保存と継承

①文化財保護制度の改革

過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の確実な継承が危機に瀕していることを受け、平成29年5月に文部科学大臣から文化審議会に対して諮問がなされ、同年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の方針について」（第一次答申）が答申されました。これを踏まえ、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に

関する法律の一部を改正する法律」が国会での審議を経て、平成30年6月1日に成立しました。

改正法においては、文化財をまちづくりを生かすつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るべく、新たな仕組みを位置付けることとしています。

まず、都道府県が、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるとします。次に、市町村が、都道府県の大綱が策定されていればそれを勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できるとします。地域計画では、できる限り域内の文化財を網羅的に把握し、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載します。作成に当たっては、住民等多様な主体の意見の反映に努めることとします。

作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できることとします。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・市のみならず認定町村にも特例的に自ら事務を実施できることとします。

さらに、文化財の担い手の拡大を図るため、市町村が、地域において文化財保存・活用の事業や調査研究を行ったりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できる仕組みを創設します。

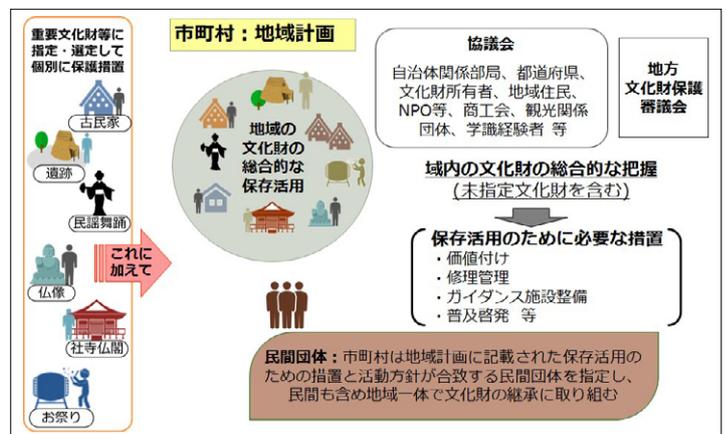
一方、個々の文化財を確実に継承するため、国指

定等文化財の所有者又は管理団体は、文化財の現状、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針などを記載する当該文化財の「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請できるとします。計画で修理等の行為の内容や具体的な部位が特定され、かつ適切な行為であること等が認められ文化庁長官の計画認定を受けた場合には、通常個別に要する現状変更等の許可を事後届出で良いとするなど手続を弾力化します。

さらに、文化財の所有者を支援する体制を充実させるため、現在、「特別な事情があるとき」に選任することができることとされている管理責任者について、文化財の「適切な管理のため必要があるとき」に選任できるよう要件を拡大しました。

地方公共団体において上述のような取組を推進し、地方文化財行政の一層の進展を図っていくためには、芸術文化分野を含む文化行政全体としての一体性を確保したり、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能としたりすることが重要となります。

このため、現在、教育委員会が行うこととされている文化財保護に関する事務について、各地方公共団体が効果的と考える場合には、条例により、地方公共団体の長が担当できることとします。ただし、地方公共団体の長が担当する場合には、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡などを担保するため、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置くこととします。



2 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後

補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。



国宝清水寺本堂 檜皮葺屋根葺替



北大東島の嶺鉢山由来の文化的景観
(平成30年10月15日選定)



重要無形文化財「能囃子方大鼓」
保持者：柿原崇志



選定保存技術「手打針製作」
保持者：小島清子



喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区
(平成30年8月17日選定)



特別史跡加曾利貝塚
(平成29年10月13日指定)

③埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、水中に存在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護体制の整備充実を図るため、地方公共団体が水中遺跡の保存活用を円滑に推進するための『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』（仮称）の作成を進めます。

東日本大震災や平成28年熊本地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じます。

加えて、地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備整備を行い、両者の一体的な運用を図ることによって、地域活性化を促進します。

④古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存修理・活用等が行

われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において保存修理作業等を実施しています。引き続き壁画の保存修理作業をすすめるとともに、修理中の壁画を公開します。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年秋にオープンした「キトラ古墳壁画体験館 四神の館しじんのやかた」において、石室から取り外した重要文化財キトラ古墳壁画の保存と活用を推進し、整備された古墳の公開を進めます。

⑤世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する固有の文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載することは、日本文化を世界に向けて発信するとともに、国民の歴史と文化を尊ぶ心を培う上で大きな意義を有します。平成30年6月には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産一覧表に記載されたところです。引き続き、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等に貢献するため、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組等について、国際社会に積極的にアピールしていくことが求められます。平成30年11月には、「来訪神・仮面・仮装の神々」が無形文化遺産の代表一覧表に記載されたところです。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への登録を推進します。

文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

①文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化財についても地域固有の文化資源として、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信すべく、国際観光旅客税を充当し、文化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう「磨き上げ」る取組を支援します。

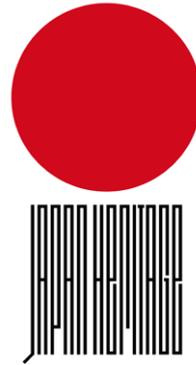
②日本遺産の魅力発信

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、地域全体として一体的に整備・活用し国内外に積極的・効果的に情報発信等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、歴史的魅力にあ

ふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援することにより、地域の活性化を図ります。

平成31年4月現在、全国で67つのストーリーを認定しており、日本遺産を通じた地域活性化に資する情報発信や人材育成事業、普及啓発事業、公開活用のための整備に係る事業等に対し支援を行っています。



「日本遺産 (Japan Heritage)」
ロゴマーク

文化芸術によるイノベーションの創出、 国家ブランドの構築

①文化経済戦略の推進

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

また、近年、興行入場券の高額転売が社会問題となつていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を

確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成30年12月に成立し、本年6月14日から施行されます。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

②企業等による芸術文化活動への支援

我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

あわせて、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会が主催する「メセナアワード」の環境として、「文化庁長官賞」を設け、企業や企業財団による優れたメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の顕彰を行っています。

③国際文化交流・協力の推進と日本文化の発信

国際文化交流・協力を推進するとともに、日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。

具体的には、我が国の芸術団体と外国の芸術団体との国際共同制作公演、我が国で開催される国際発信力のあるフェスティバル、海外で開催されるフェスティバルへの参加公演や国際展への出展、映画、メディア芸術の海外展開などを支援します。また、「国際文



平成29年度文化交流使・種田道一氏による
能のワークショップ(スペイン・バルセロナ)

文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

さらに、著名な文化人、芸術家等を「文化交流使」として派遣し、日本の優れた芸術文化を広く世界に発信します。

また、日中韓3か国から1都市ずつを選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。その他、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等



ミャンマーにおける考古技術移転に関する拠点交流事業
(写真提供：(独法)国立文化財機構奈良文化財研究所)

を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、双方向の国際文化交流を促進します。

また、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。

博物館・劇場等の振興

① 博物館の振興

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の本来の役割や機能に加え、観光・まちづくり・教育等の関連分野との有機的な連携を図りつつ、地域の文化振興の拠点となることが期待されています。

こうした背景を踏まえ、「文部科学省設置法」を改正し、平成30年10月、博物館に関する事務を文部科学省から文化庁へ移管しました。文化庁は、博物館全体を所管する立場から、博物館のさらなる振興に取り組んでまいります。

なお、2019年9月にはICOM(国際博物館会議)京都大会2019が開催されます。この大会は、諸外国に対し我が国の文化を発信する絶好の機会であることから、開催に向け関係機関と連携し、博物館に対する支援をしっかりと推進します。

① 博物館への支援

博物館職員の資質向上を図り、博物館活動を充実させるため、学芸員の資格認定試験や、博物館長及び学芸員等を対象とした専門的な研修等を実施しています。

また、博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、国内外の文化芸術の発信拠点としての機能が充実するよう、「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」や「博物館を中核とした文化クラスター形成事業」等、様々な支援を行います。

② 国立館における取組

国立美術館・博物館は、開館時間を延長して週2回の夜間開館(金・土曜日は20時まで)と、それに連動したコンサート・野外シネマなどの参加・体験型各種イベントを実施しています。

また、東京国立博物館では、我が国の文化資源の魅力を広く発信することを目的として、インバウンドを含む来館者の満足度を高めるためのプラン(トータル新時代プラン)を公表し、さらなる充実に取り組みます。

③(独)国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館(東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館)が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。

また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行います。

④(独)国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館4館(東京・京都・奈良・九州)を設置し、貴重な国民的

財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行っています。

同機構では、国宝・重要文化財を含めて約12万件の文化財を所蔵しています。これらの文化財を活用した平常展、企画展などとともに、平成30年7月に開設した文化財活用センターでの新たなコンテンツやプログラム開発等の取組を通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。

なお、同法人は平成26年7月に「文化財防災ネットワーク推進本部」を設置し、今後起こり得る大規模災害に対応した文化財等の救出・救援体勢を確保するため、文化財の防災・救援業務に係る調査・研究等を行っています。

⑤(独)国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査研究、ナショナルコレクションとしての標本資料の構築・継承を行うとともに、それらの成果を展示や学習支援活動に活用して、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

また、同法人は、平成30年10月に文部科学省から文化庁に所管が移ったことに伴い、社会教育施設としての役割に加え、同法人の有する人材やコレクション等の資源を有効活用し、観光や地域振興にも貢献するとともに、科学を「文化」として根付かせる機運の醸成を目指します。

⑥国立近現代建築資料館について

国立近現代建築資料館では、我が国の近現代建築資料における劣化、散逸、海外流出防止を目的として、情報収集、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。

あわせて、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。(詳細は、こちらを御覧ください。http://nama.bunka.go.jp/)

②劇場・音楽堂等の振興

①劇場・音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

また、平成30年度から、バリアフリーや多言語対応の整備を行うことにより、全ての人が文化芸術に親しむことができる拠点づくりの支援をしています。

②国立の劇場における取組

国立劇場(国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ)は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。

国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。

これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、効率的かつ効果的に事業の充実に努めています。

社会の変化に対応した国語・日本語教育に関する施策の推進

①国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会(前身は国語審議会)が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、国語の表記に關して、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では、平成26年2月に「異字同訓」の漢字の使い分け例(報告)」、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション(報告)」をまとめています。また、30年11月には、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」を確認しました。現在は、官公庁における文書作成について審議を進めています。

また、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるため、「国語問題研究協議会」の開催(2019年8月7日・8日・石川県金沢市、8月22日・23日・

徳島県徳島市)や「国語に関する世論調査」の実施、加えて、文化庁ウェブサイトで「国語施策情報」、文化審議会答申「敬語の指針」に基づく動画「敬語もむしろ相談室」、「国語に関する世論調査」に基づく動画「ことば食堂へようこそ」の公開など、必要な施策に取り組んでいます。

さらに、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の実態把握と保存・継承のための調査研究や、その支援を行っています。2019年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミット(鹿児島県奄美市)等の開催、被災地方言の保存・継承のための取組支援、加えてアイヌ語のアナログ音声資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、アーカイブ作成推進のための人材育成を予定しています。

②外国人に対する日本語教育施策の推進

コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています。

具体的には、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、外国人が日本社会の一員として日本語を用いて円滑に生活を送ることができるよう、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容及び方法について検討を行い、平成25年2月までに「日本語教育の標準的なカリキュラム案について」等五つの報告を取りまとめました。また、平成30年3

月に、日本語教育人材に求められる資質・能力及び養成・研修における教育内容やモデルカリキュラムについて検討を行い、文化審議会国語分科会において「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(報告)を取りまとめました。平成31年3月には、日本語教師の活動分野として生活者、留学生、児童生徒等に、就労者、難民等、海外を加えた改定版を取りまとめるとともに、日本語教育の資格の在り方に関する基本的な考え方を整理しました。2019年度は、日本語教師の資格について引き続き検討を行うとともに、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準についても審議を行う予定です。

また、「カリキュラム案」等を活用し、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施しています。日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人に対してインターネット等を活用した日本語学習教材の開発などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

さらに、「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能力の向上を図っています。

2019年度からは新たに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制を整備するための支援を行います。

あわせて、これら事業における取組の優れた実践

事例等については、文化庁日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めることとしています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ(教材、カリキュラム、報告書等)に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を運用しています。

このほか、難民に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行います。



文化庁事業による地域の日本語教室の例

新しい時代に対応した著作権施策の展開

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

①海賊版対策を中心とした著作権分科会報告書

文化審議会著作権分科会においては、社会の要請を踏まえ、著作権制度の見直しなどについて検討を行っています。

第18期(平成30年度)においては、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」や「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」をはじめ

とする著作権等の適切な保護を図るための措置のほか、「著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入」をはじめとする著作物等の利用の円滑化を図るための措置等について検討を行い、平成31年2月には、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめました。

具体的には、リーチサイト・リーチアプリについては、利用者を侵害コンテンツにアクセスすることを容易にすることで、その拡散を助長する蓋然性の高い場・手段であると評価されることから、①リーチサイトを運営する行為やリーチアプリを提供する行為、②リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツに係るリンクを貼る行為等の双方を規制していくこととされています。

また、侵害コンテンツのダウンロード違法化については、現行法上既に違法となっている音楽・映像以外のコンテンツについても、幅広く違法ダウンロードによる被害が確認されていることから、諸外国の取扱い等も踏まえ、対象範囲拡大していくこととされました。その際、ユーザー保護の観点から、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合には違法とならないように確実に担保するとともに、特に刑事罰については、悪質性の高い行為に限定して適用することとされています。

この他、著作権分科会においては、クリエイターへの適切な対価還元に関する課題や、インターネットによる国境を越えた著作権侵害行為に対する対応の在り方、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方等について検討を行っています。

今後とも、著作物等の利用と権利の保護のバランスを図りながら、新たな時代の要請に応えることがで

きるよう、著作権制度や流通の在り方を審議します。

②平成30年改正の円滑な施行に向けた対応

平成31年1月1日、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備や教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備を行う「著作権法の一部を改正する法律」が一部の規定を除いて、関連の政省令等とともに施行されました。

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については、平成31年2月15日付で、教育機関の設置者が授業目的公衆送信補償金を支払う単一の団体として一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)を文化庁長官より指定しました。また今回の法整備を契機に、教育関係団体と権利者団体との間で継続的な議論を行うための場として「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が平成30年11月27日付で設立され、①授業目的公衆送信補償金の徴収事務等を含む補償金の在り方、②教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等、③著作権法の解釈に関するガイドライン、④補償金制度を補完するライセンス環境等について、学校現場の実態等を踏まえながら当事者間で検討が行われています。

③著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

①「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の

便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行います(登録事業者数・28事業者(平成31年3月1日現在))。

②権利処理の円滑化に向けた取組

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行います。平成30年度は書籍における著作物や放送番組における実演など35816件の著作物等の利用について裁定を行いました。なお、平成30年度には、裁定制度の利用円滑化の観点から、国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の事前供託を不要とする法改正も行いました(平成31年1月1日施行)。(詳細はこちらを御覧ください。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukensei/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/index.html)

また、コンテンツの権利処理の円滑化を目的として、平成29年度から、引き続き新規事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」に取り組んでいます。

④著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることはますます重要となっており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱っています。

また、全国各地での講習会の開催や教材の作成・

提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員及び教職員を対象として毎年10数箇所で開催しています。また、教材は、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などを文化庁ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukuen/seidokaisetsu/>)を通して広く提供しています。

5 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた新たな流通形態が生まれ、我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等いわゆる「パッケージ」の海賊版に加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。

このような現状に対応した適切な海賊版（違法複製物）対策と国際ルールの構築を積極的に推進していきます。

① 海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することできない深刻な問題となっています。そのため、権利者が海外において適切に権利執行するための環境整備を目的として、主に以下の取組を行っています。

働きかけ

(イ) 政府間協議の場を通じた侵害発生国・地域への働きかけ
(ロ) アジア・太平洋諸国の政府職員を対象とした研

修

(ハ) 侵害発生国・地域における一般消費者を対象とした普及啓発活動

② 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在WIPO(世界的所有権機関)において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。また、平成30年4月に「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシユ条約」の締結について国会承認されたことを踏まえ、同年10月に加入書を寄託し、平成31年1月1日から同条約が我が国において効力を生ずることとなりました。

さらに、平成30年12月30日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)が、平成31年2月1日に日EU経済連携協定(EPA)が発効するとともに、EPA交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働き掛けていきます。

宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

① 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務

研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

② 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省「情報ひろば」 **NAVI** Navigation

皆さん！「情報ひろば」を知っていますか？

「文部科学省 情報ひろば」新庁舎2階エントランスにおいて 新たな企画展示を開始しました！

「文部科学省 情報ひろば」新庁舎2階エントランスでは、文部科学行政に関する様々な展示と情報発信を行っています。この度、2019年4月から新たに以下の大学・研究機関等による企画展示を開始しました。文部科学省への来省の際は是非お立ち寄りください！

【開催期間】2019年4月1日～5月9日

広島大学

「世界初！アスベストを光らせて検出する装置」

広島大学では、アスベストに特異的に結合するタンパク質を作り出しました。このタンパク質を蛍光物質で修飾したものを使い、今までに比べて迅速にアスベストを検出する方法（蛍光法）を開発したので、展示して紹介します。

被災地でのアスベスト飛散をモニターする技術として貢献しており、平成28年の熊本地震においても、開発したアスベスト検出技術を使って、熊本地震の際に倒壊した建物から飛散アスベストを計測する活動を行い、安全確認に貢献しています。

アスベストの社会問題の解決に向けて、建設業界や研究機関だけでなく一般の方にも本技術を知ってもらい、将来的に国民の安全と安心につながることを期待しています。

本技術は、平成24年度文部科学大臣表彰科学技術賞（開発部門）、平成28年度環境賞（環境大臣賞）、平成29年度産学官連携功労者表彰（環境大臣賞）を受賞しています。

皆様のお越しをお待ちしております。

【主な展示物】

- ・アスベスト蛍光試薬
- ・アスベスト蛍光検出器
- ・アスベスト蛍光検出器の説明動画及び大学案内の上映



【開催期間】2019年4月1日～5月10日

公立諏訪東京理科大学

球乗り型パーソナルモビリティ「オムニライド」

公立諏訪東京理科大学は、文部科学省における大学・研究機関等との共同企画広報として文部科学省エントランスにて下記のとおり企画展示を実施いたします。

展示内容は本学で開発した、重心移動によって操縦可能なパーソナルモビリティ「オムニライド」です。最大の特徴は、タイヤではなく一つのボールを使って移動することで、一方向を向いたまま前後左右どの方向にも自由に移動できることから、「OMNIdirectional RIDE」と名付けました。

本展示では、オムニライド実機の展示のほか、パネル展示、走行の様子がわかる動画展示を交えて紹介します。お越しいただいた皆さまに、ものづくりの世界のやりがいや楽しさを知っていただく機会になれば幸いです。

皆様のお越しをお待ちしております。

【主な展示物】

- ・オムニライド
- ・オムニライドの走行動画
- ・開発者による研究紹介動画



情報ひろば INFO

所在地：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

交通案内：銀座線「虎ノ門駅」11番出口 直結

千代田線「霞ヶ関駅」A13番出口 徒歩5分

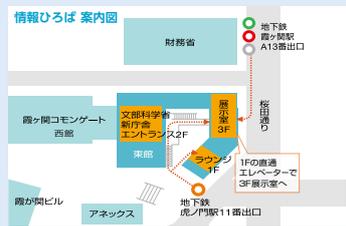
開館時間：月曜～金曜 10時～18時

※入館は閉館の30分前まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末・年始休館

入館料：無料

〈お問合せ・団体見学申込先〉 文部科学省大臣官房総務課広報室事業第2係

TEL：03-6734-2170 Email：hiroba@mext.go.jp



情報ひろばホームページへGO！⇒ <http://www.mext.go.jp/joho-hiroba/>
皆様のお越しをお待ちしています。是非、お気軽にお立ち寄りください。

文部科学広報



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学広報 平成31年4月号 No.233

(発行・著作)

文部科学省大臣官房総務課広報室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (代表)

URL : <http://www.mext.go.jp/>

E-mail : mextjnal@mext.go.jp